

官報

号外

平成二十年二月十九日

○第百六十九回 会衆議院會議録 第六号

平成二十年二月十九日(火曜日)

午後一時 本会議

○本日の會議に付した案件

平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案(内閣提出)及び所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

増田総務大臣の平成二十年度地方財政計画についての発言並びに地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)、地方法人特別税等に関する暫定措置法案(内閣提出)及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明並びに質疑

午後一時二分開議

○議長(河野洋平君) これより會議を開きます。

平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案(内閣提出)及び所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(河野洋平君) この際、内閣提出、平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。財務大臣額賀福志郎君。

(國務大臣額賀福志郎君登壇)

○國務大臣(額賀福志郎君) ただいま議題となりました平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案について御説明申し上げます。

平成二十年度予算編成に当たっては、これまでの財政健全化の努力を緩めることなく、社会保障や公共事業など各分野において、経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇六で定められた歳出改革をその二年目においても着実に実現し、

歳出改革路線を堅持する中で、成長力の強化、地域の活性化、国民の安全、安心といった課題に十分に配慮して予算の重点化を行っております。

これらの結果、新規国債発行額については、税収の伸びが小幅にとどまる中、歳出入両面において最大限の努力を払い、二十五兆三千四百八十億円にとどめて四年連続の減額を実現したところでありました。しかし、なお引き続き特例公債の発行の措置を講ずることが必要な状況となっております。

本法律案は、こうした厳しい財政事情のもと、平成二十年度の財政運営を適切に行うため、同年における公債の発行の特例に関する措置を定めるものであります。

すなわち、本法律案において、平成二十年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、財政法第四条第一項ただし書きの規定による公債のほか、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で公債を発行することができることとするなどの特例措置を定めております。

次に、所得税法等の一部を改正する法律案について御説明を申し上げます。

本法律案は、現下の経済財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現する等の観点から、公益法人制度改革に対応する税制措置を講ずるとともに寄附税制の見直しを行うほか、法人関係税制、中小企業関係税制、金融・証券税制、土地・住宅税制、国際課税、道路特定財源諸税等について所要の措置を講ずるものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、民間が担う公益活動を推進する観点か

ら、公益社団・財団法人等について収益事業課税を適用するほか、公益社団・財団法人が収益事業から公益目的事業の実施のために支出した金額を寄附金の額とみなすなど、新たな法人類型に係る税制上の措置を講ずることとしております。

第二に、法人関係税制について、研究開発投資を促進する観点から、試験研究費の総額に係る税額控除制度と控除可能限度額を別枠とする追加的な税額控除制度の創設等を行うこととしております。

第三に、中小企業関係税制について、一定の特定中小会社に出資した場合に寄附金控除を適用する制度を創設するほか、教育訓練費に係る特別税額控除を、教育訓練費が増加しない場合でも総額の一定割合を税額控除できる制度への改組等を行うこととしております。

第四に、金融・証券税制について、金融所得課税の一体化に向け、上場株式等の譲渡益及び配当に係る軽減税率を廃止し、譲渡損失と配当との間の損益通算を導入するとともに、これらを円滑に実施するための平成二十一年及び二十二年の二年間の特例措置等を講ずることとしております。

第五に、土地・住宅税制について、土地の売買等に係る登録免許税の特例の適用期限を延長する等の措置を講ずるほか、住宅の省エネ改修促進税制の創設等を行うこととしております。

第六に、国際課税について、いわゆるオフショア勘定で経理された預金等の利子の非課税措置の適用期限を撤廃する等の措置を講ずることとしております。

第七に、道路特定財源諸税について、揮発油

税、地方道路税及び自動車重量税の税率の特例措置の適用期限を十年間延長する措置を講ずることとしております。

そのほか、入国者が輸入するウイスキー等や紙巻きたばこに係る酒税及びたばこ税の税率の特例措置の適用期限を一年間延長するなど、適用期限の到来する特別措置の延長、既存の特別措置の整理合理化等の所要の措置を講ずることとしております。

以上、平成二十年年度における公債の発行の特例に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。

先般の両院議長のあつせんにおいては、「総予算及び歳入法案の審査に当たっては、公聴会や参考人質疑を含む徹底した審議を行つたうえで、年度内に一定の結論を得るものとする。」との合意がなされたものと承知をしております。両法律案を初めとする予算関連法案については、国民の安全、安心を確保し、地域を活性化させ、成長力を強化する施策が年度当初から円滑に実施されるよう、今年度内に成立させることがぜひとも必要であり、与野党の議員各位の御理解と御協力を切にお願い申し上げる次第であります。(拍手)

平成二十年年度における公債の発行の特例に関する法律案(内閣提出)及び所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑
○議長(河野洋平君) ただいまの趣旨の説明に對

して質疑の通告があります。順次これを許します。古本伸一郎君。

〔古本伸一郎君登壇〕

○古本伸一郎君 古本伸一郎でございます。

民主党・無所属クラブを代表いたしまして、ただいま議題となりました公債特例法、所得税法等の一部を改正する法律案につきまして、内閣総理大臣に御質問申し上げます。(拍手)

税は社会をつくります。法人税や証券税制の優遇措置はそのままに、恒久的だったはずの所得税減税が廃止される一方、暫定税率は三十四年も続いております。税の抜本見直しは、いつ、どうなさるのかお尋ねいたします。国語を学ぶ人たちに、恒久と暫定の違いもあわせて御説明願います。

道路で巨額の財源を確保するならば、つくる社会も示すべきであります。五十九兆円の先にあるものは国の未来ではないでしょうか。しかも、道路だけは先に歳入を決め、そして、後で予算がついてくる仕組みとなっております。どうして道路だけが特別に見積もりなしで十年先まで決まるのでしょうか。

仮に五十九兆円が余っても暫定税率は変わりません。しかも、他に使われてしまう今回の仕組みとなっております。最初に必要額を決め、国民に御負担をお願いすべきではないでしょうか。御所見を求めます。

その中期計画も、自治体が期待する肝心の箇所づけはわずか一年しかついておりません。十年先まで財源を確保しておいて、残りの九年は道路関係者のお楽しみ、地方の道路陳情はこれではとま

りません。納税者は理不尽な負担が残ります。五十九兆円が目指す社会を、この際、内閣総理大臣にお尋ねいたします。

今、地方自治体は三月議会を前に道路予算を心配されておられます。地方が暫定税率を前提に予算を組み限り、永遠に暫定となつてしまします。総理の御所見を求めます。

自動車諸税の歴史を申し上げます。まず、自動車取得税でございます。

昭和四十九年のオイルショックの際、消費抑制の目的から三％の税率が暫定で五％に上げられ、三十四年がたちました。この間、税は役割を果たし、消費は抑制されたのか、また、二％の暫定分の総額もあわせお尋ねいたします。

我が国のGDPを支える屋台骨と自動車ユーザーの負担を考えれば、取得税を廃止すべきと考えます。御所見を伺います。

次に、自動車重量税でございます。

欧州では、実際に道路を損壊する大型車に絞られております。日本では、車庫に置くだけで自動車重量税がかかります。しかも、二・五倍に上乗せされたまま実に三十四年がたっております。総理の御尊父は、「道路を損壊し、また道路がよくなれば、その利益をこうむる自動車の使用者に負担を求める」と国会で答弁されておられます。それを信じたドライバーの期待に反し、どんどん使途が拡大されております。また、重量税を車検代と勘違いする方も多く、政府には好都合の税となつております。この間、道路が地下鉄に、天下り先への補助金に、そしてモノレールにまで化けたと伺います。

この際、昭和二十九年からドライバーの血税を一体幾ら、どのように道路以外に使ったのか、それぞれお尋ねいたします。

地下鉄は渋滞緩和になると説明されておられます。効果をお尋ねいたします。

小泉内閣の女房役であつた総理が手のひらを返し、十年暫定で道路と決め込んでおられます。こんなことなら、小泉さんに背いてでも道路をつくつておけばよかったんじゃないでしょうか。今回の増税も半分で済んだのではないのでしょうか。本音を伺います。

また、有料方式で成り立つとした本四架橋も破綻し、自動車重量税を使つてしまいました。その総額をお尋ねいたします。これではまるで民営化前の駆け込み清算ではありませんか。

車がないと暮らせない地方の方が大勢おられます。その切実な思いは総理も御存じではないでしょうか。暫定税率は実は地方の格差を拡大してしまします。東京都中野区では、一家に〇・三台しか車はございません。片や、茨城県旧千代川村では、一家に四台車がございます。税負担は大変な格差となっております。地方ほど負担が重いこの税金を道路以外に転用しては、逆に格差が広がるばかりではないでしょうか。御所見を求めます。

二十年年度予算でも、道路以外に六千億を計上されておられます。受益と負担と言うならば、地方の道路予算に使うべきではないでしょうか。総理の御所見を求めます。
これまでドライバーが納めた重量税の暫定税率分の総額をお尋ねいたします。

保有税としては、地方の自動車税もござい
す。一本化すべきと考えますが、いかがでし
ょうか。

今回、道路に使わず余った分はプールされま
す。後で自由に使えるという法改正もわかってま
いりました。初めから道路に使わない額が六千億
円です。この先、余ってくる分と合わせまして、
最低でも暫定税率から削減すべきであります
が、お答えを願います。

小削減で庶民が一息ついたのもつかの間であ
りました。年収五百万の世帯では二割の負担増と
なっております。我が国の成長を支える家計は傷
み、物が売れない消費の下流社会が進んでおりま
す。そこで、暫定税率を廃止すれば、二・六兆円
が国民の財布に返ってまいります。世帯平均で約
五万円の減税となります。総理の地元でも、恐ら
く家族の人数プラス軽トラ一台ぐらいあるんじや
ないでしょうか。きつと喜ばれると思います。総
理のお地元の納税者の生の声をお聞かせ願いま
す。

暫定税率がなくなれば、現金は家計に戻り、地
方ほど助かります。道路は必要なのに絞られ、
非効率な公共により奪われた国富は国民にお返し
いたします。民主党の提案です。どうでしょう
か、総理。御所見を求めます。

道路を求める声と減税の声、どちらが多いと思
いますでしょうか。総理の率直な御意見を求めま
す。また、暫定税率を廃止すれば家計は助かる
と思いませんか。あわせてお尋ねをいたします。
三位一体が家計にも影響を与える重大な疑惑が
浮上してまいりました。住宅ローン控除の問題で

す。

政府は、税源移譲に伴う負担増はないというふ
うに明言をしてまいりました。昨年の一月以来に
住宅取得された方で、予定のローン控除が受けら
れない場合があることが、私の調べで明らかにな
りました。年収幾らの方が影響を受け、控除を受
け損なう額はどれくらいか、何人か、お尋ねいた
します。

政府は、棚からばちもちのごとくの歳入増は総
額六百億円になると試算しているはずですが、な
ぜ黙っておられたのか、お尋ねいたします。

サラリーマンが家族のためにやつとの思いで手
に入れた我が家がございます。まじめに働きロー
ンを返す人と三位一体が一体何の関係があったと
いうのでしょうか。住宅にも熱心な総理に救済措
置を求めます。

年間の脱税事案はわずかに三百億円です。氷山
の一角ではないでしょうか。保育料から年金、医
療まで、保険料はすべて所得で決まります。税に
公平性がなければ、暫定税率の上乗せなど許せる
はずがございません。中でもガソリン税は、給油
の際に消費税もかかる二重課税となっております。
この問題をいつどのように解決されるのか、
お尋ねいたします。

政府は、ガソリン税が下がれば消費がふえ、環
境に悪いと言いますが、事実でしょうか。オイル
ショックの際も、ガソリンは代替がきかないた
め、価格の変動で消費は変わりませんでした。そ
の後も絶対量はふえ続けております。また、車
は、幾多の技術革新により燃費の向上に努めてま
いりました。数値目標も前出しをして達成いたし

ております。ガソリン税を環境目的とした幅広い
税に転換をする、むしろ抜本見直しの時期ではな
いでしょうか。総理の御所見を伺います。

さらに、ガソリン税は諸外国より安いと主張さ
れますが、これは言い過ぎです。なぜなら、日本
には有料道路があります。首都高を初め、ドライ
バーが負担をする高速料金は年平均で約三万円、
これをガソリン消費量で換算すれば、リッター当
たり三十円、置きかえれば高速料金を負担してい
ることとなります。諸外国と比較するならば、政
府こそ、高速道路の開放を提案すべきではないで
しょうか。お答え願います。

ガソリン税は、昭和六十年より、四分の一をい
わゆる臨交金として地方の道路財源にお配りして
おります。自治体の御心配も、配分割合を二分の
一に変えれば地方財政への影響はないと思いま
すが、法理論として正しいでしょうか。お尋ねいた
します。

法律に基づけば、三月末の午前零時、暫定税率
は切れます。この際、暫定の継続ではなく、四月
一日から増税する、これが正しい表現ではないで
しょうか。お尋ねいたします。

総理は、国民に増税の御理解をお願いすると言
われますが、国民は、お願いされた覚えがござい
ません。それでもやるというならば、国民の信を
直接問うてはどうでしょうか。御意思をお尋ねい
たします。

そもそも、増税を言う前に、政府はコスト削減
の努力をすべきであります。十年で道路建設費を
何%削減するのか、伺います。その際、五十九兆
円はどの程度まで圧縮されるのか、お示し願いま

す。

まだ使える舗装をわざわざはがす工事も、予算
を使い切る限り直りません。仮に、熱意ある職員
が一〇〇の工事費を八〇に下げたとしても、余り
は国庫に帰属し、整備局単位で見たならばコスト
削減が報われないのであります。例えば削減額の
一%でも局に分配すれば、一億円の原資で百億円
の削減が期待できるかもしれません。改革の御意
思をお尋ねいたします。

道路特定財源制度ができた昭和二十九年、乳幼
児死亡率が今の十五倍、家を失い、食料がなかつ
た大変な時代でありました。その時代に、田中角
栄氏が、今日のモータリゼーションを予見し、道
路が必要と訴えられました。国民が道路よりほか
を望む時代だったからこそ、道路をつくるには財
源を特定財源化する必要があったわけでございます。
それから半世紀、今や、民意を代表する知事
や市長、議会の皆様がござって道路とおっしゃる
ならば、財源の特定化は必要ありません。堂々と
一般財源でやるべきではないでしょうか。御所見
を求めます。

閣議決定で変わるかもしれない中期計画で総額
を決めておき、十年先まで暫定税率で財源を確保
し、特定財源で困り込み、あとは道路特会で表に
出さない。臨時異例かつ暫定だった戦後復興のこ
の仕組みを、道路でも介護でも、地方がみずから
政策を選べる社会に変える構造改革をやるべきで
はないでしょうか。総理にお尋ねいたします。
暫定税率の廃止による国の直轄事業費の削減も
否めません。しかし、建設速度を緩めるだけで、
ストップするわけではないのです。速度を少し緩

めてはどうでしょうか。一万四千キロ全線施工の御意思とあわせお尋ねいたします。

旧道路公団の借金四十兆円は高速道路の料金収入で返す約束であったはずですが、ところが、国が料金値下げを民営化会社に求めれば、その分の借金を自動車諸税で肩がわりする、値下げをすれば国が面倒を見るような、そんな民間企業はどこにあるでしょうか。お答え願います。今後も税金による借金の肩がわりをするおつもりか、あわせてお尋ねいたします。

我が国の道路は百二十万キロ、このうち国道は一割もなく、ほとんどが地方道であります。国道はおおむね改修する一方、地方道の整備がおくれています。よく言われるあかすの路切や通学路の大半は地方道でございます。したがって、地方財源をまずは確保すれば、道路が欲しいとの御要望におこたえできると考えます。

一方、高速道路は都市を結ぶかけ橋です。例えば宮崎や島根など、高速自動車道がつながっていない箇所は何かしなければなりません。しかし、その建設費は東名、名神の収益を充てる約束ではなかったのでしょうか。今回の暫定税率とは別の話ではないでしょうか。お答えください。

税を使う新直轄も、地元負担が伴い、慎重な判断が求められます。なし崩しで決めていては道路公団を民営化した意味がございません。既に決まった八百キロに加え、あと何キロ、あと幾ら特定財源でやるおつもりか、お答え願います。

また、昨日の予算委員会でも明らかになりましたが、国幹審の議論を経ず整備できる箇所は何キロ、そして幾らかをお尋ねいたします。これで

は、先につくっておいて後で高速道路に昇格すれば、不採算な高速も、国会が関与せず、いとも簡単に税金でできてしまいます。総理の御所見を求めます。

さらに、五十九兆で建設した道路は新たなストックとなります。維持補修費はこのため幾らふえるのでしょうか。五十九兆の内数かもあわせお尋ねいたします。

終わりに、小泉総理は、道路公団を民営化すれば「採算のとれない道路はつくらない」と公約されました。

自転車で暗い夜道を、峠の坂を越え、家に帰る子たちがいます。一本のトンネルが通れば、わずかな時間で学校へ行くことができるでしょう。私たちは、このトンネルを命の道と呼ぶべきではないでしょうか。しかし、こうしたトンネルは、暫定税率を十年上乗せしなくとも、一キロ二百億円の豪華な道路を見れば何十倍も延ばすことができるはずで、命の道は、その子たちの顔を知る地方の力でつくるべきではないでしょうか。

急病になったとき、不安な夜を過ごす離島の方々もおられます。人々にとって命のかけ橋は、百億円の橋なのか、それとも当直医のいる診療所なのでしょうか。しかし、今の仕組みでは、そこに住む人々がみずから選択することができません。

民主党は、暫定税率の廃止により、新しい日本の社会を示してまいります。

ありがとうございます。(拍手)

(内閣総理大臣福田康夫君登壇)
○内閣総理大臣(福田康夫君) 古本議員の質問に

お答えする前に、本日早朝発生した海上自衛隊イージス艦と漁船清徳丸との衝突事故について申し上げます。

このような事故が発生したことは極めて遺憾であります。現在、海上自衛隊と海上保安庁が懸命に乗員の方の捜索救助に当たっていますが、残念ながら、いまだ救助されたとの情報は得ておりません。乗員の方を一刻も早く全員無事に救助できるように、全力を挙げているところです。

このような事故は絶対にあってはなりません。乗員の方の捜索救助が最優先ですが、あわせて、なぜこのような事故を未然に防ぐことができなかったのか、徹底して原因の究明を行うとともに、二度とこのような事故が起きないよう対策を講じなければならぬと考えております。

それでは、最初の質問、税体系の抜本見直しについてのお尋ねがございました。

中長期的には、社会保障を持続可能な制度とするために、安定的な財源を確保しなければなりません。このため、今後とも歳出改革を徹底するとともに、消費税を含む抜本的な税制改革について早期に実現を図る必要があります。

政府としては、まずは、社会保障のあるべき姿や負担の仕方などについて、幅広く国民各層から成る社会保障国民会議を設置し、国民的な議論を開始したところであり、そこでの議論を踏まえながら検討を進めていく考えでございます。

恒久と暫定の違いについてお尋ねがございました。

一般に、法律に規定された措置については、その具体的な期限が明示されているものや、具体的

な期限は設けずに当分の間の措置として定められているものについては暫定措置と称される場合が多く、他方、このような定めのない措置については恒久措置と称される場合が多いと承知いたしております。

このような暫定措置のうち具体的な期限が到来するものについては、個々の措置に係る事情を踏まえて期限到来後の取り扱いが決定されます。その時点において限定的な期限の延長という形で施策を講ずることが適当であると考えられる場合には、その限度で限定的な期限の延長を内容とする法律の改正が行われることもあり得ます。

道路特定財源の税率を十年延長する理由及び中期計画が目指す社会についてお尋ねがございました。

中期計画の素案の作成に当たっては、二十一世紀を見据えた日本の国土建設という中長期的な視点から、道路整備の事業プロセスに通常は十年程度を要する実情も踏まえ、十年間を計画期間とし、必要な事業費を算出しました。そして、このために必要な財源として、現行の税率水準の維持を国民の皆様にお願ひすることといたしました。

中期計画に掲げた政策課題の達成によって、国際競争力の確保、地域の自立と活力の強化、国民生活の安全、安心の確保などが図られる社会を目指します。

暫定税率と地方予算との関係についてお尋ねがございました。

今般の道路特定財源の見直しにおいて現行税率水準を維持するの方針は、平成十七年十二月の政府・与党合意、行政改革推進法、平成十八年十

二月の閣議決定で告示してきたものであり、これまで地方自治体も含めて御説明に努めてきております。

十年後における暫定税率のあり方については、道路整備に対する国民世論、我が国経済や財政の状況、地球環境問題の進展等をも勘案して判断すべき問題であると考えております。

自動車取得税についてお尋ねがございました。

昭和四十九年度以降の自動車取得税の暫定税率分の税収総額は、平成十九年度までで約四兆七千億円であります。昭和四十九年の自動車取得税の税率の引き上げは、地方道路財源の拡充を図ることとあわせて、消費抑制、資源節約、環境保全といった社会的要請にも配慮して揮発油税等の税率の引き上げとともに行われたものであります。燃料の消費量や自動車の販売量はさまざまな要因により決定されるものであり、税率の引き上げによる抑制の有無、程度について申し上げるのは困難と考えております。

自動車取得税は、地方道の整備水準、特定財源の割合が低い状況にあることを考慮すると、引き続き必要であると考えております。

自動車重量税の道路以外への活用についてお尋ねがございました。

自動車重量税は、昭和四十六年に創設され、国分の約八割が道路特定財源とされています。平成十八年度以降は一般財源を逐次拡大しつつ計上しているところでありまして、平成二十年度予算においては、自動車関連として、納税者の理解の得られる範囲内で、約千九百億円を一般財源として計上しております。

地下鉄の渋滞緩和効果についてのお尋ねがございました。

例えば、道路特定財源を活用した例ではございませんが、平成十七年に開通した福岡県の地下鉄では、周辺の国道において、交通量が約一〇％削減されるなど、交通環境が改善するなどの効果が出ております。

道路整備と税率の関係についてお尋ねがございました。

道路整備については、公共事業全体の縮減を図る中で、重点化、効率化を進めた結果、平成十七年のピーク時から事業量の四割以上を削減しているところであります。今般、地域、国民生活に欠かせない対策を進めるため、今後十年を見据えた中期計画を作成するとともに、このために必要な財源として、現行の税率水準の維持を国民の皆様にお願ひしているものであります。

本四架橋についてお尋ねがありました。

旧本四公団の債務については、道路関係四公団民営化推進委員会の意見を受けた政府・与党申し合わせを踏まえ、有利子債務の一部を平成十五年度に一般会計で承継し、その処理のために、平成十五年度から平成十八年度の間、一兆四千六百億円を支出し、民営化に当たり財務体質の改善を図ったところであります。

地方の道路整備についてお尋ねがございました。

自動車がないと暮らせない地方の切実な思いや、自動車保有の実態から、地方の税負担が都市より大きいことは認識しております。地域の自立、活性化に役立つ道路整備や救急病院への交通

の利便性の確保など、地方部の対策は、お願ひしている負担の関係からも急務と考えております。

平成二十年度予算においては、地方への無利子貸し付けなどに道路特定財源を活用しているところでございますが、地方部を含めた納税者の理解の得られるものと考えております。

自動車重量税の暫定分総額についてお尋ねがございました。

自動車重量税に暫定税率が設けられた昭和四十九年から平成十八年までの決算額は、約二十七兆円となります。このうち、暫定上乗せ分についてのお尋ねについては、自動車重量税は自動車の車種区分ごとに税率が異なっており、それぞれの年度ごとに一定の仮定を置いて試算を行う必要があります。ことから、一概に申し上げることは困難であります。

自動車重量税と自動車税を一本化すべきとの御指摘をいただきました。

自動車関係諸税は、それぞれ創設の経緯や課税根拠がありまして、また、国、地方それぞれの貴重な財源となっておりまして、これについては、昨年十二月七日の政府・与党合意において、「税制の簡素化が必要との指摘もあり、今後の抜本的な税制改革にあわせ、道路の整備状況、環境に与える影響、厳しい財政状況等も踏まえつつ、暫定税率を含め、そのあり方を総合的に検討する」ということとしております。

道路特定財源について、暫定税率の引き下げ、廃止のお尋ねがございました。

暫定税率が廃止された場合には、地域の自立、活性化や国民生活の観点から必要な道路整備が困

難となるほか、地方財政に深刻な影響が生じ、地方公共団体によっては福祉や教育などの住民サービスの見直しにつながるおそれがあります。このような地域住民の生活への影響を踏まえても、税率維持の必要性があり、私の地元云々というよりも、全国津々浦々の国民の皆様にも十分御理解いただくよう努めてまいりたいと考えております。

暫定税率の廃止の家計への影響についてお尋ねがありました。

確かに、揮発油税等の暫定税率を廃止することは、税率の低下により国民の消費などが増加する面もあると考えられますが、暫定税率の廃止に伴い仮に減収分と同額の道路歳入が減少すれば、道路投資額の減少により新規事業の凍結や継続事業の休止も予想されることから、地域経済や雇用面に与える影響など、家計へのマイナスの影響も大きいものと考えております。

三位一体による税源移譲と住宅ローン控除についてお尋ねがございました。

所得税から住民税への税源移譲に当たっては、税源移譲前と税源移譲後とで所得税と住民税を合わせた年間の税負担は基本的に変わらないよう措置しているところでございます。

議員御指摘のような、平成十九年以降に入居した方については、税源移譲後の税制を前提に住宅を取得される方であるため、税源移譲前から入居されている方と同列に論じることが適当ではないと考えております。したがって、これらの方については、税源移譲がなかった場合を仮定して、その影響人員や税収への影響等を議論することは適切ではないと考えております。

なお、税源移譲後に入居される方については、平成十九年度改正において、住宅ローン減税の効果を確保する観点から、控除期間を十五年に延長する住宅ローン減税の特例を創設いたしております。

ガソリン税と消費税との関係についてお尋ねがございました。

消費税はあらゆる商品やサービスの消費一般に広く公平に負担を求める性格の税であることから、消費支出の大きさに応じて比例的な負担を求めています。したがって、小売価格の中に間接的に含まれるガソリン税相当分に対しても消費税がかかることは、消費税の性格上、おのずと生じることであります。これは、いわば国際的に確立した共通のルールとなっております。付加価値税が採用されている諸外国においても同様の取り扱いがなされていると承知しております。

ガソリン税と環境についてお尋ねがございました。

ガソリン等の燃料課税が地球温暖化対策上果たしている役割は無視し得ないものであります。広い意味では、環境に関連する税制とも言えます。その税率が下がることが地球温暖化対策に逆行することは否めません。

御指摘のように、幅広く国民に負担を求める税に転換することについては、温暖化対策全体の中での具体的な位置づけ、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響などを十分に踏まえ、総合的に検討していくべき課題であると考えております。

ガソリン税の諸外国との比較についてお尋ねが

ございました。

欧州主要国においては、地球温暖化対策などを理由としてガソリンの税率を段階的に引き上げており、我が国は、欧州主要国と比べ、ガソリンの税負担が相対的に低い状況にあります。その差額は、仮に御指摘の一リットル三十円が上乗せされたとしても、なお開きがあるものと承知をしております。

なお、今般の政府案においては、道路特定財源の税収により、真に必要な道路整備を行うとともに、その一部を高速道路料金の引き下げに充てることとしたしております。

地方道路整備臨時交付金の財源についてお尋ねがございました。

地方道路整備臨時交付金の充当割合を二分の一とすれば、交付金に限っては地方財政への影響が生じないことは御指摘のとおりであります。しかしながら、国の道路財源が大幅に減少し、地域の自立、活性化を支える直轄道路事業や補助事業等に大きな問題が生じることが懸念されます。暫定税率の位置づけについてお尋ねがございました。

四月一日から、暫定税率が継続するのではなく、新たな増税ではないかとの御指摘につきましては、税率の水準が維持され、これに基づく課税関係が切れ目なく続く限りにおいては、納税者には引き続き同じ税負担をお願いすることとなります。我が国の道路は、なお地域の自立、活性化や国民生活の観点から引き続き多くの課題を抱えていることを踏まえ、今般、国民の皆様は、引き続き現在と同じ水準の御負担をお願いするものでござ

います。

暫定税率の維持と国民の御理解との関係についてお尋ねがございました。

今般の道路特定財源の見直しにおいて現行税率水準を維持することは、従来からの一貫した方針でございます。具体的には、平成十七年十二月の政府・与党合意、行政改革推進法、平成十八年十二月の閣議決定で明示し、国民の御理解を求めてきたものでございます。

今般、これらの方針に沿って現行税率水準の維持をお願いするものであり、現在御審議いただいている税制改正法案を年度内に成立させることこそが、国民経済、生活の混乱の回避のために最も重要と考えております。

中期計画の事業量削減とコスト削減に向けた改革の意思についてお尋ねがございました。

中期計画の事業量は五十九兆円を上回らない水準としたところでありますが、これは、現五カ年計画の事業量、五年間三十八兆円を二割以上縮減した水準です。今後とも、真に必要な道路整備を行うとともに、歳出改革の徹底等を図ってまいりたいと考えております。

また、予算を使い切らなければならないといった考えは厳に慎み、今後とも徹底したコスト削減に努めていくことが重要と考えております。

道路特定財源の見直しと一般財源化についてお尋ねがございました。

道路整備については、地域の自立、活性化や国民生活の観点から引き続き多くの課題を抱えている状況にあります。現下の厳しい財政事情のもとでは、受益と負担の考え方を踏まえ、暫定税率を

維持して安定的な財源を確保する必要があるとす。その上で、真に必要な道路整備を行うとともに、これを上回る額は、納税者の理解を得られる範囲で一般財源として活用することとしております。

また、地方の実態を見ると、特定財源を大きく上回る水準の道路整備が行われており、地域、国民生活に根差した資源配分が適切に行われていると認識いたしております。

道路整備の速度を緩めることについてのお尋ねがございました。

仮に暫定税率を廃止すれば、国、地方合わせて二兆六千億円の減収となり、道路整備の速度が大幅に低下し、地域や国民生活に根差した二ーズにこたえることが困難となります。

また、一万四千キロの高規格幹線道路について、個々の道路を整備するか否かは、地元自治体等の費用負担の意思や客観的かつ厳格な事業評価等により判断されるものであります。その上で、高速自動車国道については、国幹会議の議を経て決定されることとなります。

高速道路の料金引き下げに充てる国費等についてのお尋ねがございました。

今回の高速道路料金の引き下げ等の措置は、地域の活性化等の政策課題に対応するため、二・五兆円の範囲内で国費を活用する枠組みをつくるもので、民営化会社の経営支援等を行うものではありません。

今後とも、政府・与党合意の趣旨を踏まえ、毎年度予算の編成過程で適切に判断してまいります。

高速自動車国道の整備とその財源についてのお尋ねがございました。

道路関係四公団民営化に際しては、有料道路方式と新直轄方式を適切に組み合わせて高速自動車国道の整備を図ることとしましたが、新直轄方式は、国及び地方の暫定税率分を含む道路特定財源が充てられているものであります。

高速自動車国道の未供用の各区分を整備するか否かは、地元自治体等の費用負担者の意思や、今後改めて行う事業評価等の結果を踏まえて判断するものであります。

なお、中期計画の素案では、約六十五兆円のうち、高速自動車国道を含む基幹ネットワークの整備に約二十三兆円を計上いたしております。

国幹会議の審議を経ずに整備できる箇所についてのお尋ねがございました。

昨日の予算委員会では松本委員から御指摘のあった、高速自動車国道に並行する区間で、高速自動車国道との二重投資を避けるために、一般国道のバイパスを自動車専用道路として現在整備している区間は、事業中のものを含め約千キロあり、平成十九年度の事業費は約一千四百億円となっております。

これらの道路についても、実際に整備するか否かは、新直轄方式より重い負担を負う地元自治体の意思や、客観的かつ厳格な事業評価により判断されるものでありますし、高速自動車国道に編入する場合は、新設時と同様、国幹会議の議を経ることとなります。

中期計画における維持修繕費についてお尋ねがありました。

中期計画の素案で計上した事業量には、新設だけでなく維持修繕費等も含まれています。新規整備に係る維持修繕費等は算出していませんが、既存ストック分も含めて、中期計画の素案では七兆二千億円を計上いたしております。

以上であります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 石井啓一君。

(石井啓一君登壇)

○石井啓一君 私は、自由民主党並びに公明党を代表して、ただいま議題となりました平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案、所得税法等の一部を改正する法律案について、総理並びに関係大臣に質問いたします。(拍手)

法案の質問に先立ちまして、本日のイギリス艦と漁船との衝突事故につきまして、漁船の乗組員二名が行方不明と聞いております。人命救助、徹底した原因究明、再発防止に万全を期すべきと考えますが、現在の対応状況を総理に伺います。

言うまでもなく、歳入関連法案は歳出予算と一体であります。年度末に租税特別措置等が適用期限切れになった場合、国民生活や国、地方の財政、さらには日本経済にも多大な影響を及ぼすこととなります。今回の法律案について、ガソリン税等の暫定税率が期限切れになれば、大きな歳入欠陥が生じ、国及び地方財政に深刻な影響を及ぼすのみならず、例えば土地の売買等に係る登録免許税の軽減措置が切れれば、土地取引に悪影響を及ぼします。さらに、東京オフショア市場で取引される預金等の利子の非課税措置が切れれば、二十三兆円の預金残高のあるオフショア市場が機能

しなくなり、金融機関の資金調達や金融市場への影響が懸念されます。さらに、年度末までに公債発行特例法が成立しない場合、国債市場へどのような影響が及ぶのか懸念されます。

福田総理、歳入関連法案が年度内に成立しない場合の影響はどうなのか、国民の皆様にわかりやすく御説明ください。

国会の長い歴史の中で、予算が年度内に成立したにもかかわらず税制関連法案が年度内に成立しなかった例は一度もありません。また、昭和五十年以降は、暫定予算になった場合でも、税制関連法案についてはすべて年度内に成立させてきました。これが国会の良識ある慣例であります。租税特別措置等が年度末に適用期限切れにならないよう、万が一に備えて与党が提出したいいわゆるつなぎ法案の本案議決の直前に、両院議長のおつせ

により、総予算及び歳入法案について年度内に一定の結論を得ることで与野党が合意したこと、は、改めて国会の良識を示したものであり、高く評価をいたします。

両院議長が解釈を示されたとおり、与野党合意の「年度内に一定の結論を得る」とは、年度内に採決を行うことであることは疑いの余地のないところであります。ついては、与野党ともに今回の合意を誠実に守り、予算案並びに歳入法案の年度内採決を期してまいりたいと存じますが、今回の合意について総理の御評価を伺います。

次に、焦点になっているガソリン税等の道路特定財源について伺います。

交通渋滞の解消、防災・減災対策、交通安全対策、さらには企業誘致や観光等の地域活性化のため

め等の道路整備は、身近な生活上の課題として各地で強く要望されており、事業効果の高い箇所、区間から優先的、集中的な整備をしていかなければなりません。そのための財源措置として、ガソリン税等の暫定税率を自動車利用者にお願ひせざるを得ません。また、環境の観点等から、多くの先進国で、我が国より高い税金をガソリンにかけているという点にも留意しなければなりません。

ガソリン税等の暫定税率を維持する必要性について、総理の御見解を伺います。また、暫定税率が維持できなかった場合の影響について、国土交通大臣に確認をいたします。

暫定税率は維持する一方で、ガソリン価格高騰対策は並行して行う必要があります。我が党の北側幹事長の指摘が契機になり、自賠責保険料の引き下げが本年四月から実施され、自家用乗用自動車では二年契約で九千二百六十円下がるところですが、さらに手を打つ必要があります。例えば、道路特定財源の活用方法として、高速道路料金の引き下げ等に二・五兆円を充てることとしておりますが、これをさらに拡充するなど、自動車利用者への直接還元策を拡充してはどうかと考えます。総理の御見解を伺います。

一方、昨年の政府・与党合意や与党税制改正大綱では、自動車関係諸税については、税制の簡素化が必要との指摘もあり、今後の抜本的な税制改革にあわせ、暫定税率を含め、そのあり方を総合的に検討するとされております。抜本的な税制改革の際には、自動車関係諸税について、取得、保有、走行の各段階にわたる税制の簡素化、消費税との二重課税の課題、環境に与える影響と課税の

あり方などについて検討すべきであり、特に、自動車重量税については軽減すべきことを申し上げたいと存じます。

次に、税制の抜本改革について伺います。

社会保障給付や少子化対策の安定的な財源を確保するためには、税体系の抜本改革が避けられません。しかし、いわゆるねじれ国会の状況下で社会保障と税制の抜本改革を進めるためには、与野党が胸襟を開いて議論しなければなりません。総理は社会保障国民会議を設置され、政党的参加を呼びかけておられますが、改めて総理の御見解を伺います。

また、税制の抜本改革においては、消費税は避けられない課題ですが、一方で、消費税だけが課題というわけではありません。消費課税、所得課税、法人課税、資産課税等の税体系全般にわたるバランスのとれた改革が必要になります。総理の御見解を伺います。

特に、所得税については、これまで累次の改正により、税率区分を簡素化し最高税率を引き下げましたが、格差是正の問題や所得再分配機能の強化などの観点から、所得税の最高税率は引き上げるべきと考えます。また、各種の所得控除については、中低所得者へより恩恵が及ぶように、税額控除あるいは歳出への切りかえを含めた見直しが必要と考えます。さらに、相続税については、世代を超えた格差の固定を防止する観点等から、課税ベースの拡充など資産再分配効果の回復を図るべきであります。

これらの税制改革の方向性について、総理の御見解を伺います。

次に、今回の法案に盛り込まれた税制改正の各論について伺います。

特筆すべきは、中小企業の事業承継税制の抜本的拡充です。今国会に提出された中小企業経営承継円滑化法案を踏まえ、経済産業大臣の認定を受けた非上場の同族中小企業の相続株式について、相続税額の八割の納税猶予制度を平成二十一年度税制改正で創設いたします。長年にわたり公明党が主張し、中小企業関係者が熱望してきたものであり、平成二十一年度の税制改正では確実に実現しなければなりません。財務大臣の決意を伺います。

公益法人課税については、平成二十年十二月からスタートする新たな公益法人制度に対応した税制に改められております。公益社団法人、公益財団法人については、従来の公益法人税制並みの配慮を行う一方で、一般社団法人、一般財団法人については、さまざまな態様に対応した課税とされております。

新たな公益法人課税に関する基本的な考え方について、財務大臣の答弁を求めます。

寄附金税制については、民間による公益活動を促進する観点から、特定公益増進法人への寄附金の損金算入限度額を引き上げるとともに、認定NPO法人についてのパブリック・サポート・テストの緩和や申請手続の負担軽減を行っております。寄附文化を広げるためには税制上の支援が有効であり、今後さらなる拡充を検討すべきと考えますが、財務大臣の見解を伺います。

金融・証券税制については、時限的に導入した上場株式譲渡益と配当に係る一〇％の軽減税率に

ついて、平成二十一年から本則の二〇％に戻すこととし、特例措置として、平成二十一年から二年間は株式譲渡益については五百万円まで、配当については百万円までは一〇％税率を適用することとされました。

貯蓄から投資への流れを促進するために軽減税率を維持した方がよいとの声もありますが、私はむしろ、このたび株式譲渡益と配当とを損益通算できる措置を導入したように、投資リスクを軽減できる損益通算制度を今後さらに拡充するほか、金融庁の金融資本市場強化プランに掲げられたような市場インフラの整備を進めることが重要と考えます。財務大臣の見解を伺います。

結びに、今回の税制改正案には、そのほかに、住宅の省エネ改修促進税制の創設や、いわゆる二百年住宅の整備促進税制の創設、障害者の働く場に対する発注促進税制の創設など、国民生活の充実に資する税制改正が盛り込まれており、その点からも年度内の早期の成立が期待されることを申し上げまして、私の質問といたします。

(拍手)

(内閣総理大臣福田康夫君登壇)

○内閣総理大臣(福田康夫君) 石井議員にお答え申し上げます。

イージス艦と漁船清徳丸との衝突事故について申し上げます。

本日午前四時七分ごろ、千葉県房総半島野島崎の南方約四十二キロメートルの海上において、海上自衛隊イージス艦「あたご」が、漁船清徳丸と衝突しました。極めて遺憾なことでございます。現在、海上自衛隊と海上保安庁が乗員の方の捜索救

助に当たっておりますが、残念ながら、まだ救助されたという情報は得ておりません。乗員の方を一刻も早く全員無事に救助できるよう、全力を挙げているところであります。

このような事故は絶対にあってはなりません。乗員の方の捜索救助は最優先ですが、あわせて、なぜこのような事故を未然に防ぐことができなかったのか、徹底した原因究明を行わなければならないと考えております。

歳入関連法案が年度内に成立しない場合の影響についてお尋ねがございました。

税制改正法案が年度内に成立しない場合、議員御指摘のとおり、例えば、揮発油税等の暫定税率が失効し、国、地方とも大幅な歳入減となり、道路整備に重大な影響を及ぼすほか、マイホームなどの土地の売買を行った場合の登記に係る税負担が増加する、また、東京海外金融市場の優遇措置が失効し、我が国の金融市場の国際的な信頼が失墜し、競争力が損なわれるなど、日々の国民の生活や経済活動等に対し重大な影響が生じることになります。

また、特例公債法案が成立しなければ、歳入に占める特例公債の割合は約四分の一、二十兆円に達していることから、予算の前提が崩れ、増税措置や歳出力ツトを行う必要が生じるとともに、市場での日本政府、日本国債の信認が大きく低下し、株式、債券などの各種市場に悪影響を生じる恐れがございます。

このため、政府としては、税法など歳入関連法案については、国民生活等の混乱を防ぐ観点から年度内に成立させることがぜひとも必要と考えて

おり、国会におかれても、この点を踏まえた御審議をお願いしたいと考えております。

両院議長のおつせんに基づく各党の合意についてお尋ねがございました。

与野党間で、税法等の日切れに伴う国民経済、生活の混乱を回避し、地方財政への重大な影響を招かないため、議論が重ねられ、先月末、両院議長のおつせんににより、総予算、歳入法案の審査に当たっては、年度内に一定の結論を得る旨の合意がなされたこと承知いたしております。これによりまして、現在御審議いただいている税制改正法案等の年度内の採決が確保され、いわゆる日切れに伴う混乱が回避できたものと受けとめております。議長、与野党の御尽力に感謝を申し上げる次第でございます。(拍手)

いずれにしましても、政府としては、税制改正法案等が年度内に成立することが、国民経済、生活の混乱を回避するためぜひとも必要と考えており、国民の皆様に対し、また国会においてしっかりと法案の説明を行ってまいりたいと考えております。

国会におかれても、今般の合意を踏まえ、速やかな御審議、御賛同をお願いしたいと考えており、与野党の議員各位の御理解と御協力を切にお願い申し上げます。

暫定税率維持の必要性についてお尋ねがございました。

道路特定財源の税率水準については、厳しい財政事情のもと、地域の自立、活性化や国民生活のために真に必要な道路整備などを実施していくため、現行水準を維持させていただくよう国民の皆様

様をお願いすることとしたところであります。

また、ガソリン等の燃料課税が地球温暖化対策上果たしている役割は無視し得ないものがあり、現行税率水準を維持することが地球温暖化問題への対応の観点からも必要であると考えております。

道路特定財源の自動車利用者への直接還元策についてのお尋ねがございました。

高速道路にかかわる原油高騰対策としては、今月十五日より、高速道路に導入されている深夜割引を三割引きから四割引きに拡充したところであります。

また、昨年十二月の政府・与党合意における高速道路料金引き下げについては、地域の活性化、物流の効率化等の政策課題に対して、二・五兆円の範囲内で、最も効果的な箇所や時間帯を特定し、利用者の方々が料金の引き下げを実感できる内容としてまいります。

社会保障国民会議についてのお尋ねがございました。

社会保障制度は、国民生活の基盤を支えるものであり、少子高齢化が進行する中、制度を将来にわたり持続可能で皆が安心できるものとしていく必要があると考えております。このため、今後とも歳出改革を徹底する一方で、それでも対応し切れない社会保障や少子化対策に伴う負担増については、安定的な財源を確保するため、消費税を含む税体系の抜本的改革について早期に実現を図る必要があります。

政府としては、まずは社会保障のあるべき姿や負担の仕方などについて、幅広く国民各層から成る社会保障国民会議を設置し、国民的な議論を開始したところであり、そこでの議論も踏まえながら検討を進めていく考えであります。

あわせて、すべての国民の生活にかかわるこの問題について、各党各会派が胸襟を開いて話し合うことが必要ではないかと考えており、こうした議論が活発に行われることを望んでおります。

税制の抜本的改革とその方向性についてお尋ねがありました。

消費税を含む税体系の抜本的改革に当たっては、欧州諸国においては、経済動向に左右されにくい消費税が国の主要な財源とされていることも十分に参考にしつつ、我が国における所得、消費、資産等への課税のあり方について、各税目それぞれが果たすべき役割等を踏まえ、総合的な見直しを行う必要があると考えております。

こうした中で、御指摘がありましたように、所得税については、所得再分配機能の適切な発揮や個人の多様な選択に対する中立性の確保といった観点から、税率構造や所得控除のあり方の検討、相続税については、世代を超えた格差の固定化の防止や老後扶養の社会化への対応など、相続税をめぐると今日の課題を踏まえた総合的な見直しの検討といった点も課題になるものと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁をさせます。(拍手)

(国務大臣額賀福志郎君登壇)

○国務大臣(額賀福志郎君) 石井啓一議員にお答えをいたします。

まず、事業承継税制についてでございます。

中小企業の事業承継の円滑化は、地域経済の活力の維持や雇用の確保の観点から極めて重要であります。税制面におきましても、相続税の特例措置の大幅な拡充が急務となつていっていると考えております。

こうした状況を踏まえまして、事業承継税制の抜本見直しについては、本年一月に閣議決定した平成二十年度税制改正の要綱において、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の制定を踏まえ、平成二十一年度の税制改正で、取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度を創設することとしたしております。石井議員のおっしゃる方向できちっとさせていた、だいたいと思っております。

財務省としては、この事業承継税制の抜本見直しを平成二十一年度税制改正において確実に実現すべく、今後十分な準備を進めてまいりたいと思っております。

続きまして、新たな公益法人課税に関する基本的な考え方についてお尋ねがありました。

今般の公益法人制度改革は民間による公益活動の増進を目的としたものであり、税制面においても、公益社団法人、公益財団法人については公益目的事業から生じた所得について非課税とするなど、公益目的事業の実施を支援する措置を講ずることとしております。

また、一般社団法人、一般財団法人については、登記のみで設立が可能であり、事業目的に制約がなく、多様な態様のものがあらわれることが予想されるわけであり、このため、利益を分配することを目的としないなど、営利法人とは異

なる特性を有すると認められる法人については、収益事業を行う場合のみ法人税を課税することにする一方で、それ以外の法人については、営利法人と同様にすべての所得に対して法人税を課税することとし、態様に応じた適正な課税を行うこととしております。

さらに、寄附文化を広げるために、寄附税制のさらなる拡充を検討すべきであるとお尋ねでございました。

民間による公益活動の推進や我が国における寄附文化の醸成といった観点において、公益活動を行う法人に対する寄附を税制面で支援していくことは重要な課題であると考えております。

このため、今年度の税制改正では、御指摘のように、法人が特定公益増進法人等に対して寄附を行う場合の損金算入限度額を拡大したほか、認定NPO法人制度に関して認定要件を緩和するなど、寄附税制の思い切った見直しを行っているところであります。今後とも必要に応じて検討を行ってまいりますけれども、まずは今回の措置の効果をよく見きわめながら対応していきたいと思っております。

最後に、金融・証券税制についてのお尋ねがありました。

議員御指摘のように、我が国の金融・証券市場の競争力を強化し、魅力ある市場としていくため、税制を含めさまざまな分野における取り組みを進めていくことが重要と考えております。

税制面におきましても、個人金融資産の効率的な活用が要請される中、個人の金融商品選択にお

ける課税の中立性を確保するとともに、投資リスクを軽減できる簡素でわかりやすい仕組みとするため、金融所得課税の一体化を進めていくことが今後も重要であると思っております。

このような観点から、今国会に提出した税制改正法案においては、上場株式等の譲渡損失と配当との間の損益通算の仕組みを導入することとしたところであり、今後とも、引き続き金融所得課税の一体化を進めてまいりたいと思っております。

以上です。(拍手)

〔国務大臣冬柴鐵三君登壇〕
 ○国務大臣(冬柴鐵三君) 石井啓一議員から私に對し、暫定税率が維持できなかった場合の影響についてお尋ねがありました。

道路特定財源の税率水準につきましては、厳しい財政事情のもと、地域の自立、活性化や国民生活のために真に必要な道路整備等を実施していくため、現行水準を維持させていただくよう、国民の皆様をお願いすることとしたところであります。

仮に、道路特定財源の暫定税率が廃止された場合には、国で約一・七兆円、地方で約九千億円、合わせて約二・六兆円の税収減となるほか、地域の自立、活性化のための道路整備や、災害に耐えられる橋梁の維持補修、救急病院への交通の利便性の確保、環境対策にも役立つあかすの踏切の解消など、国民生活にとって真に必要な対策を進めることが困難となります。

以上です。(拍手)

○議長(河野洋平君) 佐々木憲昭君。

〔佐々木憲昭君登壇〕

○佐々木憲昭君 日本共産党を代表し、所得税法等の一部を改正する法律案等に対して、福田総理に質問します。(拍手)

本題に入る前に、本日午前四時七分、千葉県野島崎沖合において、海上自衛隊のイージス艦が漁船清徳丸と衝突し、漁船乗組員二人が行方不明になる事故が発生しました。軍艦が民間漁船と衝突し、大破、沈没させるなどということは絶対にあってはならないことであります。

厳しく抗議するとともに、何よりも行方不明者の捜索救助を最優先にすることを求めます。また、なぜこのような事故が発生したのか、イージス艦の前方確認はどうだったのか等、原因の徹底究明を求めるものであります。

本題に入ります。

今ほど税のあり方が根本的に問われているときはありません。法案の提案理由は、持続的な経済社会の活性化を実現するためというものであります。しかし、活性化というなら、肝心なのは国民生活の活性化であります。それに逆行する政策を進めてきたのは、政府自身だったのではないのでしょうか。小泉内閣以来、政府が実施した十兆円を超える大増税、負担増が国民生活を直撃し、今日の消費の低迷を生み出してきたのであります。総理にその認識があるかどうか、お答えをいただきたい。

とりわけ、一昨年から昨年にかけて実施された所得税、住民税の定率減税の全廃は、国民に大きな衝撃を与えました。もともとこの減税措置は、

法人税率の引き下げや所得税最高税率の引き下げと一体のものとして実施されたものであります。つまり、景気対策と称して実施された恒久的減税でありました。

大田経済財政特命大臣は、企業の体質は格段に強化されたが、賃金上昇に結びつかず、家計への波及がおくれているとの認識を示しました。そうであるなら、今必要なことは、企業部門から家計部門に政策の軸足を移すことではないでしょうか。

ところが、家計に対しては定率減税の廃止で増税を押しつけながら、史上空前の利益を上げている大企業には法人税の減税を継続しているのがあります。やり方が全く逆ではありませんか。答弁を求めます。

提案された法案では、大企業の体質強化と称して、研究開発減税の一層の拡充が盛り込まれております。従来の減税とは別枠で、さらに当期法人税額の一〇%を上限に税額控除を受ける制度を新設するものであります。法人税額の最大三〇%まで税額控除を受けることができ、売上高と比べて試験研究費の割合が高ければ、それだけで減税を受けることができるのであります。新たに研究開発投資をふやさなくても、多額の研究開発費があるというだけで恩恵を受ける。これは、投資のインセンティブをより高めるといった当初の趣旨もどこかに行つてしまい、単に研究開発費の額が多ければ減税される仕組みではありませんか。

この研究開発減税の拡充は、大企業のみならず中小企業にも適用されると言われます。しかし、現行制度でも減税額の約九割が大企業に集中して

おるのであります。本法案の制度拡充による減税効果も、四百三十億円、そのうち四百二十億円、九八%に当たる分が大企業向け減税であります。これでは巨大企業のための税金ばらまきではありませんか。

大企業に向け減税を継続する一方で、政府は、国民にさらに増税を押しつけようとしております。

福田総理は、一月二十一日の本会議の答弁で、消費税の増税について、平成二十一年度までに基礎年金の国庫負担割合を二分の一に引き上げるとされていることを踏まえて、早期実現を図る必要があると述べました。しかし、基礎年金の国庫負担を引き上げるためといって実行したのが所得税、住民税の定率減税廃止や年金課税の増税だったのではなかったですか。

二〇〇三年十二月、自民党と公明党は、二〇〇四年度税制改正大綱で、基礎年金国庫負担引き上げ分の財源として、年金課税と定率減税廃止を充てることを合意したのであります。しかも、それを工程表まで決めて実行してきたのであります。ところが、国庫に入った二兆八千億円のうち、基礎年金に充当されたのは七千億円、四分の一にすぎなかったのであります。全額、基礎年金の国庫負担引き上げのために使うという説明は、一体どうなつたのでしょうか。国民を欺くものではありませんか。そのことを不問にしたままで、基礎年金の財源が足りないから、今度は消費税増税だと言う。これでは二重に国民を欺くものであります。総理の見解を求めます。

費には課税せず、累進制とする、この基本方向に税のあり方を根本的に転換することを求めるものであります。

次は、道路特定財源についてです。

この制度は、極めて特異な存在であります。戦後、一九四九年に一般税として導入されたガソリン税が臨時措置として道路目的税とされたのが一九五四年でありました。それ以来、道路整備計画が、五力年といわず三年ごとに倍増するテンポで、十二次にわたって繰り返されてきたのであります。また、この間、地方道路税、石油ガス税、自動車重量税、軽油引取税、自動車取得税など、新たな税目の創設と税率の引き上げが繰り返され、七四年五月からは、暫定税率という形で税率がほぼ二倍に引き上げられたのであります。

こうして、当初、臨時措置や暫定と言われたものが常態化し、莫大な規模で大衆収奪が行われたのであります。その財源で、十二次にわたる道路整備計画は、必ず前の計画を上回る金額が投入され、一度たりとも減らされたことはありませんでした。社会保障関係費の自然増分さえカットしてきたことと比べて、余りにも異常な聖域扱いではありませんか。

一九七一年に自動車重量税を導入したとき、総理の父上に当たる福田赳夫大蔵大臣は、こう答えました。七一年からの五力年計画ができれば国道はほとんど整備されるという状態になる。それにもかかわらず、これで一段落とはなりません。それななぜでしょうか。その後も、道路にしか使えないあり余る財源が入ってきたからではありませんか。答弁を求めます。

政府は、二〇〇八年度から始まる十年間の道路中期計画に五十九兆円も注ぎ込むとしております。しかも、バブル期の一九八七年に策定した第四次全国総合開発計画、四全総で決めた一万四千キロに及ぶ高速道路建設にのみつくだけではありません。さらに、七千キロに及ぶ地域高規格道路、伊勢湾口道路など六本の長大橋道路まで進めようとしているのであります。必要性や採算性が疑問視されてきた計画をそのまま進めようとするのは、到底認められるものではありません。答弁を求めます。

アメリカの圧力のもとでつくられた六百三十兆円の公共投資基本計画は、二〇〇二年一月に廃止されました。また、二〇〇三年につくられた社会資本整備重点計画で、国土交通省関連の長期計画が一本化され、あらかじめ計画の総額を決める総額方式は原則としてなくなったのであります。しかし、一つだけ残つたのが道路整備計画であります。

この際、道路特定財源という仕組みを根本的に見直し、道路にしか使えない目的税方式を改め、暫定税率は撤廃すべきであります。ごまかしの一般財源化ではなく、全額を道路にも社会保障にも使えるようにする真の一般財源化に踏み出すべきではありませんか。このことを求めて、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣福田康夫君登壇〕
○内閣総理大臣(福田康夫君) イーリス艦と漁船清徳丸との衝突事故の件でございますけれども、このような衝突事故を起こしましたことは極めて遺憾であります。現在、海上自衛隊と海上保安庁

が乗員の方の捜索救助に当たっておりますが、残念ながら、いまだ救助されたという情報は得ておりません。乗員の方を一刻も早く全員無事に救助できるよう、全力を挙げているところであります。

このような事故は絶対にあつてはなりません。乗員の方の捜索救助が最優先であります。あわせて、なぜこのような事故を未然に防ぐことができなかったのか、徹底した原因究明を行わなければならないと考えております。

改革による負担増が消費の低迷を生み出しているのではないかと、企業部門から家計部門に政策の軸足を移すべきではないかというお尋ねがございました。

我が国は、人口減少や少子高齢化、厳しい財政状況などに直面しており、これらを取り切り、将来にわたり持続可能な社会をつくるためには、税や社会保障制度等についても、将来を見据えた改革を引き続き進めていくことが不可欠であります。

一方、景気が息の長い回復を続ける中でも、足元では賃金が伸びず、景気回復の家計への波及がおくれていることは事実であります。このため、景気回復の果実が家計に十分波及し、国民が景気回復を実感できるよう、労働分配率の向上に向けて、正規・非正規雇用の格差是正や、日雇い派遣の適正化等労働者派遣制度の見直しなどの施策に積極的に取り組み、すべての人が成長を実感できるようにする全員参加の経済戦略等から成る経済成長戦略を早急に具体化し、国民の活力を引き出してまいります。

定率減税の廃止と法人税の減税についてのお尋ねがございました。

近年、経済のグローバル化等の経済社会の構造変化に対応するとともに、我が国経済の国際競争力の強化を図る観点から、法人課税の見直し等を行ってまいりました。

一方、平成十一年に導入された定率減税は、当時の厳しい経済情勢に対応した景気対策として導入されたものであります。近年の経済状況の大幅な改善等を踏まえ、平成十八年、平成十九年の二年間で段階的に縮減、廃止したものであります。

研究開発税制についてお尋ねがございました。平成二十年度税制改正においては、研究開発税制の拡充を行うこととしておりますが、御指摘の制度は、売上高に占める試験研究費の割合が一定水準を超える場合にも税額控除を可能とする仕組みでありました。その割合を高めるよう、さらなる投資へのインセンティブになると考えております。

また、研究開発税制の拡充は、大企業のみならず中小企業にも同様に適用されるものであります。現行制度においては、中小企業は大企業より高い税額控除率が適用される仕組みになっております。大企業と中小企業とではおのずと投資規模が異なることを踏まえれば、減収規模が大きいことだけをもって巨大企業のための税金ばらまきの御指摘は当たらないと考えております。

基礎年金国庫負担割合引き上げのための財源についてお尋ねがございました。基礎年金国庫負担割合の引き上げに関し、平成

十六年度与党税制改正大綱においては、年金課税の適正化により確保される財源は、「平成十六年度以降の基礎年金拠出金に対する国庫負担割合の引上げに充てる」、定率減税の縮減、廃止による増収分について、「これにより、平成十七年度以降の基礎年金拠出金に対する国庫負担割合の段階的な引き上げに必要な安定した財源を確保する。」とされております。

これらを踏まえまして、各年度の予算編成過程において、与党における御議論を経て、定率減税の縮減、廃止による増収分のうち、各年度の基礎年金国庫負担割合の段階的引き上げに充当されるものを決定するなど、適切に対応してきたものであります。

基礎年金の財源と消費税についてのお尋ねがございました。

今後、社会保障給付や少子化対策に要する費用をあらゆる世代が広く公平に分ち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革について早期に実現を図る必要があります。政府としては、まずは社会保障のあるべき姿や負担の仕方などについて、社会保障国民会議において国民的な議論を行っていくこととしております。

このため、現時点において、消費税のみを取り上げて、その具体的方向性等を申し上げる段階にはありませんが、いずれにせよ、基礎年金の国庫負担割合の引き上げについては、所要の安定した財源を確保した上で、平成二十一年度までに二分の一に引き上げることが法律で定められていること等も踏まえ、その実現に向けて取り組む必要があると考えております。

今後の税制のあり方についての御質問がございました。

税体系の抜本的改革については、社会保障給付や少子化対策に要する費用をあらゆる世代が広く公平に分ち合うとの観点を踏まえるとともに、所得再分配機能のあり方の見直しや、経済の活性化、国際競争力の強化といった課題への対応も念頭に置きながら、所得、消費、資産等への課税のあり方について総合的な見直しを行う必要があると考えております。

道路特定財源が聖域扱いされているとのことのお尋ねがございました。

これまで、特定財源があるからといって道路予算が優遇されているわけではなく、道路予算は、十九年度で、ピーク時である十年度の四割減となつていくように、大幅に削減してまいりました。その一方で、社会保障関係費は、同じ期間で大幅増となつております。

さらに、今後の中期計画の事業量についても、現五カ年計画の事業量を二割以上縮減した水準としており、道路財源が聖域扱いされているとの御批判は当たらないものと考えております。

国道の整備についてのお尋ねがございました。道路行政においては、戦後の荒廃、道路の絶対的不足への対応から、急激なモータリゼーションの進展に伴う渋滞や環境問題への対応など、時代の要請に応じた取り組みを行ってきたところであります。

国道についても、自動車への依存度の高まり等を背景に計画自体を拡大しながら、地域、国民生活に根差したニーズにこたえ、重点的、効率的な

整備に努めてきた結果、現時点で十分な幅員を備えた国道は九割に至りました。

道路の中期計画の必要性等についてお尋ねがありました。

道路の中期計画の素案は、国民各層からの意見を踏まえ、渋滞対策などの政策課題ごとに対応を要する箇所を具体的に洗い出し、さらに、今後十年間で重点的に対策を講じる箇所数を整理し、事業費を算出したもので、十分に必要性の吟味を行っております。

また、個々の道路を実際に整備するか否かは、地元自治体等の費用負担者の意思や採算性も含めた厳格な事業評価により判断されるものであります。

道路特定財源の暫定税率の撤廃及び一般財源化についてお尋ねがございました。

道路特定財源については、暫定税率を維持し、真に必要な道路整備を行うとともに、これを上回る額は、納税者の理解を得られる範囲で一般財源として活用することとし、法律改正を行うこととしております。

御指摘のように暫定税率を廃止すれば、大幅な歳入減となり、道路予算やその他の歳出の大幅な削減が避けられず、一般財源化しても、現実に社会保障などに使える財源は生じないものと考えております。

以上であります。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて質疑は終了いたしました。

国務大臣の発言(平成二十年度地方財政計画について)並びに地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)、地方法人特別税等に関する暫定措置法案(内閣提出)及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(河野洋平君) この際、平成二十年度地方財政計画についての発言並びに内閣提出、地方税法等の一部を改正する法律案、地方法人特別税等に関する暫定措置法案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。総務大臣増田寛也君。

(国務大臣増田寛也君登壇)

○国務大臣(増田寛也君) 平成二十年度地方財政計画の概要並びに地方税法等の一部を改正する法律案、地方法人特別税等に関する暫定措置法案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨について御説明申し上げます。

まず、平成二十年度地方財政計画の概要について御説明申し上げます。

極めて厳しい地方財政の現状を踏まえ、基本方針二〇〇六及び基本方針二〇〇七に沿って、歳出全般にわたり見直しを行い、その抑制に努めております。一方、喫緊の課題である地方の再生に向けた自主的、主体的な地域活性化施策の充実等に要する財源を確保するため、地方税の偏在是正により生ずる財源を活用して、歳出の特別枠である地方再生対策費を創設するとともに、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税及び一般財源の総額を増額して確保することを基本としております。

また、引き続き生ずる財源不足については、適切な補てん措置を講ずることとし、地方財政の運営に支障が生じないようにしております。

以上の方針のもとに、平成二十年度の地方財政計画を策定しました結果、歳入歳出の規模は八十三兆四千四百億円となり、前年度に比べ二千七百五十三億円の増となっております。

次に、地方税法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

最近における社会経済情勢等にかんがみ、個人住民税について、寄附金控除の拡充、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に対する税率の特例措置の見直し並びに公的年金からの特別徴収制度の創設を行い、自動車取得税及び軽油引取税の税率の特例措置の適用期限の延長並びに公益法人制度改革に対応した所要の改正を行うとともに、非課税等特別措置の整理合理化等を行うこととしております。

次に、地方法人特別税等に関する暫定措置法案について、その趣旨を御説明申し上げます。

税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税法系の構築が行われるまでの間の措置として、法人の事業税の税率の引き下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与することとしております。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、平成二十年度分の地方交付税の総額につきましては、十五兆四千六百一十億円を確保するとともに、単位費用の改正を行うほか、当分の間の

措置として地方再生対策費を創設し、あわせて、減収補てん特例交付金の創設等を行うため関係法律を改正することとしております。

以上が、地方財政計画の概要並びに地方税法等の一部を改正する法律案、地方法人特別税等に関する暫定措置法案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

国務大臣の発言(平成二十年度地方財政計画について)並びに地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)、地方法人特別税等に関する暫定措置法案(内閣提出)及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(河野洋平君) ただいまの地方財政計画についての発言及び三法律案の趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。今井宏君。

(今井宏君登壇)

○今井宏君 私は、自由民主党及び公明党を代表して、ただいま議題となりました平成二十年度地方財政計画、地方税法等の一部を改正する法律案、地方法人特別税等に関する暫定措置法案、地方交付税法等の一部を改正する法律案について、福田総理大臣及び増田総務大臣に質問をいたします。(拍手)

本題に入る前に、海上自衛隊護衛艦と漁船清徳丸の衝突事故につきまして一言申し上げます。現在、政府全体が一丸となって、行方不明となつておられる二人の捜索をし、一刻も早い救助に

向け全力を尽くされておられますが、今後このようなことが起こらないよう、事故原因の徹底解明についても早期に着手されるよう強く求めておきたいと思ひます。

それでは、本題に入ります。

総務大臣に二点お尋ねいたします。

まず、地域間の財政力格差の是正策について伺いをいたします。

現下の地方財政を取り巻く最大の課題は、地域間の財政力格差の問題であります。地方の活力を高めていくためには、産業の振興、雇用の創出、医療の確保など、地域が直面するさまざまな課題に対応していくための財源が欠かせません。しかしながら、大都市圏を除いては景気回復の足取りは重く、税収が期待できない中で、三位一体改革による地方交付税の削減の影響で、多くの自治体では厳しい財政運営を強いられております。

平成二十年度においては、こうした地方の窮状にこたえ、地方税財政上の対応として、地域間の財政力格差の是正や地方の財源確保にどのような対策を講じられたのか、総務大臣にお考えをお尋ねいたします。

次に、地方の道路特定財源について伺ひいたします。

改めて申し上げるまでもなく、道路は地域の生活や経済の活性化を支える基盤であります。私が市長時代に取り組んだ東京外郭環状道路の整備は、地域の発展に大きな役割を果たしました。また、市民からは、身近な生活道路の整備について常に要望が寄せられております。これは、都市と地方を問わず、この議場に同席しておられる議員

官 報 (号 外)

の皆さん方も同じような状況ではないかと思ひます。

一方で、道路特定財源の暫定税率を廃止せよとの議論もありますが、自治体からは、二十年度の予算編成に当たり、仮に暫定税率が廃止された場合、大幅な歳入欠陥を生ずるだけでなく、身近な道路の整備や維持管理が滞ってしまうのではないかと、地域経済の活性化、住民生活や町づくりに関する障が生じるのではないかとといった不安の声が広がっております。私は、みずから自治体の予算編成に携わった者として、地方の気持ちを切実に感じているところであります。

そこで、仮に暫定税率の廃止によって、地方の財源がどれだけ減り、自治体の行財政運営にどのような影響が見込まれるのか、いま一度国民にわかりやすく説明する必要があると考えます。総務大臣のお考えをお尋ねいたします。

最後に、福田総理大臣に地方分権の推進について伺ひたいします。

国から地方にという地方分権改革に終わりはありません。日本の明治以来の中央集権型の統治機構は、至るところでさまざまなひずみや制度疲労を起こしています。サイズの合わなくなった既製服を身につけた日本の統治機構を変えることは、もはや歴史の必然ではないでしょうか。

私は、激動する国際社会の中で、国家戦略と危機管理などに強い中央政府と、基礎的自治体の再編による道州制の実現から構成される新しい国の形を創造していくべきであると考えております。道州制こそが真の構造改革であり、究極の地方分権であり、最大の行政改革と考えるからであります。

す。

例えば、日本を十ないし十三程度の道州に区分した場合、欧州、EU各国と比較しても、それぞれ同等の地方文化、経済力そして人口規模を有しております。

もとより、政府では、地方分権担当大臣や道州制担当大臣を任命され、精力的な検討を進めてきていることは十分承知はしておりますが、ベルリンの壁が崩れ、東西冷戦の終えんと時を合わせるように幕あけた平成が、ことしで二十年の節目の年を迎えました。

福田総理は、年頭の所感で、ことしを転換点の年としました。振り返りますと、東アジア諸国で唯一植民地になることなく、幕藩体制から近代日本の国家体制へ革命的転換を、しかも世界に例を見ない無血革命で明治維新をなし遂げたのが今からちょうど百四十年前です。近代化の夜明け、黒船来航から、その間たった十五年です。

大志を持ち、命をかけたその当時の指導者たち。福田総理、転換点の平成二十年、今後どのような新しい国の形、どのような分権型の国家を目指すとしておられるのか、基本的なお考えをお尋ねいたします。私の質問とさせていただきます。(拍手)

〔内閣総理大臣福田康夫君登壇〕

○内閣総理大臣(福田康夫君) 海上自衛隊、イジス艦(あた)の漁船清徳丸との衝突事故でありますけれども、まことに遺憾なことであり、乗員の方を一刻も早く全員無事に救助できるよう、ただいま全力を挙げているところであります。

こういうような事故は絶対にあってはならないと思います。全員の乗員の方の捜索救助、これは最優先でありますけれども、あわせて、なぜこのような事故を未然に防ぐことができなかったのか、徹底した原因究明をしてみたいと思います。地方分権の推進についてお尋ねがございました。

私が目指しているのは、それぞれの地域が活力に満ちて自立し、多様性を発揮するとともに、そこに住む方々が安心して生き生きと日々の暮らしを営むことができる社会であります。地方が元気でなければ、日本全体が活性化しません。

このために、まずは、地方分権改革を着実に推進し、地方がみずから考え、実行できる体制を整備していくとともに、地方再生戦略に従って、地方の活性化を強力に進めるなど、地方の自主的な取り組みを支えるための施策にしっかりと取り組みます。また、地方から都市部への人口の流出を食い止める方策を進めます。このような取り組みを踏まえて、道州制の導入への道筋を立て、並行して、国民的な議論をさらに深めてまいります。残余の質問につきましては、関係大臣から答弁をさせます。(拍手)

〔国務大臣増田寛也君登壇〕

○国務大臣(増田寛也君) 初めに、地域間の財政力格差の是正及び地方の財源確保についてお尋ねがございました。

地方財政の現状につきましては、近年の歳出抑制方針のもと、三位一体改革の期間における地方交付税等の削減が結果として急激であったこともございまして、特に財政力の弱い地方団体は厳しい財政運営を強いられているもの、このように認識しております。

平成二十年度においては、こうした現状を踏まえ、地域間格差の縮小に向けて、地方団体が自主的、主体的な地域活性化施策に取り組むことができるよう、地方財政計画の歳出の特別枠として地方再生対策費四千億円を創設し、地方交付税の算定を通じて、市町村、特に財政状況の厳しい地域に重点的に配分することといたしました。あわせて、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税及び一般財源の総額を増額して確保することとしております。

地方再生対策費の財源につきましては、地方と都市の共生の考え方のもと、地方税の偏在是正により生ずる財源を活用することといたしました。なお、地方税の偏在是正につきましては、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部約二・六兆円を分離し、地方法人特別税を創設するとともに、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として、人口及び従業者数を基準として都道府県に譲与することとしております。

各地方団体においては、今般の措置を活用して、喫緊の課題である地方再生に向けて積極的に取り組んでいただきたい、このように考えております。

次に、道路特定財源の暫定税率が廃止された場合の影響についてお尋ねがございました。仮に、道路特定財源の暫定税率がなくなれば、地方団体の財源は、地方譲与税分も合わせると全体で二兆一千億円のうち九千億円減収となるほか、

か、国の暫定税率の廃止により、国から地方への補助金約五千六百億円、地方道路整備臨時交付金約七千億円にも相当の影響が生じることが懸念されるところでございます。

暫定税率の廃止により、地域に密着した生活道路や通学路の整備、あかすの路切対策などの安全対策、冬季における道路の除雪、老朽化が進む橋梁の耐震補強などの維持補修が不十分となり、住民の日常生活に重大な影響が生じることが懸念をされます。また、新直轄方式による都市間を結ぶ幹線道路の整備に支障が生ずることも懸念をされます。

地方においては、道路事業は、過去の道路整備に係る公債費負担も含め、道路特定財源だけでは足りず、多くを一般財源や地方債により賄っているのが現状であります。したがって、とりわけ、削減が困難な維持補修費や公債費の負担が大きい団体にとりましては、暫定税率の廃止に伴い、例えば道路以外の分野に充てるべき財源を地方債の償還に活用せざるを得ないことから、予算全体のやりくり極めて苦慮する団体もあり得るところであります。

このように、この問題は地方行政に大きな影響を及ぼすものであり、暫定税率の維持が必要と考えているところであります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 田嶋要君。

(田嶋要君登壇)

○田嶋要君 田嶋要です。

私は、民主党・無所属クラブを代表し、ただいま議題となりました地方税法等の一部を改正する

法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案、地方法人特別税等に関する暫定措置法案について質問いたします。(拍手)

本題に入る前に、けさ四時、イージス艦による漁船衝突事故に関しまして、遺憾の意を表し、そして一刻も早い救出活動を要請するとともに、総理大臣に対して二問質問をいたします。

第一問、事故は四時でございますが、第一報は何時に聞かれましたでしょうか。

そして第二問、報道によりまして、一時間半後ば危機管理上大きな問題があると考えますが、いかがでしょうか。

さて、今日の日本経済、わけでも地方経済は、極めて厳しい状況に置かれています。統計上はイザナ景気以来の長期的な好景気と言われておりますが、それも国際経済の好調に輸出が引つ張られる形で実現した部分が大きく、もちろん現政権の成果でも何でもあります。それどころか、住宅着工数の激減、サブプライム、モノライン問題の深刻化、あるいは原油や小麦価格の高騰など、経済のマイナス要因が強まっています。

国会を二度も延長しながら、年金記録問題や薬害肝炎問題、防衛省の調達問題と、過去から受け継がれた自民党失政への対応に追われるばかりで、国民生活と日本経済に対しては希望を見出せる手は何一つ打っておりません。福田内閣の無策ぶりは、テレビに映る国会答弁などを通じて、いよいよ国民の不安感と無力感を高め、そのことは内閣支持率や株価の下落にもあらわれております。国際社会からも、このままではジャパン・

パッシングどころか、ジャパン・ナッシングと烙印を押されることでしょうか。

総理、お伺いします。

過去十年来、自民党政治によって元気になった日本の町が一つでもあったでしょうか。また、我が国の現状は非常事態宣言が出てもおかしくないと考えますが、そのような強い危機感が今政府にはあるのでしょうか。二点、御答弁をお願いいたします。

政府の危機感のなさば、その財政運営にもあらわれています。

平成十九年度の国税収入は、当初予測を九千億円も下回りました。その結果、地方交付税の原資に約三千億円の不足を来し、政府は、昨年決めたばかりの地方交付税特別会計借入金金の償還を、何と初年度から三年先送りする羽目になりました。大失態です。にもかかわらず、政府からは、予算委員会での議論を通じて、反省や責任の言葉が一切聞かれません。しかも、先送りしながら、償還期限を延長はせず、後年度の償還額をふやして対応が可能と強弁しています。

財務大臣、三点伺います。

これではまさに絵にかいたもち経営ではありませんか。そして、こうした財政運営を平気で行うのは、翌年の税収予測など当たるも八卦外れるも八卦、そのように考えているに等しいと理解いたしますが、よろしいですか。そして第三点、特別会計借入金償還の先送りは、今回限りだということとを約束できますか。第三点目に関しては、イエスカノーでお答えください。

政府・与党が平成十五年から進めてきた三位一

体の改革は、地方の望まない補助率を引き下げる手法によって国庫補助負担金を四・七兆円削減。しかし、地方への税源移譲の額ははるかに少ない三兆円。さらに、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税も、平成十五年度からのわずか四年間で六・一兆円も減額。

増田総務大臣は、岩手県知事時代、二十一世紀臨調の知事・市町村連合会議の座長として、国の歳出削減を目的とした不合理な地方交付税総額の削減は断じて許されないものであるという内容の声明を取りまとめました。

地方の財政が悪化し、税収格差が拡大したのは、地方の大幅な財政削減を急激に行ったことが最大の原因ではありませんか。知事から立場が変わった増田総務大臣、お答えください。

次に、今回の改正法案による政府の地方財政格差への対応についてお尋ねをいたします。

政府は、地方法人特別税暫定措置法案で、地方法人事業税のうち二・六兆円を国税化した後、地方法人特別譲与税として地方に配分し、地方税収格差に対応するとしています。しかし、この措置には大きな問題があります。

第一に、地方税は、地方自治体から受けるサービスに対して住民が負担するという受益者負担が原則です。本改正によって、一部とはいえ地方法人税をその自治体以外の住民のために使うことは、地方税の原則に反することになります。

そして第二に、国が地方の税金を取り上げるのは、自主財源を拡充する地方分権に逆行するものであります。地方法人税の一部国税化は、断じて容認できるものではありません。

官 報 (号 外)

そこで、総理大臣にお尋ねします。 地方税を国税化するという措置は、税制の原則を揺るがし、分権に逆行したものではありませんか。また、これはあくまで暫定ですという苦しい説明を耳にしますが、抜本改革を先送りしているからこそ、こうした理念なき対策に走るようになるのではないですか。お得意の暫定は、ここではどれぐらいの期間を考えているかもあわせて御答弁ください。 次に、地方交付税制度についてお尋ねをいたします。	産業や生活者に対しても波及効果の大きい減税策でもあり、しかも、世帯当たり自動車台数の多い地方に対する地方再生策でもあるのです。 さて、道路です。 自民党政治は道路に始まり道路で終わる、まさに引導を渡すにふさわしい肝心なテーマであります。これ以上日本を壊さないでほしい、これ以上国民を不幸にしないでほしい、税金を払う普通の生活者のこの悲痛な叫びが権力を変える、正念場の闘いであります。 日本道路協会という天下り団体が示している三年前の統計データを御紹介します。いわゆる道路密度。日本の数値、一平方キロメートル当たり三・一六キロの道路は、オランダを除く比較先進国の二倍にもなります。また、既にある道路資産の維持費用に対する投資額の倍率が三倍を超えているのは、日本のほかはスペインだけであり、既に多くの国では道路維持費用の方が上回っています。こうしたこれまでの実績データと、人口減少、高齢化などの我が国の現実を直視すれば、日本も、おくれはせながらではあるけれども、今ある道路を大切に使うストック型社会に移行すべきであることは、だれの目にも明らかではないでしょうか。 それでも、総理、総理は、本気で多くの国民が毎年五・九兆円もかけて新しい道路をつくり続けることを願っているとお思いでしょうか。空気の読めないリーダーでは困ります。 また、法案の十年という延長期間も尋常なことではありません。総理大臣、経済社会の不確実性は高まっているのです。翌年の税収予測すらままならないということは、今回、政府自身が証明をしました。にもかかわらず、かつて一度もない、十年という長期の、道路だけのための増税を固定化させるということは、どう考えても異常であると考えますが、総理、いかがでしょうか。 さらに、総理、総理は、本気で道路だけのための特定財源が国民に支持されているとお思いでしょうか。国民というのは、首長や議長のような、声の大きい国民、税金を使う立場の国民、だけではないのです。彼らは三位一体に痛めつけられ、いわばあつものに懲りてなますを吹いている状態です。そうではなくて、声なき声、税金を払う側の声が総理には聞こえているのかということです。 教育、少子化対策などには、他の先進国の背中にすら見えないほどわずかな予算配分しか向けられていません。また、障害者政策の失敗や地域医療の崩壊は国民の生命をも脅かしています。教育も大事、医療も大事、そして道路も同じように大事、だから一般財源化なのです。 総理が所信表明でも述べられた国民目線の総点検、供給者の立場からつくられた制度を国民本位のものに改める、これは口先だけだったのですか。道路特定財源こそがその一丁目一番地じゃないですか。総理、お答えください。 最近の世論調査の結果をごらんになっていることと思います。多くの首長さんが大合唱している道路特定財源の維持に賛成している国民はおよそ一割ですよ。 あのつなぎ法案の愚行によって早くも超低空飛行に入った福田政権は、国民生活を道路に激突させる前に一日も早く操縦席をおりるべきです。とはいっても、前任者のように仕事を途中で投げ出せと申し上げているわけではありません。福田総理には、残された大切な仕事があります。つなぎ内閣のリーダーとして政治権力を返上する仕事です。 政治家としての矜持と、生活者としての感覚が残っている良識ある与党国会議員の皆さんに私は期待しています。御自分たちがいまだに権力の座にあるということそのものが、日本八方ふさがりの元凶であることに十分気づきのことだと思えます。皆さん方が野党になるということは、国民にとつてももちろんですが、皆さんにとつても決して悪いことではありません。自分たちにとびりついた過去のうみとあかを落とすということ、そして官僚依存の症候群から自立を取り戻すということです。 社会保険庁、薬害肝炎、障害者対策、建設官製不況、防衛省の不祥事、医師不足、これらの失政に道路特定財源を加えて失政の山をさらに高くしたいのですか。政府・与党のわがままでこれ以上国民を苦しめるのはどうかやめていただきたい。自民党を苦しめるのはどうにかやめていただきたい。国民生活にとって致命的である、このことを最後に強く訴えて、私の質問を終わります。(拍手) (内閣総理大臣福田康夫君登壇) ○内閣総理大臣(福田康夫君) けさのイージス艦による衝突事故はまことに遺憾でございます。御質問がございましたが、私の承知している限りのことを申し上げます。 私は、六時ごろ電話連絡を受けました。直ちに
本来、地方交付税制度そのものが地方の財源を保障し、財政を調整するために存在するものです。しかし、現在の地方交付税制度は、拡大した都市と地方の格差を調整し切れているとは言えません。だからこそ、政府は、地方法人税の一部を国税化したり、地方交付税の算定の際に、地方再生対策費という便宜上の財政需要を上乗せするといったことが必要になるのです。 総理にお伺いします。 地方交付税制度をこの先どうするおつもりでしょうか。どのようにして財政調整機能を強化し、抜本改革をしていくつもりか、その方向性をお示しください。 民主党は、改革先送りはしません。既に用意をしているひもつき補助金廃止法案で、地方を真の意味で国のコントロールから解き放ち、そして、将来的には格差は正により配慮した財政調整制度を創設します。 また、民主党の主張する道路特定財源の一般財源化は、自動車ユーザーのみならず、広く日本の	ならないということは、今回、政府自身が証明をしました。にもかかわらず、かつて一度もない、十年という長期の、道路だけのための増税を固定化させるということは、どう考えても異常であると考えますが、総理、いかがでしょうか。 さらに、総理、総理は、本気で道路だけのための特定財源が国民に支持されているとお思いでしょうか。国民というのは、首長や議長のような、声の大きい国民、税金を使う立場の国民、だけではないのです。彼らは三位一体に痛めつけられ、いわばあつものに懲りてなますを吹いている状態です。そうではなくて、声なき声、税金を払う側の声が総理には聞こえているのかということです。 教育、少子化対策などには、他の先進国の背中にすら見えないほどわずかな予算配分しか向けられていません。また、障害者政策の失敗や地域医療の崩壊は国民の生命をも脅かしています。教育も大事、医療も大事、そして道路も同じように大事、だから一般財源化なのです。 総理が所信表明でも述べられた国民目線の総点検、供給者の立場からつくられた制度を国民本位のものに改める、これは口先だけだったのですか。道路特定財源こそがその一丁目一番地じゃないですか。総理、お答えください。 最近の世論調査の結果をごらんになっていることと思います。多くの首長さんが大合唱している道路特定財源の維持に賛成している国民はおよそ一割ですよ。 あのつなぎ法案の愚行によって早くも超低空飛行に入った福田政権は、国民生活を道路に激突させる前に一日も早く操縦席をおりるべきです。とはいっても、前任者のように仕事を途中で投げ出せと申し上げているわけではありません。福田総理には、残された大切な仕事があります。つなぎ内閣のリーダーとして政治権力を返上する仕事です。 政治家としての矜持と、生活者としての感覚が残っている良識ある与党国会議員の皆さんに私は期待しています。御自分たちがいまだに権力の座にあるということそのものが、日本八方ふさがりの元凶であることに十分気づきのことだと思えます。皆さん方が野党になるということは、国民にとつてももちろんですが、皆さんにとつても決して悪いことではありません。自分たちにとびりついた過去のうみとあかを落とすということ、そして官僚依存の症候群から自立を取り戻すということです。 社会保険庁、薬害肝炎、障害者対策、建設官製不況、防衛省の不祥事、医師不足、これらの失政に道路特定財源を加えて失政の山をさらに高くしたいのですか。政府・与党のわがままでこれ以上国民を苦しめるのはどうかやめていただきたい。自民党を苦しめるのはどうにかやめていただきたい。国民生活にとって致命的である、このことを最後に強く訴えて、私の質問を終わります。(拍手) (内閣総理大臣福田康夫君登壇) ○内閣総理大臣(福田康夫君) けさのイージス艦による衝突事故はまことに遺憾でございます。御質問がございましたが、私の承知している限りのことを申し上げます。 私は、六時ごろ電話連絡を受けました。直ちに

漁船の乗員の救助に全力を挙げるように指示をしたところであります。

さて、地方経済の活性化についてのお尋ねがございました。

政府としては、これまで数年にわたり、構造改革特区、地域再生、中心市街地活性化等の地域活性化策を推進してまいりました。これによりまして地域の元気を回復する効果も出てきておりまして、例えば構造改革特区に認定された地域では、平成十八年九月の調査における地方公共団体の回答をもとにしますと、設備投資で約五千三百億円増加、就業者数で約一万四千人増加、交流人口で約百五十万人増加など、地域の経済を活性化する効果があったと承知しております。

日本経済、わけても地方経済の厳しい状況についてでございますが、今回の景気回復が長期にわたって続いている中で、地域ごとの状況にはばらつきがあります。産業構造、人口動向の違いなどから、なかなか景気回復を実感できないでいる地域があると承えております。また、原油価格の高騰などが、コストの増加を価格に転嫁することが難しい中小企業を中心に、深刻な影響をもたらしていると認識いたしております。

政府としては、このような地域間、企業規模間の景況の違いや構造的な問題を十分認識しながら、より広く成長の成果を実感できるよう、地域経済の活力の復活と中小企業の生産性の向上に取り組んでまいります。

地方法人特別税についてのお尋ねがございました。

地方法人特別税は、応益性の原則を考慮し、国

税としておりますが、法人事業税とあわせて都道府県が賦課徴収し、その税収をすべて地方法人特別譲与税として再配分する仕組みとしております。

この地方税の偏在是正措置は、消費税を含む税体系の抜本的改革において、地方消費税の充実、地方法人課税のあり方の見直しを含む地方税改革の実現に取り組むこととし、それまでの間の暫定措置として講じることとしたものであります。

消費税を含む税体系の抜本的改革については、平成十六年度年金改正法において、所要の安定した財源を確保する税制の抜本的な改革を行った上で、平成二十一年度までに基礎年金の国庫負担割合を二分の一に引き上げることとされていること等を踏まえまして、早期に実現を図る必要があると考えております。

次に、地方交付税制度の抜本改革についてお尋ねがございました。

地域間の財政力格差を調整するとともに、全国で一定水準の行政を確保する地方交付税の機能は、今後とも重要であると認識しております。

地方交付税制度を含む今後の地方の税財政のあり方については、地方分権改革推進委員会から今春以降順次いただく予定の勧告を踏まえまして、地方分権改革における国と地方の役割分担等に応じて自主的な税財源を確保するとの観点から検討していくこととなると考えております。

新しい道路をつくり続けるのかというお尋ねがございました。

道路行政においては、道路ストックを徹底的に活用し、いかに道路利用者にとつてより使いやす

い道路にするかとの視点も重視した施策展開を進めてきているところであります。

中期計画の素案でも、幹線ネットワークの整備のほか、既存の橋梁等の耐震対策、維持修繕のための経費や、通学路の歩道整備、無電柱化など、既存道路を使いやすくするための経費を計上しております。

道路特定財源について、長期に増税を固定させるものではないかとお尋ねをいただきました。今回の政府案は、厳しい財政事情のもと、真に必要な道路整備を行うため、税率水準の維持を国民の皆様にお願いとするとともに、納税者の理解を得られる範囲で一般財源として活用するものであります。

また、道路の中期計画の案の作成に当たりましては、二十一世紀を見据えた日本の国土建設という中長期的な視点に立つとともに、道路整備の事業プロセスに通常は十年程度を要する実情を踏まえ、十年間を計画期間とし、必要な事業費を算出したしました。そして、このために必要な財源として、現行の税率水準の維持を国民の皆様にお願いとすることとしたしました。

道路特定財源については一般財源化すべきではないかというお尋ねがございました。

道路整備の必要性、厳しい財政事情、環境面への影響に配慮して、暫定税率を維持して道路の受益者である自動車ユーザーに負担をお願いすることによりまして、真に必要な道路整備を行うとともに、これを上回る額は納税者の理解を得られる範囲で一般財源として活用することとし、法律改正を行うこととしたしております。

残余の質問については、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

(国務大臣額賀福志郎君登壇)

○国務大臣(額賀福志郎君) 田嶋議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず、交付税特別会計の借入金償還繰り延べについてお尋ねがありました。

国と地方のバランスのとれた財政健全化を図りながら、地方交付税総額を適切に確保するため、十九年度から二十一年度の交付税特別会計借入金の償還を平成二十五年以降に繰り延べることにしております。

新たな償還計画につきましては、「日本経済の進路と戦略 参考試算」において、経済成長に伴う交付税法定率分の増加を見込んでいること等を勘案し、段階的に償還額をふやしていくこととしておりまして、絵にかいたもちとは当たらないと思っております。

今後とも、適切な経済運営を図るとともに、地方の歳出効率化や歳入確保努力を続けていくこと等により、計画に沿った償還に努めてまいりたいと思っております。

最後の質問でありましたが、なお、グローバル化した中での経済には不確実性が伴うものであり、経済が順調に推移する場合もあるし、順調に推移しない場合もあり、その時点の経済動向や国、地方の財政状況等も踏まえまして、地方財政を担当する総務大臣ともよく相談をしながら、適切に対応してまいりたいと思っております。

それから、税収見積りについてのお尋ねがありました。

平成十九年度補正予算におきましては、平成十八年度税収決算が見積もりを一・四兆円下回った状況のもとで、直近の課税実績などを踏まえ、〇・九兆円の減額補正を行ったことはそのとおりであります。

毎年度の税収見積りに当たりましては、直近の課税実績等、その時点で利用可能なデータを踏まえまして、適切な税収見積りに取り組んでいるところであり、今後とも最善の努力を行ってまいりたいと思っております。

以上です。(拍手)

〔国務大臣増田寛也君登壇〕

○国務大臣(増田寛也君) 地方の大幅な歳出削減が地方財政の悪化を招いたのではないかとのお尋ねがございました。

三位一体改革においては、国、地方を通じて極めて厳しい財政状況のもと、政府全体の方針として、プライマリーバランスの回復に向けて、国と地方が歩調を合わせて歳出削減に取り組んだものであります。

各地方団体においても、地方財政の健全化は避けて通れない課題であるとの認識のもと、給与関係経費や投資的経費の抑制など懸命の行革努力を行ってきたものと認識をしております。

ただし、三位一体の改革における歳出削減とそれに伴う地方交付税等の抑制が結果として急激であったこともあり、財政力の弱い市町村を中心に、大変厳しい財政運営を強いられたとの声があることは、十分に承知をいたしております。

このため、平成二十年度においては、近年の地域間の財政力格差の拡大に早急に対応するため、

税体系の抜本的な改革までの間の暫定措置として、地方と都市の共生の考え方のもと、地域間の税源の偏在をより小さくする措置を講じるとともに、その効果を活用して、特に財政の厳しい市町村に交付税を重点的に配分することにより、地域の活性化を図っていくこととしております。

以上であります。(拍手)

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長(橋路孝弘君) 塩川鉄也君。

〔塩川鉄也君登壇〕

○塩川鉄也君 私、日本共産党を代表して、地方財政計画外三法案について、総理並びに総務大臣に質問をいたします。(拍手)

総理は先日の予算委員会、地方に元気がない、経済が思わしくないと述べ、地方の疲弊を認めました。問題は、地方にどのような疲弊があり、それはなぜ生み出されたかということであります。

この間、国の公共事業の乱発政策が地方に過大な借金を押しつけ、その結果、住民サービスが後退させてきました。また、規制緩和と政策のもとで、地方の鉄道やバス路線は相次ぎ廃止をされ、大規模小売店舗法の改悪、廃止によって、中心商店街の衰退、町壊しが進みました。郵政民営化によつて簡易郵便局の閉鎖も加速をしています。農業も、大規模経営でさえ経営を維持できないという危機的状況に直面をしています。

総理、こうした地方の疲弊した現実、弱肉強食、規制緩和と万端で、アメリカと財界の要求にこたえる構造改革路線がもたらしたものではありません。

せんか。総理の答弁を求めます。

もう一つ指摘をしなければならぬのは、三位一体改革で地方交付税が大幅削減をされたことであります。

そもそも地方交付税は、全国どここの自治体でも、福祉や教育、医療など、法令に義務づけられた事務事業や住民サービスのナショナルミニマムが確保できるよう財源の保障をするものであります。これによつて、財政力の弱い自治体でも住民に必要なサービスの水準が確保できるのであります。

ところが、小泉構造改革路線のもと、三年間で五兆一千万円という巨額の交付税削減が行われ、多くの自治体は、医療や福祉など生活に密接にかかわる分野で聖域なき見直しを余儀なくされ、住民サービスの後退を招いているのであります。

総理、この交付税の大幅削減が地方の疲弊をもたらした重大な原因ではありませんか。答弁を求めます。

今回提案された法案は、地方再生を言いながら、地方財政に対する国の責任を果たしているものとなっております。

第一に、交付税総額の復元、増額の問題です。地方の声に押され、政府は地方再生対策費を創設し、何とか総額を対前年度プラスにしました。しかし、復元、増額の要求にはほど遠いものであります。

具体的に伺います。人口四千人未満の町村は、今回の措置によつて幾らの交付税が回復されるのでしょうか。

例えば、この五年間の交付税削減額は、北海

道・陸別町七億一千万、岩手・川井村六億四千万、福島・金山町三億四千万、長野・王滝村四億六千万、奈良・東吉野村四億七千万、島根・知夫村三億七千万、山口・上関町四億八千万、徳島・上勝町二億五千万、長崎・小値賀町四億三千万、沖縄・与那国町二億七百万と、削減額は億単位であります。地方再生対策費が配分をされても、この削減額の一割、二割程度にすぎないではありませんか。これで地方の声にこたえたというのですか。答弁を求めます。

第二は、地方法人特別税です。

地方法人特別税は、都市と地方との格差拡大を防ぐということで、法人事業税の税収の二分の一、約二・六兆円を国税化するものです。格差の拡大を防ぐといいますが、法人事業税そのものの税収格差は、最近縮小傾向にあるものではありませんか。都市と地方の格差の拡大は、交付税の大幅削減によつて、財政力の弱い自治体、人口の少ないところほど一般歳出の削減額が大きくなったことによるものではありませんか。

総務大臣はかねてより国から地方への税源移譲を主張してきましたが、法人事業税の国税化は日ごろの主張に反するものではありませんか。答弁を求めます。

また、地方法人特別税の導入は「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間」とされていますが、税制の抜本的な改革とは消費税率の引き上げのことではありませんか。答弁を求めます。

第三は、地方財政の財源不足に対する補てん問題です。

来年度の地方財政は、五兆二千四百七十六億円の財源不足が見込まれています。しかも、こうした巨額の財源不足は十三年間も続いており、本来、交付税率の引き上げによって対応すべきであります。制度改正をしてもなお巨額の財源不足を生じている場合は交付税率の引き上げをしなければならぬというのが地方交付税法の趣旨ではありませんか。なぜ交付税率の引き上げをしないのか、総理の答弁を求めます。

次に、地方が当面する緊急課題の一つである自治体病院について伺います。

今日、地域医療の中核を担ってきた自治体病院が、経営難を理由に、その存続さえ危ぶまれる事態が各地で進行しています。政府は、医療費抑制策をとり続ける一方で、九〇年代に、景気対策と称して相次ぎ公共投資を推進し、自治体病院にも過大な増築、改修計画を押しつけました。このことが、今日の自治体病院の経営難の要因の一つになっているのではありませんか。

今必要なことは、医療費抑制策を撤回し、お医者さんを抜本的にふやし、病院勤務の医師の労働条件を改善し、不足地域へ医師を派遣する公的体制づくりを進め、この間削減してきた自治体病院に対する交付税措置の増額を図ることではありませんか。答弁を求めます。

総務省が示した公立病院改革ガイドラインは、国の医師不足に対する責任を放置したままで、公立病院の再編や自治体の病院経営からの撤退を進めようとするものです。交付税の算定指標を病床数から病床利用率に変更することは、病院経営を一層困難にし、公立病院つぶしに拍車をかけるも

ので、断じて許されません。

最後に、道路特定財源の問題であります。

総理は、地方の道路整備は必要、たと言いますが、十年間で五十九兆円をつぎ込む道路中期計画の中心は高速道路の建設です。幹線ネットワークの構築と称して、バブル期の八七年に策定した一万四千キロ計画、さらには七千キロの地域高規格道路や東京湾口道路など、六本の長大橋道路計画まで進めようとしているのであります。一体どこまで高速道路をつくり続けるのですか。しかも、こうした高速道路中心の道路整備が地方に借金を押しつけ、切実な生活道路の予算を削減してきた事実こそ直視をすべきではありませんか。

今、地方自治体は、深刻な財政難の中で何を優先するかを迫られています。赤字で立ち行かなくなった病院の維持、危険校舎の改築、生活道路の整備、地域バスの確保など、切実な要求の何を優先するか、自治体が自主的に選択できる一般財源化が求められているのであります。道路にしか使えない道路特定財源という仕組みを根本的に改め、道路にも、福祉や医療、教育にも使える一般財源化に踏み出すべきではありませんか。総理の答弁を求めて、質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣福田康夫君登壇)
○内閣総理大臣(福田康夫君) 塩川議員にお答えいたします。

構造改革によって地方が疲弊したのではないかとのお尋ねがございました。我が国を取り巻く内外の経済社会状況を見ますと、中国やインドなどの急成長、人口減少や少子高齢化、厳しい財政状況など、大きく変化をして

きております。これらを乗り切り、より成熟した社会をつくっていくためには、時代に適合しなくなった制度や組織を改めるなど、日本の将来を見据えた改革を進めていくことが不可欠であります。

ただし、景気回復が続く中で、産業構造、人口動向の違いなどから、なかなか景気回復を実感できない地域があるのも、これも事実であります。このため、昨年十一月に取りまとめた地方再生戦略に基づき、地方の創意工夫を生かした自主的な取り組みを政府一体となって強力に後押しするなどの施策に取り組んでまいります。

次に、三位一体改革における地方交付税の削減についてのお尋ねがございました。

三位一体の改革においては、国、地方を通じた財政の健全化を図るため、地方歳出の見直しに伴う地方交付税総額の抑制を行ったところでございまして、結果として地方交付税の削減が急激に行われたこともありまして、特に財政力の弱い地方団体には厳しいという声があったと認識しております。しかし一方で、地方の自主性、主体性を高めるため、補助金の廃止縮小、税源移譲が実現したところでありまして、地方税財政の改革の第一歩であると考えております。

地方財政は、医療や福祉など社会保障に要する費用の増加等によりまして、引き続き厳しい状況にありますが、人件費や投資的経費を中心に歳出を抑制するとともに、成長力の強化を図りつつ、歳入確保の努力を続けていくことにより、地方財政の健全化を目指してまいります。

次に、地方再生対策費についてのお尋ねがござ

いました。

平成二十年度においては、地方財政計画に特別枠として地方再生対策費四千億円を計上し、地方交付税の算定を通じて、特に財政状況の厳しい市町村に重点的に配分することとしております。人口四千人規模の町村では、平均六千万円弱と見込んでおります。

地方再生対策費は、地域の活性化のための財源確保を求める地方の声にこたえて計上したものでありまして、医療を初めとする暮らしに必要な機能の確保や農工商連携を通じた農山漁村の活性化など、地方再生の取り組みが広く行われることを期待しております。

次に、地方交付税率の引き上げについてのお尋ねがございました。

地方財政は引き続き大幅な財源不足が生じておりますが、国の財政も極めて厳しい状況にあることから、交付税率の引き上げ等の恒久的な制度改正は難しいという判断のもとに、これまで、特例措置として、国の一般会計の加算による交付税の増額措置等によりまして対処してまいりました。今後とも、地方財政の運営に支障が生じることのないよう適切に対処してまいります。

なお、今後の地方の税財政のあり方につきましては、地方分権改革推進委員会からいたしたく予定の勧告を踏まえまして、地方分権改革における国と地方の役割分担に応じた自主的な税財源の確保等の観点から、交付税率のあり方も含め検討していくことになると考えております。

公立病院の経営についてお尋ねがございました。

いわゆるバブル経済崩壊後の景気対策として公共投資が大幅に追加される中で、公立病院においても、地方公共団体による自主的な判断ではありませんが、積極的な施設建設が行われ、一部では、結果として後年度における減価償却費が増加し、経営悪化の一因となっている事例も見られます。

公立病院は地域医療の確保の上で中心的な役割を果たしていることから、政府としては、各地方公共団体に対して、将来的な費用負担を軽減するよう助言しているところでございます。

医療政策についてのお尋ねでございますが、今後、高齢化の中で、国民皆保険を堅持し、医療保険制度を持続可能なものとするためには、質の高い効率的な医療サービスを提供しつつ、医療費の適正化などの改革努力を継続していく必要があります。

同時に、地域に必要な医師を確保していくことも喫緊の課題であり、医師不足の地域や診療科の医師を確保するために医学部の定員をふやすこととしたほか、来年度においては、診療報酬を見直すとともに、医師確保対策の推進のための予算を大幅に増額することといたしております。

また、地方交付税の算定においても、公立病院に対して引き続き所要の措置を講じ、必要な地域医療の確保が図られるよう支援してまいります。幹線ネットワークの整備についてのお尋ねがございました。

政策課題に対応するためには、国際競争力の確保や地域の自立、活性化に必要な道路など、広域的な幹線ネットワークは重要であると考えておりますが、中期計画の素案においては、それらと地

域の日常生活を支える生活道路等とのバランスにも十分配慮いたしております。

また、個々の道路を実際に整備するか否かは、地元の自治体等の費用負担者の意思や、客観的な厳格な事業評価により判断されるものであります。

次に、道路特定財源の仕組みを改め、一般財源化に踏み出すべきとお尋ねでございますが、今回の政府案では、現下の厳しい財政事情のもとで、道路の受益者である自動車ユーザーの負担により、真に必要な道路整備を行うとともに、これを上回る額は、納税者の理解を得られる範囲で一般財源として活用することといたしております。

地方については、地方の道路整備に対するニーズや、地方の道路事業に占める特定財源の状況等の地方の実情を十分に踏まえ、引き続き道路特定財源制度を維持することが必要と考えております。

残余の質問については、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

(国務大臣増田寛也君登壇)

○国務大臣(増田寛也君) 初めに、都市と地方の財政格差についてお尋ねがございました。

法人事業税については、人口一人当たりで見ただけでは必ずしも拡大傾向にはありませんが、近年の景気回復に伴い税収規模が急速に拡大していることなどを背景に、地域間の税収の格差が拡大する傾向にある、このように認識をしております。

三位一体の改革における地方交付税等の抑制は、国、地方を通じて極めて厳しい財政のもと、

政府全体の方針として、プライマリーバランスの回復に向けて国と地方が歩調を合わせて歳出削減に取り組んだ結果であります。

ただし、三位一体の改革における歳出削減とそれに伴う地方交付税等の抑制が結果として急激であったこともありまして、財政力の弱い市町村を中心に大変厳しい財政運営を強いられたいとの声があることは十分に承知をしているところでございます。

次に、地方法人特別税の国税化についてお尋ねがございました。

今回の地方税の偏在是正措置は、消費税を含む税体系の抜本的改革において、地方消費税の充実と地方法人課税のあり方を見直しを含む地方税改革の実現に取り組むこととし、それまでの間の暫定措置として講じることとしたものでございます。したがって、地方消費税の充実など、地方税の基本方向を明らかにしているところであります。

また、地方法人特別税は、形式上は国税としていますが、法人事業税とあわせて都道府県が賦課徴収するとともに、その税収を地方法人特別譲与税として譲与する仕組みとしております。

このように、今回の措置は地方税を充実する方向に反するものではないと考えております。

次に、税制の抜本的な改革と消費税についてお尋ねがございました。

今回の偏在是正措置は、税制の抜本的改革までの暫定措置として行うものでございまして、消費税を含む税体系の抜本的改革において、地方消費税の充実、そして地方法人課税のあり方を見直し

を含む地方税改革の実現に取り組んでまいります。

最後に、公立病院改革についてお尋ねがございました。

今般の公立病院改革の目的は、公と民の適切な役割分担のもとで、地域において必要な医療提供体制の確保を図ることにあります。

このため、各公立病院は、みずからの役割について必要な見直しを図り、再編やネットワーク化も含めて、必要な医療を地域全体で提供できる体制を構築することが求められます。

また、地方交付税の算定の見直しは、病床利用率を反映することにより、財政需要の実態を一層的に測定する観点から検討しようとしているものでございます。その際には、過疎地等における措置の充実とあわせて検討して、地域医療の確保に配慮してまいります。

以上でございます。(拍手)

○副議長(横路孝弘君) 日森文尋君。

(日森文尋君登壇)

○日森文尋君 社会民主党・市民連合の日森文尋でございます。

質問に入る前に、本日午前四時ごろ、千葉県野島崎の南約四十キロの太平洋上で、海上自衛隊のイージス護衛艦「あたご」と漁船の衝突事故が発生しました。安否が気遣われる二名の捜索救助に全力を挙げるとともに、事故原因の究明はもとより、今後再びかかる事故が起こることのないよう、万全の対策を確立するよう強く求めておきたいと思っております。

私は、社会民主党・市民連合を代表し、ただいま議題となりました地方財政関連三法案につきまして、総理大臣並びに関係閣僚に質問いたします。(拍手)

政府・与党は、さきの参議院選挙で敗北したこ
とへの反省もあって、地方への配慮と格差是正重
視を強調し、地方交付税の七年ぶりの増額や、い
わゆるふるさと納税の導入、地方法人特別税など
の対策を講じています。しかし、地方再生対策の
特別枠を除くと、地方歳出総額も地方一般歳出も
減額されており、基本方針二〇〇六の財政再建路
線は全く変わっていない。

今、地方では、この間政府が進めてきた平成の
大合併によって、三千二百あった市町村は千八百
を切り、行政の手が届かなくなった地域が広がっ
ています。また、三位一体改革によって、四・七
兆円の補助金削減にもかかわらず、税源移譲は三
兆円、さらに交付税等が五・一兆円カットされ、
約七兆円の蛇口が閉められました。

まさに、地方が疲弊と格差で苦しんでいるの
は、地域間の競争による活性化をおとした小泉構
造改革の結果であります。地域の疲弊をなくし、
地方の格差を是正するには、小泉改革の延長上に
ある基本方針二〇〇六をきつぱりと見直すことか
ら始めるべきだと考えますが、総理の御見解を伺
いたいと思います。

全国知事会では、昨年十一月の提言の中で、都道
府県が政策経費に使える一般財源の額を〇三年度
と〇七年度で比較した場合、四・一兆円から二・
二兆円へと、約一・九兆円減少となると試算して
います。これは、地方交付税の大幅削減が地方の

政策的経費の減少につながり、財源調整機能が縮
小したことが地域間格差拡大原因となっているこ
とを示しています。

そうであるならば、弱体化した地方交付税の財
源保障、財源調整機能の充実強化による一般財源
総額の確保こそが重要であり、地方交付税の復
元、増額こそ本筋であると考えます。岩手県知事
も務められた、改革派の旗手でもある増田総務大
臣、どうお考えでしょうか、お答えいただきたい
と思います。

今回、地域間の財政力格差の縮小として、税制
の抜本改革が行われるまでの暫定措置として、こ
れは三十四年間も続かないと思いますが、都道府
県の基幹税である法人事業税の約半分を国税であ
る地方法人特別税に組みかえ、譲与税として再配
分することになりました。これは、地方分権の理
念や税制の原則から逸脱する本末転倒のびぼう策
に思えてなりません。

そこで、総務大臣にお尋ねします。

まず、石原東京都知事が、こんな筋の通らない
話をよくぬけぬけと言えるところまで述べていたよう
に、三位一体改革で移譲された三兆円の九割近く
の税源が国に戻ってしまう、これは、本来の地方
分権の流れ、税源移譲の流れに逆行するものと言
わざるを得ません。三位一体改革は、結局国の財
政再建のためだったということなんではないかと
思います。そもそも、地方における歳出規模と地方税の収
入との乖離をできる限り縮小するという観点に
立って地方税の充実確保を図ることが重要で、
こう言ってきたのは総務省自身です。今回の地方
法人特別税の創設は、これに真っ向から反するも

のではないのでしょうか。

また、法人事業税は、法人の事業活動と地方の
行政サービスとの幅広い受益関係に着目して、事
業に対して課される税です。応益課税である法人
事業税の譲与税化は、受益のない部分の負担を企
業側に求めることにはほしくないのでしょうか。

地方法人特別税は、目的もその実質も地方のた
めの税であり、税制の抜本的改革の際には、速やか
に地方税としてもとに復すべきものと考えます
が、いかがでしょうか。

地方税の偏在は是正で生ずる財源を活用して設け
られる地方再生対策費についても、〇八年度分は
赤字地方債の増発で財源を賄うことになっている
のは納得できません。全く国の腹を痛めずに、す
べてのツケを地方の借金に押しつけるやり方は、
政府の責任放棄と言わなければなりません。

以上について総務大臣の明快な答弁を求めま
す。

本来、地方の税収格差は、国が東京への一極集
中を放置した結果であり、その是正は当然国が責
任を持つべきであり、私は、自治体同士の水平調
整ではなく、国税を用いるべきであると考えます
が、額賀大臣の御見解はいかがでしょう。

国税、地方税ともプラスの見通しで策定されて
いる〇八年度の地方財政計画の見直しについて、
額賀大臣、増田大臣にお尋ねいたします。

〇八年度の国税の税収見込みは、〇七年度当初
比で八百七十億円増と抑えぎみになっています
が、〇七年度当初比で九千六百六十億円減額され
た〇七年度補正と〇八年度予算案を比べると、一兆
円を超える増収が必要となります。今後予想され

る景気の減速を勘案すれば、〇八年度の税収見積
もりは、余りに楽観的であり、高過ぎるのではな
いでしょうか。

また、〇八年度の地方税収も、四十兆四千七百
三億円と〇七年度当初比で一千億円程度の増額が
見込まれ、過去最高水準に達しています。しかし
一方で、〇七年度の地方税収が当初見積もりをも
下回り、赤字団体転落を回避するために減収補て
ん債を必要とする事態になっています。やはり見
積もりが過大となっているのではないでしょ
うか。

国、地方の税収見通しに陰りが出始め、再び地
方の財源不足が拡大することが心配されていま
す。しかも、地方交付税は、特別会計借入金償還
や交付税精算の繰り延べといった財源補てんのの
り代はなくなりつつあります。だからこそ、国と
地方が財源保障をめぐり対等に協議する仕組みが
必要であると考えます。二〇〇六年に地方六団体
の新分権構想検討委員会が示した地方行政会議
構想について、総理並びに総務大臣の見解を伺
います。

二〇〇一年六月の地方分権推進委員会最終報告
は、「国と地方公共団体の関係の構造を改革する
ことなしに国と地方を通ずる財政再建はあり得な
い」としています。分権なくして財政再建なしで
す。地方分権の推進に当たっては、自治体の側の
運動の高揚と各省庁の抵抗を抑える総理の強い
リーダーシップが不可欠です。地方に権限と税財
源を与え、それぞれの地域が創意工夫を凝らして
自立を目指すことこそ、地域を再生し格差を縮
め、財政再建にも資すると思います。

最後に、分権改革推進、特に地方税財源の分権の展望について総理の決意をお伺いし、質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣福田康夫君登壇〕

○内閣総理大臣(福田康夫君) 日森議員にお答えをいたします。

地方の格差を是正するために基本方針二〇〇六を見直すべきとお尋ねがございました。

我が国の財政事情は極めて厳しい状況にあり、今後、さらなる高齢化の進展が見込まれる中で、財政健全化の努力を継続し、将来世代に責任を持った財政運営を行っていかねばなりません。このため、引き続き基本方針二〇〇六等へのつとり、歳出歳入一体改革を進めてまいります。

ただし、地方経済の低迷などの問題が生じていることも確かであり、このため、昨年十一月に取りまとめた地方再生戦略に基づき、地方の創意工夫を生かした自主的な取り組みを政府一体となつて強力に後押しするなどの施策に取り組んでまいります。

地方行財政会議についてのお尋ねでございますが、地方に関係の深い行政の推進に当たっては、国と地方が十分に議論を積み重ねることが不可欠であります。このため、国と地方に係る重要な政策課題について意見交換を行う仕組みとして、関係閣僚と地方の代表者による国・地方の定期意見交換会の開催を指示し、これまで二回開催したところであり、こうした場を通じて、国と地方がそれぞれの役割を理解し、連携しながら地方分

権改革を進めてまいります。

次に、地方分権改革の推進についてのお尋ねでございます。

現在、地方分権改革推進委員会において、国と地方の役割分担や国の関与のあり方の見直し等について審議がなされており、政府としては、今春以降順次予定されている勧告を踏まえ、地方分権改革を進めるための新分権一括法案を国会に提出してまいります。

今後の地方財政のあり方については、地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえ、地方分権改革における国と地方の役割分担等に応じて自主的な税財源を確保するという観点から検討していくこととなると考えております。

なお、御指摘のような地方税財源の確保の観点からも、道路特定財源の現行税率水準の維持が必要であると考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣額賀福志郎君登壇〕

○国務大臣(額賀福志郎君) 日森議員の御質問にお答えをいたします。

地方の税収格差の是正に国税を用いるべきではないかとお尋ねがありました。

平成二十年度税制改正におきましては、法人事業税の一部を地方法人特別税に改め、その収入額を地方法人特別譲与税として、都道府県に対して人口及び従業者数を基準に配分することとしたしたわけであり、

今回の措置は、財政改革路線を堅持しながら、地域間の財政力格差の是正を図るため、格差の大

きな要因である法人事業税そのものを見直すこととしたものであり、適切な措置であったと考えております。

なお、二十年度予算においては、地方交付税の総額を前年度よりも増額をしております。国による財政調整についても適切に対応していると考えております。

次に、平成二十年度の税収見積りについてお尋ねがありました。

平成二十年度の政府経済見通しにおきましては、海外経済の動向などのリスク要因については注視する必要があるものの、民間住宅投資が回復をし、底がたい企業収益に支えられて設備投資が引き続き増加するなどにより、名目GDPが二・一％増加すると見込んでおるところであります。

こうした中で、来年度の税収については、今年度補正後予算をもとにいたしまして、政府経済見通しにおける各種経済指標等を踏まえまして、五十三・六兆円と見積もったところであります。

以上です。(拍手)

〔国務大臣増田寛也君登壇〕

○国務大臣(増田寛也君) 初めに、地方交付税の復元、増額についてお尋ねがございました。

地方交付税総額の増額を求める地方の要望は、現下の厳しい財政運営の実態を訴えるとともに、医療や福祉などの法令に基づく行政サービスの提供にとどまらず、地域の活性化など独自の施策に取り組みするための財源が必要であるとの趣旨と受けとめております。

平成二十年度においては、こうした地方の要望を踏まえて、地方税収の伸びが鈍化する中で、喫

緊の課題である地方の再生に向けた自主的、主体的な地域活性化施策に必要な財源を確保するため、地方交付税総額は十五兆四千六百一十億円、前年度に比し二千三百四十億円の増を確保することとしております。

平成二十年度の地方交付税の総額は、国においても厳しい財政状況のもと、かつ交付税の原資となる国税五税の伸びが鈍化する厳しい環境の中で、最大限努力した結果であり、御理解いただきたいと考えております。

次に、地方法人特別税と地方分権の関係についてお尋ねがございました。

今回の地方税の偏在是正措置は、消費税を含む税法系の抜本的改革において、地方消費税の充実と地方法人課税のあり方の見直しを含む地方税改革の実現に取り組むこととし、それまでの間の暫定措置として講ずることとしたものでございます。したがって、地方消費税の充実など、地方税の基本方向を明らかにしております。

また、地方法人特別税は、形式上は国税としていますが、法人事業税とあわせて都道府県が賦課徴収するとともに、その税収を地方法人特別譲与税として譲与する仕組みとしております。

このように、今回の措置は地方税の基本方向に沿うものであり、分権に反するものではないと考えております。

次に、法人事業税の応益性との関連についてお尋ねがございました。

今回の措置は、国税として地方法人特別税を創設し、その税収を都道府県に対して譲与するものでございます。したがって、地方税である法人事

業税そのものを再配分するものではなく、応益課税である法人事業税の性格から問題との御指摘は当たらないと考えております。

次に、法人二税の税収が落ち込んだ場合についてのお尋ねがございました。

今回の措置は、消費税を含む税体系の抜本的改革までの間の暫定措置として講じるものでございます。それまでの間、法人二税の税収の変動があつても、地方法人特別税の収入額を一定の基準で都道府県に譲与することにより、地方税の偏在は正を図ることとするものでございます。

次に、地方法人特別税の地方税としての復元についてのお尋ねがございました。

今回の地方法人特別税等の創設は、消費税を含む税体系の抜本改革が行われるまでの間の暫定措置というものでありまして、消費税を含む税体系の抜本改革において、この消費税の充実に今回の暫定措置の見直しなどを含む地方税改革の実現に取り組んでまいることでございます。

次に、地方再生対策費の初年度の財源についてのお尋ねがございました。

この地方再生対策費は、地方税の偏在是正による効果額を勘案して四千億円を計上することとしており、偏在是正の効果があられない平成二十年度においては、臨時財政対策債の発行によりその財源を確保することとしておりますが、この初年度に偏在是正の効果が生じないのは、法人所得課税の仕組み、すなわち適用期日、譲与手続等が影響して、その偏在是正効果が後年度にずれて生じることによるものでございます。平成二十年度

の地方再生対策費と見合いの財源については、今の暫定措置の終了後になお見込まれる偏在是正効果によつて確保されるものでございます。

したがつて、つなぎ財源として臨時財政対策債を発行しても、その償還財源は確保されているところであり、問題はないと考えております。

次に、平成二十年度の地方税収についてのお尋ねがございました。

二十年度の地方税収見込み額については、昨年十二月の時点において、徴収実績等を踏まえて平成十九年度の決算見込み額を推計した上で、これをベースに、利用し得る直近の課税データ等をもとにできる限り正確な見積りに努めたところでございまして、御指摘のように過大な見積もりとは考えていないものでございます。

最後に、地方行財政会議についてのお尋ねがございました。

地方行財政会議の設置については、国会との関係も含め、国の政策決定プロセスに地方がどのような形で関与することが適切かについて、多角的な検討が必要であると認識してあります。地方に係の深い行政の推進に当たっては、国と地方が十分に議論を積み重ねることが不可欠であります。国と地方が定期的に意見交換を行うこと等を通じて、国と地方がそれぞれの役割を理解し、連携しながら地方分権改革を進めてまいります。

以上でございます。(拍手)

○副議長(橋路孝弘君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(橋路孝弘君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十分散会

出席閣僚大臣

内閣総理大臣 福田 康夫君
総務大臣 増田 寛也君
財務大臣 額賀福志郎君
国土交通大臣 冬柴 鐵三君

出席内閣官房副長官及び副大臣

内閣官房副長官 大野 松茂君
総務副大臣 谷口 隆義君
財務副大臣 森山 裕君

○議長の報告

(両院協議会請求)

一、去る六日、本院は、次の内閣提出案につき参議院が否決したので参議院に対して両院協議会を開くことを請求した。

平成十九年度一般会計補正予算(第1号)

平成十九年度特別会計補正予算(特第1号)

平成十九年度政府関係機関補正予算(機第1号)

(両院協議会協議委員議長副議長互選)

一、去る六日、協議委員議長副議長互選の結果、次のとおり当選した。

平成十九年度一般会計補正予算(第1号)外二件
両院協議会協議委員

議長 逢沢 一郎君
副議長 中山 成彬君

(両院協議会協議委員選挙通知)

一、去る六日、駒崎事務総長から小幡参議院事務総長あて、本院は、平成十九年度一般会計補正予算(第1号)外二件両院協議会の協議委員に次の者を選挙した旨通知した。

逢沢 一郎君 中山 成彬君
森 英介君 田野瀬良太郎君
伊藤 達也君 山本 幸三君
遠藤 利明君 小此木八郎君
西 博義君 石田 祝稔君

(通知書受領)

一、去る六日、小幡参議院事務総長から駒崎事務総長あて、参議院は平成十九年度一般会計補正予算(第1号)外二件両院協議会の協議委員に次の者を選挙した旨の通知書を受領した。

池口 修次君 小川 勝也君
尾立 源幸君 櫻井 充君
榛葉賀津也君 津田弥太郎君
羽田雄一郎君 水岡 俊一君
仁比 聡平君 近藤 正道君

一、去る六日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

地方交付税法等の一部を改正する法律
(予算送付及び通知)

一、去る六日、憲法第六十条第二項の規定により本院の議決が国会の議決となつた次の予算を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。
平成十九年度一般会計補正予算(第1号)
平成十九年度特別会計補正予算(特第1号)
平成十九年度政府関係機関補正予算(機第1号)

(報告書受領)

一、去る六日、平成十九年度一般会計補正予算(第1号)外二件両院協議会衆議院協議委員長逢沢一郎君から河野議長あて、両院協議会の成案を得なかつた旨次の報告書を受領した。

平成十九年度一般会計補正予算(第1号)両院協議会報告書

平成十九年度特別会計補正予算(特第1号)両院協議会報告書

平成十九年度政府関係機関補正予算(機第1号)両院協議会報告書

一、去る八日、内閣から次の報告書を受領した。
平成十七年度決算に関する衆議院の議決について講じた措置の報告

一、去る八日、内閣を経由して総務大臣増田寛也君から、次の報告書を受領した。

放送法第三十八条第二項の規定に基づく日本放送協会平成十八年度業務報告書及び総務大臣の意見並びに監事の意見書

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第四十四条の規定に基づく日本郵政公社平成十九年度財務諸表の承認に関する報告

(要求書受領)

一、去る六日、内閣から、労働保険審査会委員に鬼丸かおる君を任命したので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る六日、内閣から、運輸審議会委員に島村勝巳君を任命したので、国土交通省設置法第

十八条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(議決通知)

一、去る六日、本院は、労働保険審査会委員に鬼丸かおる君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る六日、本院は、運輸審議会委員に島村勝巳君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(理事補欠選任)

一、去る十三日、予算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。
理事 増原 義剛君(理事伊藤達也君去る十二日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辞任

補欠

小川 淳也君	石関 貴史君
石関 貴史君	高井 美穂君
高井 美穂君	小川 淳也君

一、去る七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

白井日出男君	亀井善太郎君
尾身 幸次君	亀岡 偉民君
大島 理森君	大塚 高司君
小池百合子君	木挽 司君
小坂 憲次君	谷垣 禎一君

増原 義剛君
三ツ矢憲生君
笹木 竜三君
細野 豪志君
赤松 正雄君
江田 康幸君
阿部 知子君
大塚 高司君
亀井善太郎君
谷垣 禎一君
吉田 泉君
谷口 和史君
平 将明君
亀岡 偉民君
木挽 司君
蘭浦健太郎君
とかしきなおみ君
福岡 資鷹君
牧原 秀樹君
山口 俊一君
神風 英男君
三谷 光男君
赤羽 一嘉君
斉藤 鉄夫君
日森 文尋君

大島 理森君
河村 建夫君
小坂 憲次君
野田 毅君
三原 朝彦君
笹木 竜三君
細野 豪志君
渡部 恒三君
赤松 正雄君
笠井 亮君
糸川 正晃君
安次富 修君
新井 悦二君
木原 稔君
松本 洋平君
山本ともひろ君
長妻 昭君
亀井善太郎君
井脇ノブ子君
井脇ノブ子君
猪口 邦子君
長妻 昭君
平 将明君
白井日出男君
河村 建夫君
小坂 憲次君
野田 毅君
尾身 幸次君
三原 朝彦君
大島 理森君
細野 豪志君
笹木 竜三君
渡部 恒三君
赤松 正雄君
笠井 亮君
糸川 正晃君

一、去る八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

補欠

白井日出男君	松本 洋平君
尾身 幸次君	土井 亨君

大島 理森君
河村 建夫君
小坂 憲次君
野田 毅君
三原 朝彦君
笹木 竜三君
細野 豪志君
渡部 恒三君
赤松 正雄君
笠井 亮君
糸川 正晃君

一、去る十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

白井日出男君	藤野真紀子君
尾身 幸次君	松本 文明君
大島 理森君	片山さつき君
大野 功統君	亀井善太郎君
河村 建夫君	井脇ノブ子君
小坂 憲次君	安井潤一郎君
深谷 隆司君	平 将明君
中川 正春君	平岡 秀夫君
細野 豪志君	小川 淳也君
山井 和則君	園田 康博君
笠 浩史君	川内 博史君
渡部 恒三君	太田 和美君
笠井 亮君	穀田 恵二君
阿部 知子君	保坂 展人君
糸川 正晃君	下地 幹郎君
片山さつき君	篠田 陽介君
松本 文明君	あかま二郎君
あかま二郎君	亀岡 偉民君
井脇ノブ子君	河村 建夫君
亀井善太郎君	大野 功統君
亀岡 偉民君	尾身 幸次君
篠田 陽介君	大島 理森君
平 将明君	深谷 隆司君
藤野真紀子君	白井日出男君
安井潤一郎君	小坂 憲次君
小川 淳也君	細野 豪志君
太田 和美君	渡部 恒三君

決算行政監視委員

辞任

補欠

一、去る十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

補欠

川内 博史君	笠 浩史君
園田 康博君	山井 和則君
平岡 秀夫君	中川 正春君
穀田 恵二君	笠井 亮君
保坂 展人君	阿部 知子君
下地 幹郎君	糸川 正晃君
伊藤 達也君	西銘恒三郎君
西銘恒三郎君	伊藤 達也君
井上 喜一君	平口 洋君
伊藤 公介君	松本 洋平君
岩永 峯一君	藤井 勇治君
白井日出男君	林 潤君
尾身 幸次君	清水清一郎君
大島 理森君	安井潤一郎君
大野 功統君	奥野 信亮君
金子 一義君	徳田 信亮君
河村 建夫君	広津 素子君
小池百合子君	藤田 幹雄君
小坂 憲次君	山内 康一君
坂本 剛二君	永岡 桂子君
菅原 一秀君	長島 忠美君
杉浦 正健君	北村 茂男君
園田 博之君	馬渡 龍治君
長勢 甚遠君	福岡 資麿君
野田 毅君	藤野真紀子君

笹木	竜三君	大串	博志君
武正	公一君	高山	智司君
細野	豪志君	松本	謙公君
山井	和則君	郡	和子君
北村	茂男君	小川	友一君
清水鴻一郎君		牧原	秀樹君
永岡	桂子君	中根	一幸君
林	潤君	清水清一郎君	
馬渡	龍治君	井脇ノブ子君	
郡	和子君	菊田真紀子君	
高山	智司君	市村浩一郎君	
松木	謙公君	小宮山泰子君	
松原	秀樹君	松本	文明君
市村浩一郎君		田村	謙治君
田村	謙治君	太田	和美君
井脇ノブ子君		園田	博之君
小川	友一君	杉浦	正健君
奥野	信亮君	大野	功統君
清水清一郎君		白井日出男君	
徳田	毅君	金子	一義君
中根	一幸君	坂本	剛二君
長島	忠美君	菅原	一秀君
平口	洋君	井上	喜一君
広津	素子君	河村	建夫君
福岡	資麿君	長勢	甚遠君
藤井	勇治君	岩永	峯一君
藤田	幹雄君	小池百合子君	
藤野真紀子君		野田	毅君
松本	文明君	尾身	幸次君
松本	洋平君	伊藤	公介君
安井潤一郎君		大島	理森君

中森ふくよ君	廣津 素子君	一、去る十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 予算委員		二、昨十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 予算委員	
原田 憲治君	阿部 俊子君				
菊田真紀子君	岡本 充功君	辞任		補欠	
西村智奈美君	田名部匡代君				
三谷 光男君	田村 謙治君	岩永 峯一君	藤井 勇治君	橋本 岳君	西銘恒三郎君
阿部 俊子君	浮島 敏男君	白井日出男君	北村 茂男君	市村浩一郎君	笠 浩史君
田名部匡代君	古本伸一郎君	大島 理森君	土屋 正忠君	近藤 洋介君	笹木 竜三君
田村 謙治君	森本 哲生君	大野 功統君	江崎洋一郎君	越智 隆雄君	中川 正春君
浮島 敏男君	龜岡 偉民君	佐藤 剛男君	廣津 素子君	津村 啓介君	菅原 一秀君
古本伸一郎君	小川 淳也君	杉浦 正健君	早川 忠孝君	鈴木 克昌君	深谷 隆司君
龜岡 偉民君	木原 誠二君	園田 博之君	土井 真樹君	園田 博之君	西銘恒三郎君
小川 淳也君	後藤 齋君	中馬 弘毅君	岩屋 毅君	廣津 素子君	井上 喜一君
新井 悦二君	園田 博之君	西銘恒三郎君	橋本 岳君	深谷 隆司君	三ッ矢憲生君
井脇ノブ子君	三ッ矢憲生君	飯島 夕雁君	清水鴻一郎君	藤井 勇治君	菅原 一秀君
飯島 夕雁君	菅原 一秀君	近江屋信広君	太田 和美君	藤野真紀子君	川条 志嘉君
近江屋信広君	深谷 隆司君	木原 誠二君	三谷 光男君	松本 文明君	木原 誠二君
川条 志嘉君	西銘恒三郎君	長島 忠美君	松木 謙公君	鈴木 克昌君	長島 忠美君
長島 忠美君	佐藤 剛男君	坂本 剛二君	石川 知裕君	津村 啓介君	廣津 素子君
廣津 素子君	坂本 剛二君	山井 和則君	小宮山泰子君	辻元 清美君	藤井 勇治君
藤井 勇治君	岩永 峯一君	笠 浩史君	仙谷 由人君	坂本 剛二君	岡本 充功君
岡本 充功君	山井 和則君	江田 康幸君	高木 陽介君	小坂 憲次君	後藤 齋君
後藤 齋君	馬淵 澄夫君	笠井 亮君	塩川 鉄也君	土屋 正忠君	鈴木 克昌君
鈴木 克昌君	中川 正春君	阿部 知子君	西本 勝子君	石川 知裕君	長妻 昭君
長妻 昭君	笠 浩史君	北村 茂男君	藤野真紀子君	川内 博史君	松木 謙公君
松木 謙公君	原口 一博君	清水鴻一郎君	藤田 朋美君	阿部 俊子君	森本 哲生君
森本 哲生君	笹木 竜三君	早川 忠孝君	稲田 晃君	猪口 邦子君	高木美智代君
高木美智代君	赤松 正雄君	小宮山泰子君	内山 晃君	岩屋 毅君	吉井 英勝君
吉井 英勝君	笠井 亮君	松木 謙公君	川内 博史君	坂井 学君	保坂 展人君
保坂 展人君	阿部 知子君	三谷 光男君	森本 哲生君		

伴野 豊君 武正 公一君
赤嶺 政賢君 笠井 亮君
菅野 哲雄君 阿部 知子君
下地 幹郎君 糸川 正晃君

(公聴会開会承認)

一、予算委員長から提出した次の公聴会開会承認要求に対し、議長は去る十三日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、公聴会を開こうとする議案
平成二十年度一般会計予算
平成二十年度特別会計予算
平成二十年度政府関係機関予算

一、意見を聞こうとする問題

平成二十年度総予算について
右によつて公聴会を開きたいから衆議院規則第七十八条により承認を求める。

平成二十年二月十三日

予算委員長 逢沢 一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

(議案提出)

一、去る八日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

平成二十年度における政府等が管掌する健康保険の事業に係る国庫補助額の特例及び健康保険組合等による支援の特例措置等に関する法律案
森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法案

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律案

企業立地の促進等による地域における産業集積

の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案
放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

日本放送協会平成十八年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書並びに監事の意見書
一、去る十四日、議員から提出した議案は次のとおりである。

オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律案(長島昭久君外五名提出)

一、去る十五日、議員から提出した議案は次のとおりである。

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部を改正する法律案(石崎岳君外八名提出)

一、去る十五日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律案
食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

(議案送付)
一、去る十五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律案(長島昭久君外六名提出)

一、昨十八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部を改正する法律案(石崎岳君外八名提出)

(議案通知)
一、去る六日、次の内閣提出案は憲法第六十条第二項の規定により本院の議決が国会の議決となつた旨参議院に通知した。

平成十九年度一般会計補正予算(第一号)
平成十九年度特別会計補正予算(特第一号)
平成十九年度政府関係機関補正予算(機第一号)

拉致問題対策推進経費に関する質問主意書(中川正春君提出)
中国製冷凍ギョーザと食の安全に関する質問主意書(高井美穂君提出)

防衛研究所が所蔵・公開する資料に関する質問主意書(照屋寛徳君提出)
自衛隊員の自殺防止に向けた防衛省の取り組み並びに組織のあり方に対する同省の認識に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

防衛省における上官による自衛隊新入隊員の給料のかすめ取りに関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、去る七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

ILO専門委員会報告に関する質問主意書(細川律夫君提出)
道路投資の経済効果に関する質問主意書(滝実君提出)

国連の先住民族権利宣言を受けての我が国政府の取り組みに関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

近年の冤罪事件を受けて警察庁が公表した「警察捜査における取調べ適正化指針」に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

北方領土問題についての政府見解並びに洞爺湖サミットにおける同問題の取り扱いに関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

ねんきん特別便に関する質問主意書(山井和則君提出)

介護予防等に関する質問主意書(山井和則君提出)

国際海上コンテナの陸上輸送における安全対策に関する質問主意書(前原誠司君提出)

一、去る六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

平成十九年度一般会計補正予算(第一号)
平成十九年度特別会計補正予算(特第一号)
平成十九年度政府関係機関補正予算(機第一号)

介護保険の流用拡大に関する質問主意書(山井和則君提出)

フィブリノゲン製剤投与患者への告知及び葉書肝炎救済法による救済に関する質問主意書(山井和則君提出)

一、去る八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

租税特別措置の政策効果等に関する再質問主意書(中川正春君提出)

「フィブリノゲン製剤投与調査検討会」の今後に関する質問主意書(山井和則君提出)

中期計画の策定、暫定税率延長等に関する市町村長の賛同署名簿等に関する質問主意書(山井和則君提出)

揮発油税をはじめとした暫定税率の維持、道路特定財源の確保に関する質問主意書(山井和則君提出)

介護保険制度に関する質問主意書(山井和則君提出)

個室ユニット型老人ホームに関する質問主意書(山井和則君提出)

ねんきん特別便の転記作業に係る契約に関する質問主意書(山井和則君提出)

外務省職員の長期欠勤に対する外務省の対応に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

一九九六年五月のびざなし交流に同行した外務省職員が暴行を受けたとされるやり取りの経緯に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、去る十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

財団法人日本美術刀剣保存協会における刀剣審査の規程違反・手続き等の不正に関する質問主意書(佐々木憲昭君提出)

一九九九年にキルギスで起きた日本人誘拐事件の際に支払われたとされる身代金についての同国国会における証言に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

北方領土返還要求行進に対する外務省の関与並びに認識に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

アフガニスタンにおけるODAによるPRTへの資金協力に関する質問主意書(辻元清美君提出)

一、去る十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

米海兵隊員による女子中学生暴行事件に関する質問主意書(照屋寛徳君提出)

ミャンマーにおける邦人殺害に対する政府の対応に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

中国・上海の日本人学校が取り寄せた教材が中国税関から通関拒否を受けている件に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省における日朝交渉記録文書の欠落に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

沖縄県での米軍人による少女暴行事件に対する外務省の対応に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、去る十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

米海兵隊員による女子中学生暴行事件と日米地位協定に関する質問主意書(照屋寛徳君提出)

志布志事件を冤罪ではないとした法務大臣の発言及び冤罪に対する政府の見解に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

外務省におけるワインの管理方法に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

内閣府の計量経済モデルが政治的に歪められている可能性に関する質問主意書(滝実君提出)

日本経済はデフレ状況にはないとの政府見解に関する質問主意書(滝実君提出)

一、去る十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

外務省の特権意識並びに行財政改革に対する認識に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

消失した在ウズベキスタン大使館配置の日本画についての外務省の対応と国民の税金で購入した美術品に対する外務省の認識に関する第三回質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、昨十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

草の根無償資金援助を巡る債務についての外務省の対応に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

ミャンマーにおける邦人殺害に係る調査チームの派遣に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

(答弁書受領)

一、去る八日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員中川正春君提出租税特別措置の政策効果等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員岩田哲人君提出歯科診療報酬の算定基準に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出消失したウズベキスタン大使館配置の日本画についての外務省の対応と国民の税金で購入した美術品に対する外務省の認識に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出行政文書管理に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出インドネシア日本大使館の現地職員らによる集団密航への関与に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員の長期欠勤に対する外務省の対応に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出一九九六年五月のびざなし交流に同行した外務省職員が暴行を受けたとされるやり取りの経緯に関する質問に対する答弁書

衆議院議員高井美穂君提出違法・有害サイト規制と電気通信事業法に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出ねんきん特別便に係る対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出一般肝炎患者への対策等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出国連事務総長主催のコンサートにおいて日本海呼称問題等に触れたパンフレットが配布された件に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省におけるワインの管理方法に関する再質問に対する答弁書

平成二十年一月二十三日提出
質問 第一 六 号

租税特別措置の政策効果等に関する質問主意書

提出者 中川 正春

租税特別措置の政策効果等に関する質問主意書

租税特別措置は、租税制度上、特定の個人や企業の税負担を軽減することなどにより、国による経済政策や社会政策等の特定の政策目的を実現するための特別な政策手段であり、公平・中立・簡素という税制の基本理念の例外措置として設けられている。

このため、租税特別措置については、厳しい財政状況下、これまでの政策効果や必要性などの政策評価を十分に実施した上で、その期限の延長や新設の合理性を判断することが極めて重要である。

租税特別措置を行政上の政策に導入している省庁(以下「関係省庁」という。)では、毎年行われる税制改正の審議に当たり、各政策の目的に基づき、租税特別措置の新設、拡充及び延長を希望する旨を記載した要望書を財務省に提出している。

会計検査院の検査報告等によると、関係省庁においては、租税特別措置について、その拡充、延長等の改正の要望をする際に、財務省に対して租税特別措置による減収見込額を提示することなどによりその効果等の検証を行っていることとされている。また、平成十四年から「行政機関が行う政策の評価に関する法律(いわゆる「政策評価法」)が

施行されたことに伴い、行政機関の長は、政策評価に関する基本計画や事後評価の実施に関する計画を定め、これらに基づき事前評価や事後評価を実施しており、租税特別措置についてもその効果等の検証を行っているものとされている。

そこで、以下質問する。

一 平成二十年税制改正の対象項目となつている租税特別措置(以下「改正対象項目」という。)について、関係省庁及び財務省は、改正対象項目ごとに、その政策効果や必要性などの政策評価の具体的内容を明らかにされたい。

二 改正対象項目が国庫補助金等(いわゆる補助金適正化法上の補助金等)の支援を受けている場合は、その所要額及びその支援効果を踏まえた政策評価の具体的内容を明らかにされたい。

内閣衆質一六九第一六号

平成二十年二月八日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員中川正春君提出租税特別措置の政策効果等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員中川正春君提出租税特別措置の政策効果等に関する質問に対する答弁書

一 について

平成二十年一月二十三日に第百六十九回国会に提出した所得税法等の一部を改正する法律案(以下「所得税法等一部改正法案」という。)にお

いて対象とされている租税特別措置の項目ごとの政策評価について、現時点で把握しているものは、次のとおりである。

所得税法等一部改正法案による改正後の租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号。以下「新租税特別措置法」という。)第四条の四に規定する勤労者財産形成貯蓄契約に基づく生命保険等の差益等の課税の特例については、勤労者の計画的な財産形成を促進するために必要である。また、本特別措置は、勤労者の生活の安定に資する効果があると考える。

新租税特別措置法第六条、第四十一条の十三及び第六十七条の十六に規定する民間国外債等の利子・発行差金の課税の特例については、我が国企業の資金調達が多様化及び効率化並びに円の国際化を図るために必要であり、また、その効果があると考える。平成十八年度における我が国企業の民間国外債による資金調達額は、約四兆五千億円(うち円建て約三兆四千億円)となつていて。

新租税特別措置法第七条及び第六十七条の十一に規定する特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税については、我が国金融・資本市場の活性化及び国際化の推進のために必要であり、また、その効果があると考える。当該特別国際金融取引勘定において経理された預金等の負債残高は、平成十九年九月末において約二十三兆円となつていて。

新租税特別措置法第八条の四に規定する上場株式等に係る配当所得の課税の特例、新租税特別措置法第八条の五に規定する確定申告を要し

ない配当所得、新租税特別措置法第九条の三に規定する上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率の特例、新租税特別措置法第九条の三の二に規定する上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務の特例、新租税特別措置法第三十七条の十に規定する株式等に係る譲渡所得等の課税の特例、租税特別措置法第三十七条の十一に規定する上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例、新租税特別措置法第三十七

条の十一の三に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算の特例、新租税特別措置法第三十七條の十一の四に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例、新租税特別措置法第三十七條の十一の六に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収の特例及び新租税特別措置法第三十七條の十二の二に規定する上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除については、「貯蓄から投資へ」の流れを推進する等の観点から、金融所得課税の一体化に向けた取組を進めるとともに、個人投資家がリスク資産である株式等に投資しやすい環境の整備を図るために必要である。また、これらの特別措置は、我が国金融・資本市場の活性化に資する効果があると考えており、個人金融資産に占める株式・投資信託の構成比は、平成十四年度末の五・八パーセントから平成十八年度末には十一・二パーセントへと増加している。このうち、租税特別措置法第三十七條の十一に規定する上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例

については、新制度への移行に伴い廃止することとしている。

新租税特別措置法第九条に規定する配当控除の特例については、様々な金融商品から生ずる配当所得について、所得税と法人税の調整措置を適用するに当たり、課税の中立性を確保するために必要であり、また、その効果があると考えられる。

新租税特別措置法第十条、第四十二条の四及び第六十八条の九に規定する試験研究を行った場合の特別税額控除については、民間の研究開発投資を促進するために必要である。また、本特別措置は、研究開発投資を通じて技術革新を加速させることにより、持続的な経済成長の実現に資する効果があると考えられる。総務省科学技術研究調査によれば、我が国の企業等の研究費は、本特別措置を大幅に拡充する前の平成十四年度の十一兆五千七百六十八億円から平成十八年度には十三兆三千二百七十四億円へと一兆七千五百六億円増加している。また、平成十九年十一月に開催された税制調査会に提出した資料において、本特別措置が我が国の国内総生産を十年間累計で約七・三兆円押し上げると試算している。なお、民間の研究開発投資の更なる促進を図る観点から、所得税法等一部改正法案において、試験研究費の総額に係る特別税額控除又は中小企業技術基盤強化税制とは別に、試験研究費の増加額に係る特別税額控除又は売上高に占める試験研究費の割合が一定の水準を超える試験研究費に係る特別税額控除を選択適用できる制度を創設することとしている。

新租税特別措置法第十条の二、第四十二条の

五及び第六十八条の十に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等取得した場合の特別償却又は特別税額控除については、エネルギー有効利用製造設備等の導入を促進するために必要である。また、本特別措置は、エネルギー安定供給の確保及び地球温暖化問題への対応に資する効果があると考えられる。なお、所得税法等一部改正法案において、二酸化炭素排出量の増加が著しい民生業務部門の省エネルギー対策を強化する観点から省エネルギーシステムを対象に追加することとしている。あわせて、支援の重点化を図る観点から、普及促進が図られた設備等に対する支援は廃止することとしている。

新租税特別措置法第十条の三、第四十二条の六及び第六十八条の十一に規定する中小企業者等が機械等取得した場合の特別償却又は特別税額控除については、中小企業者等の幅広い機械装置等を対象とした設備投資を促進するため必要がある。また、本特別措置は、中小企業者等の生産性を向上させ、成長力の底上げを図る効果があると考えられる。平成十八年八月から九月にかけて中小企業庁の委託により株式会社帝國データバンクが実施したアンケート調査によれば、本特別措置の存在を知る中小企業者の約二割が利用したことがあると回答しており、その約六割が設備投資資金を確保できたことを効果として挙げている。

新租税特別措置法第十条の四、第四十二条の七及び第六十八条の十二に規定する事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除については、中小企業者等の事業基盤の強化等のために必要であり、また、その効果が

あると考える。なお、所得税法等一部改正法案において、第百六十九回国会への提出を予定している中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律案に規定する認定農工商等連携事業計画に従って農工商等連携事業を行う中小企業者が取得等をした事業基盤強化設備を対象に追加することとしている。また、支援の重点化を図る観点から、中小企業者の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）に規定する認定農工商等連携新事業分野開拓計画に係る措置は廃止することとしている。

新租税特別措置法第十条の六、第四十二条の十一及び第六十八条の十五に規定する情報基盤強化設備等取得した場合の特別償却又は特別税額控除については、我が国企業のIT資本投入の拡大、IT投資効率の向上及び情報セキュリティの強化を図るために必要である。また、本特別措置は、これらを通じて企業の生産性の向上を加速化する効果があると考えられる。本特別措置の創設後、企業のIT投資は、平成十七年度の約二十三・三兆円から平成十八年度の約二十四・三兆円に着実に増加しており、本特別措置の対象設備についても減収額の約一・四倍の投資増加効果があると試算されている。また、組織全体で統一的な情報処理システムの連携を実現している企業の割合は、平成十七年度の約十六パーセントから平成十八年度の約二十二パーセントに、企業及び産業横断的に統一的な情報処理システムの連携を実現している企業の割合は、平成十七年度の約一パーセントから平成十八年度の約四パーセントに、それぞれ増加

したと試算されている。なお、支援の重点化を図る観点から、所得税法等一部改正法案において、大規模法人については本特別措置の適用対象となる取得価額の合計額に上限額を設定することとしている。あわせて、部門間及び企業間で分断されている情報システムを連携させるためのソフトウェアを対象に追加するとともに、中小企業者に係る投資下限額を大幅に引き下げることにしている。

租税特別措置法第十条の七、第四十二条の十二及び第六十八条の十五の二に規定する教育訓練費の額が増加した場合の特別税額控除については、企業等の人材投資を加速するために必要である。また、本特別措置は、人材投資によって一人一人の生産性を向上させ、人口減少下においても我が国経済・産業の競争力・成長力を強化する効果があると考えられる。平成十七年から平成十九年までにおいて経済産業省の委託により三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が実施したアンケート調査によれば、本特別措置が減税額の約一・三一倍から約一・四七倍の教育訓練費の増額を行う誘因となるとしている。なお、特に中小企業者の生産性向上を促進する観点から、所得税法等一部改正法案において、厳しい経営状況により教育訓練費の計画的な増加が困難な中小企業者が利用しやすい仕組みに改めることとしている。また、教育訓練費が増加傾向に転換した大企業については、適用期限の到来をもって支援を廃止することとしている。

新租税特別措置法第十一条、第四十三条及び第六十八条の十六に規定する公害防止用設備の

特別償却については、産業廃棄物処理用設備等の一般公害防止用設備の導入促進を図るために必要である。また、本特別措置は、大気等の環境の改善に資する効果があると考ええる。なお、支援の重点化を図る観点から、普及促進が図られた設備に対する支援は廃止することとしている。

新租税特別措置法第十一条の二、第四十四条及び第六十八条の十九に規定する地震防災対策用資産の特別償却における耐震改修工事に係る措置については、大規模地震による被害の防止が喫緊の課題となっている中、初期投資の軽減により事業用建築物の耐震改修を促進するため必要である。また、本特別措置は、国民生活の安全、安心の確保に寄与する効果があると考ええる。

新租税特別措置法第十一条の四、第四十四条の四及び第六十八条の二十三に規定する特定電気通信設備等の特別償却については、全国でブロードバンド・サービスを利用可能とし、また、地上デジタル放送への対応を着実に進めるためには、今後、民間事業者による投資効率の相対的に低い地域（離島、過疎地域等）への投資が不可欠であり、民間事業者に対する投資インセンティブの付与のために必要である。また、本特別措置は、地域間の情報通信格差の是正に寄与する効果があると考えている。総務省の推計によれば、情報通信の基盤整備のうち、ADSLについては、平成十六年度末時点でサービスエリアの世帯力パー率が約九十三パーセントであったが、平成十九年九月末時点で約九十五パーセントに増加し、光ファイバ（FTH）に

ついては、平成十六年度末時点でサービスエリアの世帯力パー率が約七十二パーセントであったが、平成十九年九月末時点で、約八十五パーセントに増加している。ケーブルテレビ施設においては、幹線路に光ファイバを導入している施設の割合は、平成十六年度末時点で六十八・九パーセントであったが、平成十八年度末時点で七十七・一パーセントに増加し、幹線路全体に占める光ファイバの割合は、平成十六年度末時点で三十一・一パーセントであったが、平成十八年度末時点で三十九・七パーセントに増加している。

新租税特別措置法第十一条の五、第四十四条の二及び第六十八条の二十に規定する集積区域における集積産業用資産の特別償却については、地域経済の自立的発展の基盤及び我が国産業の競争力の強化を図るために必要であり、また、その効果があると考ええる。なお、地域を支える農林水産業と商工業の連携を促進し、地域の活力を引き出す事業活動を行う事業者の取組を支援する観点から、農林水産業の活性化に資する業種を対象に追加することとしている。

新租税特別措置法第十一条の六、第四十四条の六及び第六十八条の二十六に規定する資源再生化設備等の特別償却については、食品循環資源再生利用設備、木質固形燃料製造設備、建設混合廃棄物選別装置等の資源再生化設備等の導入促進を図るために必要である。また、本特別措置は、資源の有効な利用の確保や廃棄物の排出抑制に資する効果があると考ええる。なお、支援の重点化を図る観点から、普及促進が図られた設備に対する支援は廃止することとしている。

る。

新租税特別措置法第十三条、第四十六条の二及び第六十八条の三十一に規定する公共交通機関に係る障害者対応設備等の特別償却については、平成二十二年までに達成すべき目標（一日当たりの平均的な利用者数が五千人以上の鉄道の段階解消率については原則百パーセント、ノンストップパスの導入率については約三十パーセント、バリアフリー対応型航空機の導入率については約六十五パーセント等）に向け、公共交通事業者にとつて費用がかさむ一方で直接収益に結び付かない交通バリアフリー設備に対する投資の優先順位を高め、早期の施設整備を促すために必要である。また、本特別措置は、交通バリアフリー設備の整備が着実に進むことで、高齢者、障害者等を含めた公共交通機関を利用する者の移動の円滑化に資する効果があると考えており、平成十八年度末において、鉄道路線の段階解消率が六十三パーセント、ノンストップパスの導入率が十八パーセント、バリアフリー対応型航空機の導入率が五十四パーセントとなっている。

新租税特別措置法第十三条の二、第四十六条の三及び第六十八条の三十二に規定する支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却については、障害者就労支援事業所への発注を行う企業等に対する税制上の優遇措置を創設することにより、障害者就労支援事業所への発注を増加させ、障害者の就労支援を強化するために必要である。また、本特別措置は、障害者の働く場の確保や工賃・賃金水準の向上につながり、障害者の自立の支援に資する

効果があると考ええる。

新租税特別措置法第十四条、第四十七条及び第六十八条の三十四に規定する優良賃貸住宅の割増償却における中心市街地優良賃貸住宅に係る措置については、初期投資の軽減により中心市街地における優良な賃貸住宅の供給を促進するために必要である。また、本特別措置は、高齢者等にとって利便性の高い街なか居住を推進し、中心市街地の活性化に寄与する効果があると考ええる。

新租税特別措置法第二十条、第五十五条の五及び第六十八条の四十四に規定する金属鉱業等鉱害防止準備金については、汚染者負担の原則に基づき、事業者が鉱害防止積立金を積み立て、鉱山の閉山後においても収益の生じない鉱害防止事業を着実に実施するために必要である。また、本特別措置は、平成十八年度において十一社の企業が鉱害防止準備金を積み立てているなど、その効果があると考ええる。

新租税特別措置法第二十条の三、第五十五条の七及び第六十八条の四十六に規定する特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金制度の特例については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）に基づき、中小企業者が多く資本力が脆弱な廃棄物最終処分場設置者に義務付けている維持管理積立金の着実かつ円滑な積立を確保し、廃棄物最終処分場の長期的な維持管理を適正に行うために必要である。また、本特別措置は、埋立処分事業等による収益がなくなる埋立て終了後の廃棄物最終処分場における環境汚染を防止し、生活環境を保全する効果があると考ええる。

新租税特別措置法第二十五条、第六十七条の三及び第六十八条の百一に規定する肉用牛の売却による農業所得の課税の特例については、肉用牛生産者の経営安定を図るために必要である。また、本特別措置は、我が国における肉用牛飼養頭数の維持や肉用牛生産者の経営規模の拡大に寄与し、消費者への国産牛肉の安定供給に資する効果があると考ええる。

新租税特別措置法第二十六条、第六十七条及び第六十八条の九十九に規定する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）の規定等に基づく医療支援給付等（以下「医療支援給付等」という。）に係る社会保険診療報酬の所得計算の特例については、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）に基づく医療扶助等（以下「医療扶助等」という。）に代えて行われる医療支援給付等についても医療扶助等と同様に本特別措置の対象とすることによって、医療支援給付等の円滑な実施を図るために必要である。また、本特別措置は、中国残留邦人等の円滑な自立の支援に資する効果があると考ええる。

新租税特別措置法第二十八条の二、第六十七条の五及び第六十八条の百二に規定する中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、三十万円未満の減価償却資産の取得価額の全額損金算入を認めるものであり、納税の事務負担が相対的に重い中小企業者等の負担の軽減を図るために必要である。また、本特別措置は、中小企業者等の事務処理の効率化に資する効果があると考えており、平成十八年八月から九月にかけて中小企業

庁の委託により株式会社帝國データバンクが実施したアンケート調査によれば、本特別措置の存在を知る中小企業者の約五割が利用したことがあると回答しており、その七割超が電子計算機等のＩＴ関連機器を取得できたことを効果として挙げている。

新租税特別措置法第二十九条に規定する給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例については、勤務先からの借入金等を活用して住宅を取得する勤労者の資金融通を円滑にし、持家取得の促進による居住水準の向上を図るために必要であり、また、その効果があると考ええる。

租税特別措置法第三十七条の十四に規定する特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税については、創設当時の経済情勢や株式市場の動向等を踏まえ、個人投資家の証券市場への参加と株式の保有を促進する観点から、緊急かつ異例の措置として講じられていたところであるが、適用期限の到来をもって廃止することとしている。

新租税特別措置法第四十条に規定する国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税については、公益を目的とする事業を行う法人が行う事業の重要性にかんがみ、個人による財産の寄附を促進するために必要である。また、本特別措置は、我が国の寄附文化を醸成し、民が担う公益活動を促進する効果があると考ええる。

新租税特別措置法第四十一条の三の二に規定する特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特

例における省エネ改修に係る措置については、省エネ性能の向上が進んでいない既存住宅の省エネ改修を促進するために必要である。また、本特別措置は、家庭部門における二酸化炭素排出量の削減を通じ、地球温暖化対策の推進に寄与する効果があると考ええる。

新租税特別措置法第四十一条の十四に規定する先物取引に係る雑所得等の課税の特例については、公正な価格形成及び価格変動のリスクヘッジの場としての機能を十分に発揮できる流動性に富んだ先物市場の形成並びに金融所得課税の一体化に向けた取組を進めるために必要である。また、本特別措置は、個人投資家がよりリスク資産に投資しやすい環境が整備されることを通じて、我が国金融・資本市場の活性化に資する効果があると考ええる。

新租税特別措置法第四十一条の十五の二に規定する先物取引の差金等決済に係る支払調書の特例については、適正な課税を確保しつつ、支払調書の提出義務者に対し、当該支払調書の提出時期に柔軟性を持たせるために必要であり、また、その効果があると考ええる。

新租税特別措置法第四十一条の十九に規定する特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例については、将来の我が国経済を支えるベンチャー企業の育成を支援する観点から、起業期のベンチャー企業に対する資金を広く呼び込むために必要である。また、本特別措置は、ベンチャー企業が創業・発展し、地域の活性化や雇用創出、日本経済のイノベーションに資する効果があると考ええる。ベンチャー企業への投資額については、いわゆる工

ンジェル税制が創設された平成九年度の約七千九百万円から平成十七年度の約二十四億七千六百万円に著実な増加が図られたところであるが、所得税法等一部改正法案において、投資リスクが特に大きい起業期のベンチャー企業への出資についてインセンティブを強化するため、寄附金控除を適用できる制度を創設することとしている。また、租税特別措置法第三十七条の十三の三に規定する特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例は、支援の重点化を図る観点から廃止することとしている。

新租税特別措置法第四十二条の二及び第六十七条の十六に規定する外国金融機関等の債券現先取引に係る利子の課税の特例については、我が国債市場等の流動性及び効率性の向上並びに円の国際化を図るために必要であり、また、その効果があると考ええる。なお、平成十九年九月末における非居住者等による債券現先取引の買残高は、約十一兆円である。

新租税特別措置法第五十五条及び第六十八条の四十三に規定する海外投資等損失準備金については、諸外国に比べ経営基盤の脆弱な我が国の資源開発企業が行う探鉱開発投資に対するリスク軽減を図るために必要である。また、本特別措置は、自主開発比率の向上等による我が国の資源エネルギーの安定供給の確保や植林事業の促進等による地球温暖化問題への対応に資する効果があると考えており、探鉱開発プロジェクトへの投資について、平成十七年度は六十四件、平成十八年度は九十四件を認定しているところである。

新租税特別措置法第六十一条の四及び第六十

八条の六十六に規定する交際費等の損金不算入については、企業の濫費の支出を抑制する等のために必要である。また、中小企業が一定金額まで交際費等の損金算入ができる措置については、その厳しい経営環境に配慮するために必要であり、また、その効果があると考ええる。国税庁が行った平成十七年度の会社標準調査によると、全法人の交際費等の支出額の合計額に占める大法人等の交際費等の支出額の割合は約三十五パーセントであるのに対し、全法人の損金不算入となった交際費等の額の合計額に占める大法人等の交際費等の支出額の割合は約六十八パーセントとなっている。

新租税特別措置法第六十二条及び第六十八条の六十七に規定する使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例については、企業が税務当局に対し相手先の氏名等を秘匿するような支出は、違法又は不当な支出につながりやすく、それがひいては公正な取引を阻害することにもなりかねないため、そのような支出を極力抑制するために必要であり、また、その効果があると考ええる。過去十年間の本特別措置の適用状況については、平成八年度は適用法人数が三千五百七十法人、適用税額が約百五十九億円であったが、平成十七年度は適用法人数が千六百六十九法人、適用税額が約九十億円とそれぞれ減少している。

租税特別措置法第六十六条の十及び第六十八条の九十四に規定する鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例のうち、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成十年法律第五十九号)に係る措置については、製造過程の

管理の高度化に関する基準作りを支援する目的から設けられていたところであるが、今後の適用が見込まれないことから、同法の見直しと併せて廃止することとしている。

新租税特別措置法第六十六条の十一の二及び第六十八条の九十六に規定する認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例については、特定非営利活動法人の財政基盤を強化する観点から、同法人に対する市民や企業からの寄附を促す環境整備を図るために必要である。また、本特別措置は、多くの特定非営利活動法人によって活用されることにより、市民が行う自由な社会貢献活動を促進し、公益の増進に寄与する効果があると考ええる。

新租税特別措置法第六十六条の十三及び第六十八条の九十八に規定する欠損金の繰戻しによる還付の不適用については、我が国の厳しい財政事情等にかんがみ、欠損金の繰戻しによる還付措置の適用を停止しているものであるが、事業基盤が脆弱である創業間もない中小企業者については、当該繰戻しによる還付の不適用に対する適用除外措置を設けている。当該適用除外措置については、これらの中小企業者の資金繰りの円滑化に資するものであり、新産業・新事業の創出を通じて経済の活性化を図るために必要である。また、本特別措置の効果について平成十八年八月から九月にかけて中小企業庁の委託により株式会社帝國データバンクが実施したアンケート調査によれば、当該措置の存在を知る中小企業者の約二割が利用したことがあると回答しており、その約八割が運転資金や設備資金の確保等により資金繰りの円滑化に効果があつたとしている。

あつたとしている。

新租税特別措置法第六十七条の十四及び第六十八条の百六に規定する特定目的会社に係る課税の特例、新租税特別措置法第六十七条の十五及び第六十八条の百七に規定する投資法人に係る課税の特例、新租税特別措置法第六十八条の三の二及び第六十八条の百十に規定する特定目的信託に係る受託法人の課税の特例並びに新租税特別措置法第六十八条の三の三及び第六十八条の百十一に規定する特定投資信託に係る受託法人の課税の特例については、不動産証券化市場を育成し、優良な都市ストックの形成等を促進するとともに、我が国金融・資本市場の活性化を図るために必要であり、また、その効果があると考ええる。

租税特別措置法第六十八条の二及び第六十八条の百九に規定する経営革新計画を実施する中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用については、当該中小企業者の自己資本の充実を促進する観点から設けられていたところであるが、所得税法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第六号)により、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第六十七条に規定する特定同族会社の特別税率措置の対象から資本金等の額が一億円以下の特定同族会社が除外されたことにより、本特別措置の効果が限定的となつたことから、廃止することとしている。

新租税特別措置法第六十八条の二第二項に規定する農林中央金庫の合併等に係る課税の特例につき所得税法等一部改正法案においてその対象を追加することについては、漁業協同組合同士の合併について組合の事業規模のいかにか

かわらず円滑に行うことができるようにするために必要である。また、本特別措置は、漁業協同組合の組織再編を促進し、漁業協同組合の経営基盤を安定させる効果があると考ええる。

新租税特別措置法第六十八条の二第二項に規定する共済事業を行う消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会が共済事業を分離した場合における特例については、消費生活協同組合の一部を改正する等の法律(平成十九年法律第四十七号)の施行によって一定の共済事業と他の事業との兼業が禁止されることを受け、当該兼業の解消を円滑に進めるために必要である。また、本特別措置は、共済事業の健全性の確保を通じ、契約者保護に資する効果があると考ええる。

新租税特別措置法第六十八条の四に規定する退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止については、企業年金等の厳しい財政状況や十分に改善しない市場の運用環境等にかんがみ、企業年金等の財政基盤の安定を図るために必要である。また、本特別措置は、企業等の従業員等の老後の所得保障に支障が及ぶ事態を避ける効果があると考ええる。

新租税特別措置法第七十条に規定する国等に対して相続財産を贈与した場合等の非課税等については、公益を目的とする事業を行う法人が行う事業の重要性にかんがみ、個人による相続財産の寄附を促進するために必要である。また、本特別措置は、我が国の寄附文化を醸成し、民が担う公益活動を促進する効果があると考ええる。

新租税特別措置法第七十条の三及び第七十条

の三の二に規定する住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例については、若年世帯の自己資金の充実による住宅取得等の促進を図るために必要である。また、本特別措置は、世代間の資産の有効活用による住宅投資の活性化を通じて居住水準の向上に寄与する効果があると考ええる。

新租税特別措置法第七十二条に規定する土地の売買による所有権の移転登記等の税率の軽減については、個人が住宅を購入する際の負担の軽減を始めとした土地の取得コスト等の軽減により、土地取引の活性化を促進し、土地の有効利用を図るために必要であり、また、その効果があると考ええる。

新租税特別措置法第七十五条に規定するマンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等の免税については、老朽化したマンションの増加に対応するため、マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八号)に基づく権利変換を行うことにより必要となる登記に伴う負担を軽減し、居住環境の良好なマンションへの建替えの促進を図るために必要である。また、本特別措置は、耐震性の確保も含め、良質な住宅ストックの形成に寄与する効果があると考ええる。

新租税特別措置法第七十六条第一項に規定する農地保有合理化法人が農用地を取得した場合等の所有権の移転登記の税率の軽減については、農地保有合理化法人による農用地の取得及び当該農用地の担い手への円滑な集積のために必要である。また、本特別措置は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、そのような農業経

営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に資する効果があると考ええる。

新租税特別措置法第七十八条の二に規定する漁業協同組合が漁業協同組合連合会から権利義務の承継により不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減については、一県一漁協を実現した漁業協同組合が漁業協同組合連合会の不動産又は船舶の権利を円滑かつ効率的に承継するために必要である。また、本特別措置は、漁協系統の組織再編を促進し、漁業協同組合の経営基盤を安定させる効果があると考ええる。

新租税特別措置法第八十条第一項に規定する認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減については、産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第三十一号)により計画の認定を受けた事業者が経営資源の有効活用を目的として事業再構築等を行う場合において、事業再構築等に係る費用を軽減するために必要である。また、本特別措置は、平成十七年度に五十七件、平成十八年度に二十六件の認定計画において活用されている等、事業再構築等を通じた事業再生・事業再編の促進により、我が国産業の生産性の向上に効果があると考ええる。

新租税特別措置法第八十条第二項に規定する預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二百二条第一項第一号に掲げる第一号措置を行うべき旨の同法第二百五条第四項の内閣総理大臣の決定に基づく預金保険機構による株式の引受け等に係る登記の税率の軽減については、資本増強の経営の早期健全化及び投入した公的資金の有効活用に資するために必要であり、また、そ

の効果があると考ええる。

租税特別措置法第八十条の二に規定する認定経営基盤強化計画に基づき行う登記の税率の軽減については、金融機関が合併等の組織再編成に伴うコストを軽減するための方策を公的資金の増強と併せて講ずることにより、投入した公的資金の有効活用に資するため必要であることから設けられていたところであるが、本特別措置に係る認定経営基盤強化計画等の提出が平成二十年三月三十一日までとされていることから廃止することとしている。

新租税特別措置法第八十条の二に規定する農林中央金庫等が行う組織再編成によつてする登記の税率の軽減については、貯金者保護の観点から、農協系統金融機関の安定的な経営基盤を確立するために必要な組織再編を早期かつ円滑に実現するために必要であり、また、その効果があると考ええる。

租税特別措置法第八十条の四に規定する農業信用基金協会が保証事業を譲渡した場合の抵当権の移転登記の税率の軽減については、農業者のための保証制度を安定的に継続させるため、必要な農業信用基金協会の事業譲渡の円滑な実施を図る目的から設けられていたところであるが、当面、農業信用基金協会の事業譲渡が発生する状況にはないことから、廃止することとしている。

新租税特別措置法第八十二条に規定する関西国際空港株式会社等の登記の免税については、国が出資等を行うことにより整備が進められている関西国際空港が海上空港であることに起因して一兆円を超える有利子債務を抱えているこ

と等を踏まえ、同空港二期事業の円滑な推進を確保するために必要である。また、本特別措置は、同空港の整備促進と関西国際空港株式会社等の経営の安定化を通じて、国際拠点空港としての競争力の強化に資する効果があると考ええる。

新租税特別措置法第八十二条の二に規定する国際船舶の所有権の保存登記等の税率の軽減については、日本船舶が極端に減少していることから、安定的な国際海上輸送を確保する上で重要な国際船舶を整備するために必要である。また、本特別措置は、国際海上輸送の確保、特に、我が国の経済及び国民生活を支えるために必要不可欠なエネルギー資源の安定輸送の確保に寄与する効果があると考ええる。

新租税特別措置法第八十三条の三に規定する特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記等の税率の軽減については、不動産証券化市場を育成し、優良な都市ストックの形成等を促進するとともに、我が国金融・資本市場の活性化を図るために必要であり、また、その効果があると考ええる。

新租税特別措置法第八十七条に規定する清酒等に係る酒税の税率の特例については、中小の清酒等の製造業者を取り巻く環境が厳しい状況にあることから、その支援を図るために必要であり、また、その効果があると考ええる。

新租税特別措置法第八十七条の五に規定する入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例及び新租税特別措置法第八十八条の二に規定する入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例については、通関時における

納税手続の簡素化を図る観点から必要である。また、本特別措置は、入国者及び執行当局双方にとって簡便な納税手続を実現し、円滑な通関に資する効果があると考えられる。

新租税特別措置法第八十七條の六に規定するビールに係る酒税の税率の特例については、中小のビール製造業者は多大な初期投資を要すること等から、その支援を図るために必要であり、また、その効果があると考えられる。

新租税特別措置法第八十七條の八に規定するみなし製造の規定の適用除外の特例については、地域からの要望を踏まえ、一定の営業場における小規模な酒類の製造販売を容易にするために必要である。また、本特別措置は、地域の特産物の活用等により、地域を活性化する効果があると考えられる。

新租税特別措置法第八十八條の七に規定するバイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例については、京都議定書目標達成計画において、原油換算五十万キロリットルのバイオ燃料を平成二十二年度までに導入することを目標に掲げていることを踏まえ、バイオ燃料を混合したガソリンの普及促進を図るために必要であり、また、その効果があると考えられる。

新租税特別措置法第八十九條に規定する揮発油税及び地方道路税の税率の特例並びに新租税特別措置法第九十條の十一に規定する自動車重量税率の特例については、平成十九年十二月七日に政府・与党で合意した「道路特定財源の見直しについて」に沿って、真に必要な道路整備の計画的な推進や既存高速道路ネットワークの有効活用・機能強化等の措置を着実に進めるとともに、

厳しい財政事情や環境面への影響にも配慮する観点から必要である。また、本特別措置は、道路の維持・補修による安全・安心の確保、救急病院への交通の利便性の確保、都市部の渋滞対策、開かずの踏切の解消等に寄与する効果があると考えられる。

新租税特別措置法第八十九條の三に規定する移出に係る揮発油の特定用途免税及び新租税特別措置法第八十九條の四に規定する引取りに係る揮発油の特定用途免税については、ゴム製品、電気絶縁塗料及び接着剤に係る製造事業者が中小企業が多く、当該製造事業者の経営の安定及び製品の安定的な供給の確保を図るために必要であり、また、その効果があると考えられる。

新租税特別措置法第九十條の四に規定する引取りに係る石油製品等の免税、新租税特別措置法第九十條の五に規定する石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付及び新租税特別措置法第九十條の六に規定する特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付については、自動車、電機・電子等の広汎な産業に原材料として供給され、経済・産業及び国民生活を支える重要な基礎素材である石油化学製品の低廉かつ安定的な供給、石油化学産業の国際競争力の確保及び農林漁業の経営の安定の重要性にかんがみ必要であり、また、その効果があると考えられる。

所得税法等一部改正法案による改正後の所得税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第二十一号)附則第五十五條第三項に規定する農地等に係る贈与税の納税猶予の特例の適用を受けている者が特例適用農地等のすべてについて

て一定の農業生産法人に使用貸借による権利の設定をした場合において贈与税の納税猶予の特例を継続する特例については、当該特例の適用を受けている者が行う農業経営の法人化を推進するために必要である。また、本特別措置は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、そのような農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に資する効果があると考えられる。

二 について
所得税法等一部改正法案において対象とされている租税特別措置の項目と同一の目的及び対象要件で交付される補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二条第一項に規定する補助金等をいう。)はない。

平成二十年一月二十九日提出
質問 第三四号

歯科診療報酬の算定基準に関する質問主意書
提出者 岩國 哲人

書
歯科診療報酬の算定基準に関する質問主意書
歯科診療報酬の算定要件の解釈については、全国統一のルールで行われているものであり、具体的事案においても、その趣旨を踏まえた適用がなされるべきであるが、一部地域における実際の運用で異なった取り扱いがなされている可能性があるので、

従って、次の事項について質問する。
一 神奈川県、千葉県、東京都府県には存在しない「川ルール」という他都道府県には存在しない厳

しい審査上の基準が存在していることにつき、平成十九年五月十日の参議院厚生労働委員会において水田邦雄保険局長が政府参考人として答弁しているが、厚生労働省として平成二十年一月九日まで当該ルールを認識したことはなかったのか。

また、各都道府県における運用状況を調査し、指導を行ったことがあるか。

二 仮に「神奈川県」を認識していたのであれば、全国統一のルールの趣旨に沿うよう指導を行ったことがあるか。

三 各歯科医院からの報酬請求を審査する際に、報酬として認められないと判断した部分の金額を相殺等によって精算するにあたって、一度にまとめて当月に支払われる診療報酬額と相殺するのではなく、分割して相殺するなど、歯科医院の経営に考慮した方法で報酬額の調整を行うよう指導しているか。

四 歯科診療にあたっては、各歯科医師が最善と考える治療方針にしたがって診療がなされるべきである。報酬請求の際に、複数の治療方法のうち、特定の方法以外には診療報酬を認めないなど、明確な合理的理由なしに、認められるべき裁量範囲を実質的に制限し、治療方法を制約するような行為は、診療に萎縮の効果を与え、ひいては国民の健康福祉に悪影響を及ぼすものではないかと考えるが、このような行為が行われていることを認識しているか。行われていることを認識しているのであれば、指導等を行っているか。

右質問する。

内閣衆質一六九第三四号

平成二十年二月八日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員岩國哲人君提出齒科診療報酬の算定基準に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員岩國哲人君提出齒科診療報酬の算定基準に関する質問に対する答弁書

一及び二について

厚生労働省としては、御指摘の齒科診療報酬に係る神奈川県固有の審査基準（以下「神奈川県基準」という。）については、神奈川県社会保険事務局及び審査支払機関に対して指導を行い、平成十八年九月に撤回させている。

また、厚生労働省としては、各都道府県における審査支払機関の具体的な審査の状況についての調査は行っていないが、各都道府県における審査支払機関の審査担当者が集まる会議において、保険医療機関及び保険医療費担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）、診療報酬の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第九十二号）等を踏まえた適切な審査の徹底について指導するなどの取組を行っている。

三について

厚生労働省としては、お尋ねのような指導は行っていない。

四について

厚生労働省としては、審査支払機関においては、保険医療機関及び保険医療費担当規則、診

療報酬の算定方法を踏まえた適切な審査が行われているものと考えており、御指摘のような行為が行われているとは承知していない。

平成二十年一月二十九日提出
質 問 第 三 五 号

ミャンマーにおける邦人殺害に対する政府の対応に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

ミャンマーにおける邦人殺害に対する政府の対応に関する質問主意書

二〇〇七年九月に日本人ジャーナリストの長井健司さんがミャンマー軍兵士に射殺された事件（以下、「射殺事件」という。）についての「政府答弁書」（内閣衆質一六八第三二八号）と「政府答弁書二」（内閣衆質一六八第三五九号）を踏まえ、以下質問する。

一 「政府答弁書一」では、「射殺事件」についての我が国の抗議に対するミャンマー政府の回答について「長井健司氏死亡事件に関しては、これまでミャンマー連邦（以下「ミャンマー」という。）政府から、同事件はデモの鎮圧に際して偶発的に発生した出来事であり、発砲はミャンマーの規律に基づいて行われており違法性はなく、また、ソニー製ビデオカメラについては、これまでの捜索では発見されていない等の内容の回答があった。」との答弁がなされ、「政府答弁書二」では、右答弁にあるミャンマー政府からの回答に対する政府の返答について「長井健司氏死亡事件については、我が国政府として、

ミャンマー連邦（以下「ミャンマー」という。）政府に対し、日本の警察当局の分析によれば長井氏は極めて至近距離から撃たれたと推定されることなどを指摘し、また、長井氏がソニー製ビデオカメラと見られるものを持って倒れている写真を示し、本件の真相究明及び当該ビデオカメラを含め長井氏が死亡したときに所持していたすべての所持品の返還について申入れを継続している。」との答弁がなされている。右の答弁からすると、「射殺事件」の真相究明及びソニー製ビデオカメラを含め長井健司氏が死亡前に所持していた所持品（以下、「所持品」という。）を求める我が国と、「射殺事件」への責任及び「所持品」の持ち帰りを否定するミャンマー政府とで堂々巡りの議論が続けられていると考えるが、二〇〇八年一月二十九日現在、「射殺事件」及び「所持品」についての我が国とミャンマー政府の交渉（以下、「交渉」という。）は、「射殺事件」が発生して四カ月強の今に至っても、何ら前進を見せないのが現実ではないのか。

二 「射殺事件」が発生してから、我が国がミャンマーに対して発動した制裁措置にはどのようなものがあるか、全て説明されたい。

三 政府は「射殺事件」を風化させる考えか。

四 政府が「射殺事件」を風化させる考えはないのなら、また、「交渉」が行き詰まっている現状を見る時、改めてミャンマーに対する更なる制裁措置の発動を検討すべきではないか。「政府答弁書二」では、「長井健司氏死亡事件について、長井氏の御家族に対し随時状況の説明を行いつつ、我が国政府として、事件の真相究明及びビデオカメラを含め長井氏が死亡したときに

所持していたすべての所持品の返還についてミャンマー政府に対し現在も申入れを継続しているところである。

このことから、長井健司氏死亡事件を受けて我が国のミャンマー政府への対応の具体的な内容については、我が国政府の申入れを踏まえたミャンマー政府の対応を見極めた上で、慎重に検討すべきものと考えている。」と、長井健司氏の御遺族に「交渉」の状況を説明しながらも、あくまで制裁措置の発動に慎重であるべきとの考えを示しているが、「交渉」が進展を見せない今、更なる制裁措置を発動すべきではないのか。政府の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一六九第三五号
平成二十年二月八日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出ミャンマーにおける邦人殺害に対する政府の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出ミャンマーにおける邦人殺害に対する政府の対応に関する質問に対する答弁書

一及び三について

長井健司氏死亡事件については、我が国政府として、ミャンマー連邦（以下「ミャンマー」という。）政府に対し、日本の警察当局の分析等を示し、本件の真相究明等について申入れを継続している。

二について

お尋ねの「制裁措置」の意味が必ずしも明らかではないが、長井健司氏死亡事件について、政府がいわゆる経済制裁を実施したのかとのお尋ねであれば、政府として、これまでそのような措置を実施したことはない。

四について

一及び三について述べたとおり、現在ミャンマー政府への申入れを継続していることから、長井健司氏死亡事件を受けての我が国のミャンマー政府への対応の具体的な内容については、我が国政府による申入れを踏まえたミャンマー政府の対応を見極めた上で、慎重に検討すべきものと考えている。

平成二十年一月二十九日提出
質問 第三六号

消失したウズベキスタン大使館配置の日本画についての外務省の対応と国民の税金で購入した美術品に対する外務省の認識に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

消失したウズベキスタン大使館配置の日本画についての外務省の対応と国民の税金で購入した美術品に対する外務省の認識に関する再質問主意書
「前回答弁書」(内閣衆質一六九第八号)を踏まえ、以下質問する。

一 外務省が一九九二年に購入した日本画「潮の舞」が、在ウズベキスタン大使館に配置された後に所在がわからなくなり、外務省が二〇〇六

平成二十年二月十九日 衆議院会議録第六号 議長長の報告

年にウズベキスタン当局に調査を依頼し、外務省としても調査(以下、「調査」という。)を行っていることについて、「調査」の対象となった人物の官職氏名をこれまで提出した質問主意書で問うてきているが、「前回答弁書」では「お尋ねの調査の状況等については、衆議院議員鈴木宗男君提出消失したウズベキスタン大使館配置の日本画についての外務省の対応に関する質問に対する答弁書(平成二十年一月十五日内閣衆質一六八第三七八号)等で繰り返し述べたとおりである。」との答弁がなされ、明らかにされていない。こちらが問うたのは、「政府答弁書」(内閣衆質一六八第三七八号)で外務省が「お尋ねの『潮の舞』については、在ウズベキスタン日本国大使館(以下、「大使館」という。)においてその所在が確認できなくなったため、外務省大臣官房及び大使館が、大使館の歴代公館長、会計担当者及び現地職員等から聞き取り調査を行った」と述べている中にある、「調査」の対象となった「歴代公館長」、「会計担当者」、「現地職員等」それぞれの氏名である。質問の趣旨をはぐらかすことをせず、正確に理解した上で、再度右の者の氏名を明らかにすることを求める。

二 外務省は「前回答弁書」と「政府答弁書」、他に二〇〇七年七月十日に閣議決定された政府答弁書(内閣衆質一六六第三七八号)でも一の者の氏名を明らかにすることを避けているが、それはなぜか。明らかにできない理由があるのならば、その理由を説明されたい。

三 一の人物に対して「調査」を行った結果について、「政府答弁書」で外務省は有力な情報は得られなかった旨答弁しているが、具体的にどの様な回答がなされたのか。「前回答弁書」では、「お尋ねの調査の状況等については、衆議院議員鈴木宗男君提出消失したウズベキスタン大使館配置の日本画についての外務省の対応に関する質問に対する答弁書(平成二十年一月十五日内閣衆質一六八第三七八号)等で繰り返し述べたとおりである。」と、これまた質問の趣旨をあえて外したとしか思えない答弁がなされている。「調査」の結果、有力な情報ではないにしても、一の人物からどのような回答があったのか、その具体的内容をそれぞれの人物ごとに明らかにすることを再度求める。

四 「前回答弁書」や「政府答弁書」並びに「潮の舞」に関するその他答弁書で、外務省が「調査」について具体的に明らかにすることを避けるのはなぜか。その理由を明らかにされたい。

五 外務省が二〇〇七年五月二十四日付で「美術品に関する『週刊金曜日』の記事について」との題で、在外公館から名画や陶磁器など四年半で九十八点が消えたとする週刊金曜日の記事(以下、「記事」という。)の内容は事実ではない旨反論する文章(以下、「文章」という。)を外務省HP上に掲載しており、「文章」の中に「潮の舞」が含まれていないことについて、なぜ「文章」の中に「潮の舞」を含めなかったのか、「潮の舞」を含めないと決めた者は誰か、「潮の舞」を含めないと決めた理由は何かとの問いに対し、「前回答弁書」では「御指摘の外務省ホームページの見解については、御指摘の記事に事実と反する記述が含まれており、報道機関から御指摘の四点の美術品を中心に事実関係に関する照会が多くな

されたことから、大臣官房において、事実と反する記述の例示として掲載することを決定したものであり、決裁書は作成されていない。」との答弁がなされている。右の答弁からすると、「潮の舞」については、「記事」の指摘通りであると外務省が認めており、「記事」の事実と反していないと考えているということか。

六 「文章」に「潮の舞」を含めないと決めた人物の官職氏名を明らかにされたい。

七 「前回答弁書」で、鈴木宗男衆議院議員が提出した「潮の舞」についての質問主意書全七件(以下、「質問主意書」という。)を挙げているが、「質問主意書」に対する政府答弁書以外で、「潮の舞」の所在がわからなくなったことを公表したことはあるか。再度明確な答弁を求める。

八 前回答問主意書でも問うたが、外務省はいつ「潮の舞」の所在がわからなくなったことを公表する考えていたのか。そもそも外務省は、「質問主意書」による追及を受ける以前に、自発的に「潮の舞」の所在がわからなくなったことを国民に公表する考えはあったのか。

九 「調査」について、質問の趣旨にまともに答えたい回答をせず、「文章」の中に「潮の舞」を含めることもせず、また「質問主意書」を受けるまで自ら進んで「潮の舞」の所在がわからなくなったことを説明しようとししない。右の外務省の態度からは、国民の税金で購入した美術品に対する説明責任を果たそうとの姿勢が全く見られないと考えるが、福田康夫内閣総理大臣の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一六九第三六号

平成二十年二月八日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出消失したウズベキスタン大使館配置の日本画についての外務省の対応と国民の税金で購入した美術品に対する外務省の認識に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出消失したウズベキスタン大使館配置の日本画についての外務省の対応と国民の税金で購入した美術品に対する外務省の認識に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「潮の舞」については、在ウズベキスタン日本国大使館（以下「大使館」という）においてその所在が確認できなくなったため、外務省大臣官房及び大使館が、大使館の歴代公館長、会計担当者、現地職員等から聞き取り調査を行った。お尋ねについては、大使館の歴代公館長の氏名は、外務省幹部名簿等で入手可能であり、また、会計担当者及び現地職員の氏名は、一般に、個人情報保護の観点から公表していないこともあり、お答えを差し控えたことが理由である。

三及び四について

お尋ねについては、聞き取り調査の結果、「潮の舞」の所在に関する有力な情報が得られていないため、お尋ねについてお答えすること

無用な誤解を与えるおそれがあることからお答えを差し控えたことが理由である。衆議院議員鈴木宗男君提出消失したウズベキスタン大使館配置の日本画についての外務省の対応と国民の税金で購入した美術品に対する外務省の認識に関する質問に対する答弁書（平成二十年一月二十九日内閣衆質一六九第八号）一及び二について等でその旨お答えしたものである。

五及び六について

御指摘の外務省ホームページの見解については、御指摘の記事に事実と反する記述が含まれており、報道機関から御指摘の四点の美術品を中心に事実関係に関する照会が多くなされたことから、大臣官房において、事実と反する記述の例示として掲載することを決定したものであることは、衆議院議員鈴木宗男君提出消失したウズベキスタン大使館配置の日本画についての外務省の対応と国民の税金で購入した美術品に対する外務省の認識に関する質問に対する答弁書（平成二十年一月二十九日内閣衆質一六九第八号）三から八までについて等で繰り返し述べたとおりである。

七及び八について

「潮の舞」の所在が確認できなくなったことを明らかにしたのは、衆議院議員鈴木宗男君提出在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画「潮の舞」の消失に関する質問に対する答弁書（平成十九年六月五日内閣衆質一六六第二五〇号）、衆議院議員鈴木宗男君提出在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画「潮の舞」の消失に関する再質問に対する答弁書（平成十九

年六月二十九日内閣衆質一六六第四〇五号）、衆議院議員鈴木宗男君提出在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画「潮の舞」の消失に関する第三回質問に対する答弁書（平成十九年七月十日内閣衆質一六六第四四〇号）、衆議院議員鈴木宗男君提出在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画が消失した件に関する質問に対する答弁書（平成十九年十一月三十日内閣衆質一六八第二六六号）、衆議院議員鈴木宗男君提出在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画が消失した件に関する再質問に対する答弁書（平成十九年十二月十四日内閣衆質一六八第二九九号）、衆議院議員鈴木宗男君提出在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画が消失した件に関する第三回質問に対する答弁書（平成十九年十二月二十八日内閣衆質一六八第三四七号）、衆議院議員鈴木宗男君提出消失したウズベキスタン大使館配置の日本画についての外務省の対応に関する質問に対する答弁書（平成二十年一月十五日内閣衆質一六八第三七八号）及び衆議院議員鈴木宗男君提出消失したウズベキスタン大使館配置の日本画についての外務省の対応と国民の税金で購入した美術品に対する外務省の認識に関する質問に対する答弁書（平成二十年一月二十九日内閣衆質一六九第九八号）がすべてであり、外務省としては、いまだ事実関係の調査を行っていた段階であったことから、平成十九年六月五日以前に対外的に説明をしなかったものである。

九について

外務省において「潮の舞」の所在が確認できなかったことを隠そうとした意図はなく、在外

公館における美術品管理に責任を有する外務省において、引き続き調査が行われていると承知している。

平成二十年一月三十日提出
質問 第三七号

行政文書管理に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

行政文書管理に関する質問主意書

本年一月十八日、衆議院本会議における施政方針演説で、福田康夫内閣総理大臣は「行政文書の管理のあり方を基本から見直し、法制化を検討するとともに、国立公文書館制度の拡充を含め、公文書の保存に向けた体制を整備します」との発言をしているが、以下、政府に対して質問をする。

一 「法制化を検討する」としているが、現時点で予定されている法制化への検討日程を教示願いたい。

二 「法制化の検討」をする所管部署と、どのような組織体制で行う予定かを教示願いたい。

三 「公文書の保存に向けた体制整備」としているが、現時点で予定されている体制整備に向けた日程を教示願いたい。

四 一から三までの質問に対して、現時点で未定のものがある場合は、いつの時点で日程や体制を決める予定であるのかを教示願いたい。

五 「国立公文書館制度の拡充」としているが、現時点で、どのような拡充方針を持っているのかを教示願いたい。

右質問する。

内閣衆質一六九第三七号

平成二十年二月八日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員逢坂誠二君提出行政文書管理に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出行政文書管理に関する質問に対する答弁書

一から五までについて

御指摘の「法制化の検討」等については、昨年十二月、新たな法制度の在り方も含め、今後の文書管理等の在り方について検討するため「行政文書・公文書等の管理・保存に関する関係省庁連絡会議」を設けるとともに、現在、内閣官房と連携しつつ内閣府及び総務省において所要の検討を進めているところである。また、今春にも文書管理や公文書館制度等に識見を有する者からなる会議を開催し、専門的な観点から、文書管理等の法制化に向けた検討や国立公文書館制度の拡充方針についての検討を行うこととしている。

平成二十年一月三十日提出
質問 第三八号

在インドネシア日本大使館の現地職員らによる集団密航への関与に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在インドネシア日本大使館の現地職員らによる集団密航への関与に関する質問主意書
二〇〇八年一月二十六日付の新聞によると、在

平成二十年二月十九日 衆議院会議録第六号

議長の報告

インドネシア日本大使館（以下、「大使館」という。）の現地職員（以下、「現地職員」という。）一名と地元の入管、空港の職員ら四名の計五名が、昨年九月に成田空港で摘発を受けたインドネシア人の集団密入国事件（以下、「密入国事件」という。）に関わっていたことが明らかになったと報じている。右報道（以下、「報道」という。）の内容を踏まえ、以下質問する。

一 「現地職員」はいつからいつまで「大使館」に勤務していたか。

二 「大使館」が「現地職員」の採用を決めた時の責任者は誰か。

三 一の期間に駐インドネシア特命全權大使を勤めていた者の氏名を明らかにされたい。

四 「報道」によると、「現地職員」は昨年九月に日本での就労を希望するインドネシア人の男女数人に偽造旅券を渡し、観光旅行を装ってスカルノ・ハッタ空港から成田空港まで引き連れ、不法入国させようとしたとのことであるが、「現地職員」の普段の勤務態度等についての評価、チェック等は、「大使館」においてどの様になされていたのか説明されたい。

五 「報道」によると、「現地職員」を含め「密入国事件」に関わった者は昨年九月に摘発を受けたとのことであるが、「密入国事件」についての報告が外務本省になされたのはいつか。

六 五の報告は公電でなされたのか。公電でなされたのなら、当該公電が外務本省に到着した日、時、分を明らかにされたい。

七 五の報告は、当時の外務大臣まで上げられたか。

八 「密入国事件」という「現地職員」による不祥事

に対して責任を負うのは誰か。

九 「密入国事件」を受け、八の者に何らかの処分は下されたか。

右質問する。

内閣衆質一六九第三八号

平成二十年二月八日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在インドネシア日本大使館の現地職員らによる集団密航への関与に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出在インドネシア日本大使館の現地職員らによる集団密航への関与に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの現地職員は、昭和五十一年四月から御指摘の大使館で勤務しており、お尋ねの期間におけるインドネシア国駐節特命全權大使は、須之部量三、吉良秀通、澤木正男、山崎敏夫、武藤利昭、枝村純郎、國廣道彦、藤田公郎、渡辺泰造、川上隆朗、竹内行夫、飯村豊及び海老原紳である。

四について
お尋ねについては、在外公館長の下で公平かつ客観的な評価が行われている。

五から七までについて
平成十九年九月十二日、法務省入国管理局より外務省に対し、御指摘の現地職員に関する照会があったことを契機として外務省はお尋ねの事案を承知し、外務大臣に報告した。

八及び九について

御指摘の現地職員については、現在、刑事手続が進行中と承知しているが、外務省として詳細を把握しておらず、現時点では、お尋ねにお答えすることはできない。

平成二十年一月三十日提出
質問 第三九号

外務省職員の長期欠勤に対する外務省の対応に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省職員の長期欠勤に対する外務省の対応に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六九第四号）を踏まえ、再質問する。

一 「前回答弁書」では、現在外務省国際情報統括官組織国際情報官（第四担当）として配属されている加賀美正人氏が長期にわたり休暇を取得していることは事実であると解して良いが、加賀美氏はいつから休暇を取得しているかとの問いに対して、「お尋ねが職員の具体的な休暇取得の詳細についてであれば、当該職員のプライバシーに関する情報であることから、お答えすることは差し控えたい」との答弁がなされているが、前回質問主意書では何ら「具体的な休暇取得の詳細」について問うていない。加賀美氏が長期にわたり休暇を取得しているのは事実か、事実ならばいつから取得しているかについて質問しているのであって、休暇取得の理由や目的等のプライバシーに関する情報は何ら尋ねていないところ、質問の趣旨を明確に理解した上で

再度答弁することを求める。

二 「前回答弁書」では、業務に支障を来さない様、現在外務省においてどの様な対応がとられているのか、加賀美氏の事務を代行すべく、他の者が国際情報統括官組織国際情報官(第四担当)のポストに充てられているのかとの問いに對して、「先の答弁書(平成二十年一月十一日内閣衆質一六八第三六一号)一、二、五及び六についてでお答えしたとおり、職員が長期間にわたって休暇を取得する場合には、一般に、休暇を取得する期間を分散させたり、やむを得ず一定期間まとめて取得する必要があるが当該職員の事務を代行する者をあらかじめ指名する等により、業務に支障が生ずることのないよう対応することとしており、一般に、課又は室の長が休暇等により不在となる場合には、所属部局の幹部職員等にその事務を代行等させることとなる。御指摘の職員の場合にも、同様の対応をとっており、現時点で業務に支障は生じていない。」と、ほぼ同じ内容の答弁が繰り返されているが、右は現在外務省において、加賀美氏に代わって業務を行う人間を加賀美氏のポストに充てていると解して良いか。確認を求める。

三 二の人物の氏名を明らかにされたい。

四 前回質問主意書で、加賀美氏に代わり他の職員が同ポストに充てられているのなら、外務省HPの幹部職員名簿の同ポストの欄に、加賀美氏の氏名のみではなく、現在代行している者の名前を業務代行者として並記すべきではないのかと問うたが、「前回答弁書」では何ら明確な答弁がなされていない。外務省の業務執行の現状を正しく国民に知らせるためにも、現在加賀美

氏の業務を代行している者の氏名を外務省HPの幹部職員名簿に並記すべきであると考えるが、外務省の見解如何。
右質問する。

内閣衆質一六九第三九号
平成二十年二月八日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員の長期欠勤に対する外務省の対応に関する再質問に對し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員の長期欠勤に対する外務省の対応に関する再質問に對する答弁書

一 について

御指摘の職員が欠勤をしていることにより外務省の業務に支障を来しているのではないかと御質問の趣旨には、そのようなことがない旨を先の答弁書(平成二十年一月十一日内閣衆質一六八第三六一号及び平成二十年一月二十九日内閣衆質一六九第四号)でお答えしている。休暇取得の時期等職員の具体的な休暇取得の詳細については、当該職員のプライバシーに関する情報であることから、お答えすることは差し控えたい。

二から四までについて

先の答弁書(平成二十年一月二十九日内閣衆質一六九第四号)三から六まで及び八についてでお答えしたとおり、課又は室の長が休暇等により不在となる場合には、所属部局の幹部職員

等とその事務を代行等させることとなる。御指摘の職員の場合にも、同職員が休暇等により不在の場合には、所属部局の幹部職員等にその事務を代行等させており、同職員に替えて別の者をその職に充てているわけではない。なお、このことにより、現時点で業務に支障は生じていない。

平成二十年一月三十日提出
質問 第四〇号

一九九六年五月のビザなし交流に同行した外務省職員が暴行を受けたとされるやり取りの経緯に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

一九九六年五月のビザなし交流に同行した外務省職員が暴行を受けたとされるやり取りの経緯に関する質問主意書

一九九六年五月二十五日から二十七日までの日程で国後島を訪問したビザなし交流(以下、「ビザなし交流」という。)による北方四島訪問団(以下、「訪問団」という。)に、加賀美正人現国際情報統括官組織国際情報官(第四担当)が同行している。右と「政府答弁書(内閣衆質一六九第四号)」を踏まえ、以下質問する。

一 「ビザなし交流」の際に、ビザなし交流五周年を記念して桜の植樹(以下、「植樹」という。)を行うことについて日口間で合意がされており、「訪問団」の日程にも組み込まれていたと承知するが、確認を求める。
二 「植樹」実施にあたり、日口間でどのような合意がなされていたのか説明されたい。

三 結果的に「植樹」は実施されなかったが、その当時の経緯について「政府答弁書」で「訪問団は、国後島において植樹の実施を企画し、桜等の苗木を持参していたが、国後島への入域手続に際し、当該苗木に係る検疫証明書の提出を要求されたのに対し、御指摘の者は、外務本省と連絡をとった上で、そのような証明書を提出することはあたかも北方四島に対するロシア連邦の管轄権を前提としたかのごとき行為であり、北方領土問題に関する我が国の立場とは相容れないため、検疫証明書を提出しない旨応答した。この結果、最終的に当該苗木は持ち帰られることとなった。」との説明がなされている。

「植樹」が「訪問団」の公式日程に組み込まれ、検疫証明書の取り扱い等について日口間で合意がなされていたのなら、なぜ加賀美氏は右答弁にあるような対応をとり、「植樹」の実施に反対したのか説明されたい。「政府答弁書」に「御指摘の者は訪問団の日程を十分に把握していたと承知している。」とある様に、「訪問団」に同行した加賀美氏が「訪問団」の日程を十分に把握していたのなら、なぜ直前になって「植樹」についての検疫証明書を提出しない旨応答したのか、その理由を明らかにされたい。

四 「訪問団」に参加していた鈴木宗男衆議院議員と加賀美氏の間で交わされた「植樹」を巡るやり取り(以下、「やり取り」という。)の中で、加賀美氏から、「植樹」を中止するに当たり「訪問団」の団長や顧問団に對してどのような発言があったか説明されたい。
五 「やり取り」は「訪問団」が使用していた船であ

るコールボワイト号の船長室の中で行われたと承知するが、その際に加賀美氏と鈴木宗男衆議院議員の他に誰が同席していたか、外務省は把握しているか。

六 「政府答弁書」では、「やり取り」の際に加賀美氏が鈴木宗男衆議院議員から殴打されたという事実があるかとの問いに対して、「外務省としては、御指摘の事実があったと考えている。」との答弁がなされているが、右の答弁は、加賀美氏本人に確認をとった上での答弁か。

七 六で、加賀美氏本人に確認をとった上での答弁ならば、①加賀美氏に確認をとった者の官職氏名、②確認をとった日にち、③確認をとった場所、④確認に対する加賀美氏の回答の四点につき、詳細に説明されたい。

八 外務省が六の答弁の様に考えるのならば、鈴木宗男衆議院議員が加賀美氏を殴打したという具体的根拠を示されたい。

九 「やり取り」が行われた当時、外務省において浦部和好氏が欧亜局長(当時)の任に就いていたと承知するが、確認を求める。

十 二〇〇六年一月一日に講談社から発行された「闇権力の執行人」の百四十八頁から百四十九頁に、

「東京に戻ると、外務省の浦部和好欧亜局長がやってきてこういった。

『いやあ、先生。今回は相当酔っ払っていたようですね』

話を聞いてみると、外務省では私が酔っ払って加賀美氏を殴りつけたということになっているのだ。浦部局長の口ぶりから、今回の一件で外務省は私に『貸し』を作ろうとしていることが

わかった。つまり、私が加賀美氏を殴ったことをもみ消してあげましょう、ということのようだった。

事実でないことをいい出されたのだからもちろん私は言下に否定し、本当のことを詳しく浦部局長に話した。浦部局長は呆気にとられた顔で部屋を出て行き、後日、謝罪にきた。

『申し訳ありませんでした。殴つてもいいないことを、殴ったなどいいまして……』

との記述があるが、右記述にある様に、浦部氏が「やり取り」について鈴木宗男衆議院議員から説明を受け、後日鈴木宗男衆議院議員に対して加賀美氏を殴打したという事実はなかった旨、謝罪したという事実はあるか。

十一 加賀美氏は鈴木宗男衆議院議員から殴打されたとして、「訪問団」が根室に帰港し、東京に戻った後に、一九九六年五月三十日付で医師の診断を受け、全治一週間の診断書が出されたことと承知するが、加賀美氏が鈴木宗男衆議院議員から殴打されたのならば、なぜ「訪問団」に同行していた医師の診察を受けずに、「訪問団」が全日程を終えた後に医師の診察を受けたのか。右質問する。

内閣衆質一六九第四〇号

平成二十年二月八日

内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出一九九六年五月のビザなし交流に同行した外務省職員が暴行を受けたとされるやり取りの経緯に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出一九九六年五月のビザなし交流に同行した外務省職員が暴行を受けたとされるやり取りの経緯に関する質問に対する答弁書

一から五までについて

御指摘の植樹の実施に関し、外務省とロシア連邦政府との間で事前に調整がなされたことは承知していない。国後島への入域手続に際し、訪問団が持参した桜等の苗木に係る検疫証明書を提出することは、あたかも北方四島に対するロシア連邦の管轄権を前提としたかのごとき行為であり、北方領土問題に関する我が国の立場とは相容れないため、検疫証明書は提出しないこととし、御指摘の者は、御指摘の議員及びその他の訪問団員に対し、その旨説明したと承知している。

六から八までについて

外務省としては、御指摘の者から提出された当時の報告書、診断書等から、御指摘の事実があったと考えている。

九について

お尋ねの四島交流の枠組みによる訪問が行われた時期の欧州局長は、御指摘のとおりである。

十について

外務省として、お尋ねのような事実があったとは承知していない。

十一について

外務省としては、御指摘の者は業務の遂行の観点等を考慮し、適切な時期に医師の診察を受けたと承知している。

平成二十年一月三十一日提出
質問 第四一 号

違法・有害サイト規制と電気通信事業法に関する質問主意書

提出者 高井 美穂

違法・有害サイト規制と電気通信事業法に関する質問主意書

携帯電話、パソコンを使つてのインターネット違法・有害サイトにより子どもが犯罪に巻き込まれる事件が急増している。政府内でも、教育再生会議が、有害情報から子どもを守るため「フィルタリング利用を義務付ける法的規制導入を進める」ことを報告書に盛り込むなど、法整備を求める声があがっている。

そこで、以下のとおり質問する。

一 前述の教育再生会議のほか、内閣官房においても「IT安心会議」を立ち上げ、官邸が主導的に対策を進めているものと思料される。また、内閣府では、青少年の健全育成の観点から「青少年健全育成施策大綱」において、インターネット上の違法有害情報対策をよりこみ、さらに、総務省は、携帯電話・PHS事業者が有害サイトアクセス制限サービス(フィルタリング)の導入促進を要請しているなど各省庁がそれぞれの取り組みを行っているが、それぞれがどのように連携しているのか。子どもを違法・有害サイトから守るための対策の主管省庁はどこか、示されたい。

二 内閣官房の「IT安心会議」は、違法・有害情報の実態把握や対処方法を検討する関係省庁の連絡会議と承知しているが、違法・有害情報が氾濫する現状に十分対応しているとはいえない

い。政府として、関係事業者などに対する法規制を含む違法・有害サイト対策について、どのように考えているか。

三 政府として、教育再生会議等が示している「フィルタリング利用を義務付ける法的規制」など立法措置をどのように、いつごろまでに進めようとしているか。現段階で法案提出の考えはあるのか。

四 第六十八国会において改正された電気通信事業法第二十九条一項十二号では「電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合理的でないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生じるおそれがあるときは」は総務大臣が業務改善命令を出すことができる、と定められている。この条文における「適正かつ合理的でないため」「電気通信の健全な発達」「国民の利便の確保」との文言の定義は何か。

五 また、「適正かつ合理的でないため」「電気通信の健全な発達」「国民の利便の確保」をだれがどのように、どんな権限をもって判断するのか。

六 インターネット違法・有害サイトにより子どもが犯罪に巻き込まれる事件が急増している現状は、電気通信事業が「適正かつ合理的でないため」「電気通信の健全な発達」および「国民の利便の確保」が大きく損なわれていると考えるが、政府はどのように考えるか。もし「電気通信の健全な発達」および「国民の利便の確保」が損なわれていない、というならその根拠を示された。

七 違法・有害サイトが子どもに自由に閲覧でき

るような状態を放置している電気通信事業者等に対しては、電気通信事業法第二十九条一項十二号に基づく改善命令を出すことができると考えるが、政府の考えと、その根拠となる法令等を明らかにされたい。

八 平成十九年に関西テレビ「発掘！あるある大辞典Ⅱ」のデータ捏造が発覚した。この件では、総務大臣が電波法第八十一条の規定を使い、関西テレビに報告を求めている。同規定に關しては、「施設管理上の問題が適用対象として想定されたもので、番組の内容に關して報告を求めたのは適切ではない」との批判もあつた。このケースを準用すれば、前述違法・有害サイトに關する改善命令も、総務大臣が必要と判断すればできると考えるが政府の考えを示されたい。

九 政府は、答弁書内閣参質一六八第一一〇号において、「憲法第二十一条による表現の自由の保障は、国による事後的な規制にも及ぶものであり、その規制の態様によつては同条に違反する可能性はあり得ると考える」と答弁しているが、これは、一概に同条に違反するものではないとの政府の見解を示したものか。

十 前述「同条に違反する可能性はあり得る」場合とは、どのような場合か。

十一 現在施行されている法令において、「同条に違反」しない事例があれば、示されたい。

十二 同答弁書で政府は、違法情報がインターネット上に掲示され、公衆の閲覧に供されていた場合に、プロバイダーやサイト開設者に対して削除等の公衆の閲覧を防止するための措置を

講じる義務を課すことに対して、「御指摘のような義務を課すことが憲法第二十一条に違反するか否かについては、その目的や具体的措置の内容等を総合的に勘案する必要がある、一概にお答えすることは困難である」と答弁しているが、これは、必ずしも憲法違反とはならないとの政府の見解を示したものか。

十三 同答弁書で政府は、児童ポルノ法については「構成要件が不明確な犯罪を規定しているものではなく、憲法違反の法律では決していない」と答弁している。そうであるならば、例えば、児童ポルノは、「違法であるか違法でないか」というふうな判断というものは、個別に行政が直接その情報について判断するということについては難しいことにはならないはずだ。平成十九年十二月十一日の衆議院青年問題に關する特別委員会において、武内政府参考人は、インターネット上の違法情報そのものについて「違法であるか違法でないか」というふうな判断というものは、個別に行政が直接その情報について判断するということについては難しい」と答弁している。武内参考人の答弁は、この答弁書と矛盾し、誤つたものではないか。

内閣衆質一六九第四一号
平成二十年二月八日

内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員高井美穂君提出違法・有害サイト規制と電気通信事業法に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員高井美穂君提出違法・有害サイト規制と電気通信事業法に關する質問に対する答弁書

一 について

子どもをインターネット上の違法・有害情報から守る対策については、関係府省がそれぞれの所掌事務の範囲で、各種の施策を講じているほか、例えば、平成十九年十月に「インターネット上の違法・有害情報に關する集中対策」を取りまとめるなど、関係府省の連携を図るために内閣官房の主導のもと「インターネット上における違法・有害情報等に関する関係府庁連絡会議」を必要に応じて開催している。

二 について

インターネット上の違法・有害情報対策については、民間の自主的な取組を促進する施策を中心に行っており、今後とも関係府省が必要に応じて連携し、適切に対処してまいりたい。

三 について

現在、政府においてフィルタリング利用の義務付けについて法律案を提出する予定はない。

四 について

御指摘の電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という)第二十九条第一項第十二号に規定する「適正かつ合理的でないため」とは、電気通信役務の確実かつ安定的な提供が確保されない状態のこと、「電気通信の健全な発達」とは、電気通信分野における技術革新等により、多種多様なサービスがより低廉で、かつ、より良質なものであるとして安定的に提供されること、「国民の利便の確保」とは、電気通

信を通じて豊かで快適な国民生活が実現するとともに、我が国の産業経済が効率化・活性化することを指すものである。

五について

法第二十九条第一項の規定に基づき、総務大臣が個々の事案ごとに判断するものである。

六から八までについて

総務大臣が法第二十九条第一項第十二号に基づく業務改善命令を発動することができるかについては個々の事案ごとに判断する必要があることから、一概にお答えすることは困難であるが、法は電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保することを目的とする法律であり、御指摘のような違法・有害サイトを規制することは、一般的に困難であると考えている。

九及び十二について

御指摘の答弁は、いずれも具体的な規制措置を念頭にお答えしたものでない。

十について

お尋ねの点については、規制の目的や具体的な措置の内容等を総合的に勘案する必要があるが、一概にお答えすることは困難である。

十一について

例えば、刑法(明治四十年法律第四十五号)第百七十五条は、憲法第二十一条に違反しないと考えている。

十三について

御指摘の答弁は、インターネット上に掲載されている具体的な情報には様々なものがあり、法律上違法とされている情報に該当するか否かの判断が難しい面があることをお答えする趣旨であったと認識している。

平成二十年一月三十一日提出
質問 第四二一号

ねんきん特別便に係る対応に関する質問主意書

提出者 山井 和則

ねんきん特別便に係る対応に関する質問主意書

一 ヒントを聞いても全く本人が思い出せなかった場合でも、最終的に以下の項目について教えてもらえるのは、三月末までに発送する「ねんきん特別便」八五〇万件のうち、どういう人で、それは受給者の何割か。また被保険者の何割か。窓口の場合と相談ダイヤルの場合についてそれぞれお答え頂きたい。

① 加入期間

② 国民年金と厚生年金の種別

③ 厚生年金であれば会社名

④ 国民年金であれば市町村名

二 前記一の項目について対象者によつては、教えてもらえる人と教えてもらえない人がいるということをきちんと広報すべきではないか。

「窓口や電話で加入期間や会社名を教えてください」と、外添厚生労働大臣が一月二十五日の見直し案で発言しているのに、多くの国民が自動的に教えてくれるものと誤解している危険性があると考えているがいかがか。

三 ヒントを伝えても本人が全く思い出せなかった場合でも、前記一の項目を覚えてくれるのは窓口において全体の何割か。また電話において全体の何割か。

四 「ねんきん特別便」第一弾四八万件について、一四万件の「訂正なし」の場合でも実際には訂正

があることが一〇〇〇件のサンプル調査の結果から判明している。「訂正なし」と返送した方々に対しては全員に必ず電話か面談を行って確認をすべきではないか。

五 今後「訂正なし」のハガキには電話番号欄を追加して、電話番号を書いてもらうべきではないか。

六 今回「ねんきん特別便」において訂正を申し入れた人はいつまでに訂正作業が完了されるのか。

七 一月二十四日、政府は総務省の年金記録確認第三者委員会において、二〇〇七年度中に受けた記録認定の申し立ては一年以内に審査を終えたと決定したが、一〇〇〇件以上のばらばら脱退手当金の申し立てについても同様に一年以内に解決すると理解してよいのか。

八 一月二十五日の見直し案を受けて再発送する「ねんきん特別便」では注意喚起文を印字するというが、注意喚起文では不十分であり、新たに発見された宙に浮いた期間だけでも書いて送るべきではないか。できないならその理由をお示し頂きたい。

九 同姓同名、同生年月日など他の人の可能性がある場合にはヒントを言つて伝え方を工夫すると言いが、いくらヒントを言われても一字違いや二字違いで正確な企業名を思い出せない場合は、記録訂正をしてもらえるのかどうかお答え頂きたい。

十一 一月三十日、社会保険庁はお台場の入力センターにおいて中国人短期労働者による転記ミスがあったことを認めたが、中国人短期労働者は何日間働いたのか。何人が働いたのか。また社

会保険庁は中国人短期労働者の存在を事前に知らされていたのか。今回の問題に対して請負先である株式会社フルキャストにどのように対応したのか。中国人短期労働者が作業した件数は概ね何件程度と把握しているのか。

十一 民主党議員がお台場の作業所の視察を要望しているが、この要望においては個人情報や作業の進行を配慮して、個人情報より一ないし二メートル離れた位置から無言で現場を視察し、作業の邪魔をしないために、説明を別室で聞くという方法を考えている。視察は受け入れて頂けるのか。万一受け入れてもらえないのであれば、その理由はなぜか。

十二 年金照合ダイヤルは無料であるのにに対し、なぜ年金相談ダイヤルは有料なのか。右質問する。

内閣衆質一六九第四二二号

平成二十年二月八日

内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出ねんきん特別便に係る対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出ねんきん特別便に係る対応に関する質問に対する答弁書

一 及び三について
お尋ねの項目のうち、加入期間及び国民年金又は厚生年金の種別(以下「加入期間等」という。)については、本年三月末までを目途に送付する「ねんきん特別便」を受け取った受給者又は

被保険者のうち、社会保険事務所等に来訪して相談を行ったすべての者及び「ねんきん特別便専用ダイヤル」により相談を行った者であつて本人確認ができたすべてのものに対して、その情報を提供することとしている。また、国民年金の場合の市区町村名又は厚生年金の場合の会社名については、加入期間等の情報を提供した者のうち、相談におけるやりとりの中で、当該相談に係る記録が本人のものではないと否定した者を除くすべての者に対して、最終的にその情報を提供することとしている。

お尋ねの割合については、本人確認ができる者の割合、記録が本人のものではないと否定する者の割合等が不明であることから、お答えすることは困難である。

二について

御指摘の本年一月二十五日の外添厚生労働大臣の発言は、相談におけるやりとりの中で、当該相談に係る記録が明らかに本人の記録に結び付かないと考えられる場合を除いて、本人に事業所の所在地、会社名等を伝える旨を述べたものであり、これは、御指摘のような誤解を多くの国民に与えるものではないと考える。いずれにせよ、「ねんきん特別便」については、今後とも、国民の正確な理解が得られるよう、周知を図つてまいりたい。

四について

「ねんきん特別便」の記載内容に訂正がないとして確認はがきを返信された方については、本年一月二十四日に「年金記録問題に関する関係閣僚会議」において決定された「年金記録問題に関する今後の対応」(以下「今後の対応」という。)

に基づき、名寄せの結果、本人の基礎年金番号により管理されている記録(以下「基礎年金番号の記録」という。)と当該記録に結び付く可能性があると考えられる社会保険オンラインシステム上の記録(以下「未統合記録」という。)との間に期間の重複がなく、かつ、基礎年金番号の記録と未統合記録が結び付く可能性のある者が当該本人以外にいない者について、電話や訪問により入念的に記録の確認状況の照会を行っているところである。さらに、本年一月までに「ねんきん特別便」を送付したすべての方について、加入履歴の確認の要点を分かりやすく示した資料を新たに同封の上「ねんきん特別便」を改めて送付することとしている。

五について

お尋ねについては、確認はがきの様式を変更する作業が「ねんきん特別便」送付のスケジュールに与える影響等も踏まえ、検討する必要があるものと考えている。

六について

本年一月二十二日現在、「訂正あり」という回答は約五万件であるが、記録の訂正に要する時間は個々の回答内容に応じて様々であることから、お尋ねの訂正作業の完了時期について、お答えすることは困難である。

七について

「今後の対応」においては、「本年三月末までに申し立てられた事案については、概ね一年を目途に処理を終えることとする。」とされているところであり、脱退手当金についても、本年三月末までに総務省年金記録確認第三者委員会に対して申し立てられたものについては、おおむ

ね一年を目途に処理を終えることとしている。八について

御指摘のような情報を「ねんきん特別便」に記載して送付する場合、そのためのプログラム開発等の作業が必要となり、「ねんきん特別便」の迅速な送付が困難になることから、その送付時期を遅らせるのではなく、加入履歴の確認の要点を分かりやすく示した資料を新たに「ねんきん特別便」に同封の上送付し、加入履歴の確認を行うよう注意喚起を図るとともに、社会保険事務所等への来訪又は電話による相談において、個別の事情に応じて懇切丁寧に対応することによって、記録の確認を進めることが適当であると考えている。

九について

お尋ねについては、一及び三について述べたような対応を行うことにより御指摘の「一字違いや二字違いで正確な企業名を思い出せない」という事例についても、適切に対応できるものと考えている。

十について

社会保険庁としては、派遣元事業者である株式会社フルキャスト(以下「派遣元事業主」という。)から日本人以外の者を派遣するという説明は受けていなかったが、派遣元事業主に改めて確認したところ、マイクロフィルム化して管理している厚生年金保険被保険者台帳及び船員保険被保険者台帳(以下「旧台帳」という。)からの転記作業(以下「転記作業」という。)において、中華人民共和国の国籍を有する者を含む外国籍の派遣労働者(以下「外国籍派遣労働者」という。)八十八名が、昨年十二月十日から十二月十四日まで及び十二月十七日から十二月二十日の

午前中までの間の合計約八日間従事していたとのことであつた。また、転記作業の結果を確認する過程で、外国籍派遣労働者が行った転記作業が適切に行われていないことが判明したため、直ちに派遣元事業主に対し、当該外国籍派遣労働者の交替を申し入れたところである。

お尋ねの外国籍派遣労働者が行った転記作業の件数については、その調査に膨大な作業を要することから、お答えすることは困難である。

十一について

社会保険庁としては、旧台帳は個人情報を含むものであり、その適切な保護を図ることが必要なことから、御指摘の視察については、特に慎重に検討する必要があると考えている。

十二について

お尋ねについては、「ねんきん特別便専用ダイヤル」の効率的な運用を図り、真に「ねんきん特別便」に関する相談が必要な方からの相談に十分に対応できるよう一定の通話料金の負担をお願いしているものである。この通話料金については、全国どこからであっても市内通話料金で通話できることとしており、公平で無理のない負担としていただいているところである。

さらに、相談の内容によつて、記録の調査や確認に時間を要する場合には、「ねんきん特別便専用ダイヤル」のオペレーターから、相談者の方に折り返し電話をするなどの対応を講じ、複雑で時間を要する相談であっても、過度の通話料金の負担が生じないようにしているところであり、今後とも、「ねんきん特別便」を受け取った方が電話相談を利用しやすい環境の整備に努めてまいりたい。

平成二十年一月三十一日提出
質 問 第 四 三 号

一般肝炎患者への対策等に関する質問主意書

提出者 山井 和則

書
一般肝炎患者への対策等に関する質問主意

一 インターフェロン治療を受けている肝炎患者は現在、約五万人である。舩添厚生労働大臣は、いま政府が予定している二〇〇八年度から一百万円、三万円、五万円の肝炎患者に対するインターフェロン医療費助成が行われれば、「十万人の肝炎患者が、インターフェロン治療を受けるようになる」と発言している。その根拠となる計算式等をお教えいただきたい。

二 国内に約三五〇万人と推定されると言われる肝炎患者のうち、治療が必要な患者は何人か。そのうちインターフェロン治療が効く患者はおおよそ何人か。効かない患者はおおよそ何人か。

三 フィブリノゲン製剤を投与された患者全員への告知状況について、舩添厚生労働大臣は一月二十九日、衆議院予算委員会で「二月の半ばぐらいまでにはきちんと数字を出して公表したい」と答弁した。

厚生労働省は、今日までにフィブリノゲン製剤納入七〇〇医療機関が自主的に同製剤投与を告知した肝炎患者で、薬害肝炎救済法の救済対象として認定を受けるべく裁判所に提訴した人数を、把握しているか。把握している場合、何名か。

四 田辺三菱製薬が行っているフィブリノゲン製

剤投与四一八症例リストの患者特定作業において、特定された肝炎患者で、薬害肝炎救済法の救済対象として認定を受けるべく裁判所に提訴した人数を、把握しているか。把握している場合、何名か。

五 薬害肝炎救済法では、国は薬害肝炎の責任を認めたが、なぜこのような薬害が引き起こされたか、未だ真相が究明されていない。これからどのように真相究明を行うか。

六 全死因のうち、肝硬変、肝臓がんによつて死に至った割合が、世界において日本より高い国はあるか。ある場合、それはどこか。

七 日本人の死因として、肝硬変、肝がんの割合が非常に高いのは、なぜか。

内閣衆質一六九第四三号
平成二十年二月八日

内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出一般肝炎患者への対策等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員山井和則君提出一般肝炎患者への対策等に関する質問に対する答弁書

一について

現在インターフェロン治療を受けている患者は年間約五万人であるが、御指摘の十万人という数字は、昨年十一月七日に与党が取りまとめた「新しい肝炎総合対策の推進」を踏まえ、今後七年間でインターフェロン治療を必要とするす

べての患者が治療を受けることを目標に、当該治療の年間の受療者の倍増を目指したものである。

二について

御指摘の治療が必要な患者数は把握していないが、医療機関を受診している肝炎、肝硬変及び肝がんの患者数は、平成十七年度患者調査によると六十四万六千人と推計されている。また、そもそもインターフェロン治療が効くかどうかは、患者の病態や使用する薬剤等により異なるため、インターフェロン治療が効く患者数をお答えすることは困難である。なお、御指摘の三百五十万人という数字はウイルス性肝炎の患者数ではなく、無症候性キャリアを含めた数字であると考ええる。

三及び四について

厚生労働省としては、お尋ねの人数については把握していない。

五について

厚生労働省としては、本年一月十五日に厚生労働大臣と薬害肝炎全国原告団及び薬害肝炎全国弁護団との間で調印した「基本合意書」において、「本事件の検証を第三者機関において行う」ことを確約したところであり、今後、これを踏まえ、当該検証の進め方等について検討してまいりたい。

六について

世界保健機関(WHO)の平成十六年世界保健報告によると、全死因のうち肝硬変の占める割合が日本より高い国は、モルドバ共和国、メキシコ合衆国、ハンガリー共和国など計八十か国であり、肝がんの占める割合が日本より高い国

は、モンゴル国、大韓民国の二か国である。

七について

平成十八年人口動態統計に基づき日本人の全死因のうち肝がんの占める割合を算出したところ、その割合は、約三パーセントであり、これは他の疾病と比べて比較的高い割合であるが、その原因としては、肝がんが治療困難であること、高齢者に多い疾病であることが考えられる。また、全死因のうち、肝硬変の占める割合は約〇・八パーセントであり、これは他の疾病と比べて必ずしも高い割合とは言えない。

平成二十年一月三十一日提出
質 問 第 四 四 号

国連事務総長主催のコンサートにおいて日本海呼称問題等に触れたパンフレットが配布された件に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

国連事務総長主催のコンサートにおいて日本海呼称問題等に触れたパンフレットが配布された件に関する再質問主意書

〔前回答弁書〕(内閣衆質一六九第五号)と「政府答弁書」(内閣衆質一六八第三七四号)を踏まえ、再質問する。

一 二〇〇七年十月二十四日の「国連の日」に米国ニューヨークの国連本部で行われた潘基文国連事務総長主催のコンサートで、日本海が東海と表記されたパンフレットが配布されていたこと(以下、「パンフレット配布」という。)について、国連事務局に広報局長として出向している赤阪清隆事務次長及び高須幸雄、神余隆博両国

連大使の三名(以下、「三名」という。)は「パンフレット配布」を事前に察知し、然るべき措置をとったか否かを「三名」に直接問い質して確認をとったのかとの問いに対して、「政府答弁書」では「国連事務局から御指摘のパンフレット(以下「パンフレット」という。)は韓国国連代表部が国連事務局に確認することなく配布したものである旨の回答を得たもので、そのような状況の中で、御指摘の『三名』が事前にパンフレットの配布を知ることが困難であったことを確認した。」との答弁がなされ、「三名」に対して具体的にどの様な確認作業を行ったのか何ら明らかにされていなく、前回質問主意書で(1)「三名」に確認作業を行った人物の官職氏名、(2)確認作業の方法、(3)確認作業を行った日にちの右三点を明らかにした上で、①「三名」は事前に「パンフレット配布」を察知していたのか、②「三名」は察知した上で然るべき措置をとったのかの右二点についての説明を求めたが、「前回答弁書」でも「御指摘のパンフレットの配布については、衆議院議員鈴木宗男君提出国連事務総長主催のコンサートにおける日本海呼称問題等に触れたパンフレット配布に関する質問に対する答弁書(平成十九年十二月十四日内閣衆質一六八第三〇三号)三から八までについてで述べたとおり、平成十九年十月二十五日から累次、我が国国連代表部から国連事務局等に対して再発防止の申入れ等を行っており、外務省として、これらの申入れ等に関する同代表部からの報告を通じて、御指摘の『三名』が事前に同パンフレットの配布を知ることが困難であったことを確認している。」と、「三名」が事前

に「パンフレット配布」を察知することはできなかったとするには具体的根拠の薄い答弁がなされている。外務省が「パンフレット配布」についての我が国国連代表部から外務本省への報告の公電に秘密指定をかけ、その具体的内容を明らかにしない中で、その公電をもって「三名」が事前に「パンフレット配布」を察知できなかったこととの根拠とされても、こちらとしては確認する方法がなく、納得のしようがない。よって、前回質問主意書でもそれ以前の質問でも重ねて問うてきているが、改めて「三名」に直接問い質して確認し、答弁することを求める。その際に、(1)「三名」に確認作業を行った人物の官職氏名、(2)確認作業の方法、(3)確認作業を行った日にちの右三点を明確にした上で、「三名」は事前に「パンフレット配布」を察知していたのかを問い、それに対する「三名」それぞれの回答内容を明らかにされたい。

二 「一回の「前回答弁書」の答弁に、「パンフレット配布」について我が国の国連代表部から国連事務局等に対して再発防止の申入れ(以下、「申入れ」という。)を二〇〇七年十月二十五日から累次行ってきたとあるが、では右の日にち以降「申入れ」が行われた日にちをそれぞれ挙げてほしい。

三 「三名」が「パンフレット配布」を事前に察知できなかったのならば、少なくとも「三名」のうち国連において我が国を代表する立場にある高須幸雄、神余隆博両国連大使の二名は、「パンフレット配布」を事前に知ることができなかったことに對して何らかの責任を負うべきではないのか。外務省の見解如何。

四 外務省より、三の二名に対して何らかの注意、処分はなされたか。

五 「三名」のうち赤坂事務次長は国連事務局の内部にいながらな「パンフレット配布」を事前に察知できなかったのか。一の確認作業を行った上で、なぜ赤坂氏は「パンフレット配布」を事前に知ることができなかったのか、本人の回答を元にした説明を求める。

右質問する。

内閣衆質一六九第四四号
平成二十年二月八日

内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出国連事務総長主催のコンサートにおいて日本海呼称問題等に触れたパンフレットが配布された件に関する再質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員鈴木宗男君提出国連事務総長主催のコンサートにおいて日本海呼称問題等に触れたパンフレットが配布された件に関する再質問に対する答弁書

一、三及び四について

どのように御指摘の事実を確認したのかとお尋ねであれば、先の答弁書(平成二十年一月二十九日内閣衆質一六九第五号)一から三までについてでお答えしたとおり、国連事務局等に対して行った再発防止の申入れ等に関する我が国国連代表部からの報告を通じて確認した。外務省としては、御指摘のパンフレットの配布についての我が国国連代表部の対応に特段の問題

があったとは考えておらず、御指摘の兩名に對して何らかの注意又は処分を行っていない。

二について

先の答弁書(平成二十年一月二十九日内閣衆質一六九第五号)一から三までについてでお答えしたとおり、我が国国連代表部から国連事務局長に対する再発防止の申入れ等は、平成十九年十月二十五日から累次、様々な機会をとらえて行われており、一概にお答えすることは困難であるが、例えば、平成十九年十月二十六日に行われた。

五について

御指摘の者が事前に御指摘のパンフレット配布を知ることが困難であったことは、先の答弁書(平成二十年一月二十九日内閣衆質一六九第五号)一から三までについてでお答えしたとおりである。外務省として改めて確認作業を行う考えはない。

平成二十年一月三十一日提出
質 問 第 四 五 号
外務省におけるワインの管理方法に関する再質問主意書
提出者 鈴木 宗男

外務省におけるワインの管理方法に関する再質問主意書
「前回答弁書(内閣衆質一六九第七号)と「政府答弁書一」(内閣衆質一六八第三九五号)を踏まえ、再質問する。

一 二〇〇一年度から二〇〇五年度までの五年間に外務省が購入し、「政府答弁書二」(内閣衆質

一六八第二六五号)に年度毎の銘柄別購入本数と一本当たりの購入単価が記載されている二千三百六十六本のワインの二〇〇八年一月十日現在の使用状況につき、「政府答弁書一」では、「ワインは御指摘のような形で管理されておらず、お尋ねについてお答えすることは困難である。」との答弁がなされていることに對して、前回質問主意書で、外務省は外務省が保有する全てのワイン(以下、「全てのワイン」という。)を一体どの様に管理し、その使用状況をどの様に把握しているのか、ある時点での「全てのワイン」の残存数がわからないということとは、公務の目的以外で使用されても把握のしようがないのではないのかと問うたところ、「前回答弁書」では、「外務省としては、その保管するワインについて、物品管理法(昭和三十一年法律第百十三号)等の関連法令上必要とされる事項を記載又は記録したワインの物品管理簿等を適正に作成することにより、適切に管理・使用している。」との答弁がなされているが、では現在「全てのワイン」の使用状況を、外務省は具体的にどの様に把握しているのか説明されたい。ある銘柄のワインをある会合で使用する場合、事前にどの様な手続をとる必要があるのか、またワインが使用された際にどの様な記録がつけられるか。「何月何日、〇〇のワインを〇〇の場にて使用」の様に、ワインが使用される度に使用記録文書の様なものを作成しているのかどうか説明されたい。

格、銘柄、購入した日にち、使用された日にち並びに使用した場、使用した者の氏名等を記入した表を作成すれば、その中で検索をかけることによって前回質問主意書で問うたある時点での「全てのワイン」の使用状況についても簡単に把握でき、更に公務の目的以外での不正な使用も防ぐことができると考える。それでも外務省が、現代の様にＩＴ化が進んだ時代においても、また右で述べた様に電子化することにより、より簡単かつ便利な「全てのワイン」の管理が可能になるのにも関わらず、「物品管理簿」を電子化する必要はないと考える理由を述べられたい。「政府答弁書一」における「外務省においては、物品管理法(昭和三十一年法律第百十三号)等の関連法令上必要とされる事項を記載又は記録したワインの物品管理簿を適正に作成することにより、ワインを適切に管理している」とは先の答弁書平成十九年十一月三十日内閣衆質一六八第二六五号三について述べたとおりである。そのように適正に書面で作成された物品管理簿を改めて電子化する必要があるとは考えていない。」との答弁の様に、質問の趣旨を外した回答を延々と繰り返すのではなく、なぜ外務省が電子化のメリットを考えないのか、その理由を述べられたい。

三 外務省が「物品管理簿」を一で述べた方法またはその他の方法によつて電子化せず、ある時点での「全てのワイン」の使用状況を把握できていない中で、どうして公務の目的以外での「全てのワイン」の使用はないと言い切れるのか。論理的な説明を求める。

内閣衆質一六九第四五号
平成二十年二月八日
内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出外務省におけるワインの管理方法に関する再質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員鈴木宗男君提出外務省におけるワインの管理方法に関する再質問に對する答弁書

一 について
ワインの使用に当たつての手続については、先の答弁書(平成十八年十二月五日内閣衆質一六五第一八二二八)について及び九について述べたとおりであり、ワインの使用の度に物品管理簿等に記載される。物品管理簿等の具体的な記載事項は、先の答弁書平成十八年十二月五日内閣衆質一六五第一八二二八三について述べたとおりである。これら文書により、ワインの使用状況を把握している。

二 について
適正に書面で作成された物品管理簿を改めて電子化する必要があるとは考えていないことは先の答弁書(平成二十年一月二十九日内閣衆質一六九第七号)四について述べたとおりである。

三 について
外務省としては、その保管するワインについて、物品管理法(昭和三十一年法律第百十三号)等の関連法令上必要とされる事項を記載又は記録したワインの物品管理簿等を適正に作成することにより、適切に管理・使用している。このことが公務の目的以外での使用はないとしている根拠であることは先の答弁書(平成二十年一月二十九日内閣衆質一六九第七号)一及び三について述べたとおりである。

一、去る十二日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員鈴木宗男君提出国会議員に渡される文書通信交通滞在費のあり方に関する質問に對する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土返還要求行進に對する外務省の関与並びに認識に関する再質問に對する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出天皇陛下のお言葉にまつわるやり取り等を外部に漏らした元外務官僚への外務省の対応に関する再質問に對する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出一九九九年にキルギスで起きた日本人誘拐事件の際に支払われたとされる身代金についての同国会における証言に関する質問に對する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出死刑制度を取り巻く国際的趨勢と死刑制度に對する政府の認識に関する質問に對する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出捕鯨活動に對するオーストラリア政府の認識及び我が国の調査捕鯨への妨害活動に對する政府の認識に関する再質問に對する答弁書
衆議院議員山井和則君提出ねんきん特別便による統合作業等に関する質問に對する答弁書
衆議院議員山井和則君提出医療供給体制に関する質問に對する答弁書

平成二十年一月二十三日提出
質問 第一一九号

国会議員に渡される文書通信交通滞在費のあり方に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

国会議員に渡される文書通信交通滞在費のあり方に関する質問主意書

一 衆参合わせた全国会議員に対し、毎月百万円の文書通信交通滞在費(以下、「文通費」という。)が支給されているが、「文通費」の法的根拠及びその使用目的について政府、内閣は承知しているか。

二 政党交付金は使途を報告する義務が課される一方で、「文通費」にはその使途を報告する義務は課されていないが、その理由を政府、内閣は承知しているか。

三 「文通費」の予算額及び予算項目、そしてその積算根拠を明らかにされたい。

四 「文通費」は、一の使用目的に沿って活用されていると政府、内閣は認識しているか。

五 渡しきりで使途の報告も義務付けられていない「文通費」は、国民の視点からすれば国会議員の特権と映えるが、政府、内閣はどう考えるか。

六 原油価格の高騰等を受けた生活諸費用の高騰や定率減税の廃止、そして年金保険料の負担額の増大等、生活における国民の負担がここ数年増大している。その一方で、国会議員に対しては、民営のバス、鉄道、地下鉄を無料で利用でき、JRや航空会社の運賃が公費で支払われる等の特権が与えられている。その中で、「文通

費」については廃止を含めた見直し、検討を行う必要があると考えるが、政府、内閣の見解如何。「文通費」は政府、内閣が直接予算作成に関わるものではなく、衆参両議院の議院運営委員会会で概算をし、衆参両議院より予算要求がなされるものであることは承知しているが、政府予算作成の過程においても、財務省において厳しい査定を行う政府、内閣が「文通費」のあり方について見解を述べることは妨げられるものではないと承知する。国・地方を合わせた債務が七百兆円を超えるという、我が国の財政が極めて厳しい状況にある中、財政の再建を最大の課題と考えている政府、内閣として「文通費」のあり方に対し、現在どの様な見解を有しているか明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六九第一九号
平成二十年二月十二日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議員鈴木宗男君提出国会議員に渡される文書通信交通滞在費のあり方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出国会議員に渡される文書通信交通滞在費のあり方に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の文書通信交通滞在費は、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号。以下「法」という。)第九条の

規定に基づき、「公の書類を送送し及び公の性質を有する通信をなす等のため」支給されるものと承知している。

二について

法において文書通信交通滞在費について使途を報告する義務が課されていない理由については、承知していない。

三について

文書通信交通滞在費の平成二十年度予算額及び予算項目は、国会所管のうち(組織)衆議院(項)衆議院(目)議員文書通信交通滞在費が五十七億六千万円であり、(組織)参議院(項)参議院(目)議員文書通信交通滞在費が二十九億四百万円である。これらのいづれについても、法第九条に規定されている月額百万円に十二箇月を乗じ、更に各議院の議員定数を乗じて得た額を計上している。

四から六までについて

文書通信交通滞在費は、法の規定に基づき予算計上しているものであり、その具体的な使途については承知していないが、各議員において制度趣旨を踏まえた使途に用いられているものと考えている。文書通信交通滞在費の取扱いについては、国会において御議論いただくべき問題であると考えている。

平成二十年二月一日提出
質問 第四六号

北方領土返還要求行進に対する外務省の関与並びに認識に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

北方領土返還要求行進に対する外務省の関与並びに認識に関する再質問主意書
「前回答弁書」(内閣衆質一六九第三号)を踏まえ、再質問する。

一 北海道根室市、根室管内の別海町、中標津町、標津町、羅臼町で構成される北方領土隣接地域振興対策根室管内市・町連絡協議会(以下、「協議会」という。)の主催で二〇〇七年十二月一日に行われた北方領土返還要求をアピールする北方領土返還要求行進(以下、「行進」という。)に外務省として職員を職務として参加させなかったことにつき、「行進」開催までの関与に加えて、当日にも外務省職員が参加することにより、北方領土問題解決に向けた更なる国民世論の喚起、国内外に向けた同問題解決の意気込みのアピールになったのではないかとこの問いに対して、外務省は「前回答弁書」で「外務省としては、御指摘の外務省が「本気で北方領土問題解決を目指している」とことは、御指摘の『行進』当日の外務省の対応いかにかわらず、周知の事実であると考えており、先の答弁書(平成十九年十二月二十一日内閣衆質一六八第三二九号)五から八までについてお答えしたとおり、御指摘の『行進』への外務省の関与及び協力の在り方は適切であったと考えている。」と答弁しているが、外務省が北方領土問題の解決に本気で取り組んでいると言える根拠を説明されたか。

二 外務省は一の様子に答弁しているが、外務省が本気で北方領土問題の解決を目指し、鋭意努力していることは別として、「行進」当日に、欧州局長やロシア課長等、外務省内の担当部局の幹

部又は職員が参加する、もしくはせめて高村外務大臣のメッセージを代読することにより、「協議会」はじめ北方領土問題関係団体に対する鼓舞、激励になり、国民世論の更なる喚起につながったとは考えないのか。

三 二〇〇八年一月十五日に閣議決定された政府答弁書(内閣衆質一六八第三七九号)で、「行進」当日の外務省の関与について「外務省としては、職務として職員を派遣するか否かなどについては、行進の主催者からの要請の有無等を踏まえ、適切に対応した」との答弁がなされているが、外務省において「行進」当日に外務省職員を参加させるか否かの検討が行われた際に、二で述べた様な、外務省職員が職務として「行進」当日に参加することの意義について意見は出されたか。

である北方四島の帰属の問題を解決して、ロシア連邦との間で平和条約を締結するため、ロシア連邦政府との間で首脳会談を含め様々なレベルで精力的に交渉を行ってきているところであり、外務省としては、御指摘の「外務省が『本気で北方領土問題解決を目指している』」ことは、周知の事実であると考えている。

二及び三について
先の答弁書(平成二十年一月二十九日内閣衆質一六八第三号)一について述べたとおり、北方領土問題については、我が国とロシア連邦との間で交渉を行っているところであり、お尋ねの点を含め、同問題に関連した行事への外務省の対応に関する検討の具体的内容について公にすることは、交渉上不利を被るおそれがあることから、お尋ねについてお答えすることは差し控えたい。

内閣衆質一六九第四六号
平成二十年二月十二日
内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土返還要求行進に対する外務省の関与並びに認識に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土返還要求行進に対する外務省の関与並びに認識に関する再質問に対する答弁書
一について
北方領土問題については、我が国固有の領土

天皇陛下のお言葉にまつわるやり取り等を外部に漏らした元外務官僚への外務省の対応に関する再質問主意書
提出者 鈴木 宗男
「前回答弁書(内閣衆質一六九第一五号)」と「政府答弁書(内閣衆質一六八第三六九号)」を踏まえ、再質問する。

の百七十八頁から百八十一頁に、「天皇のお言葉」の秘密を暴露してしまった「元外務官僚」との見出しで、元外務官僚の原田武夫氏が、かつて自身が天皇陛下にお仕えした時期について記したブログ(以下、「ブログ」という。)についての記事が掲載されており、「ブログ」の中で原田氏が二〇〇〇年五月に行われた天皇皇后両陛下のオランダ国賓訪問の際に、第二次世界大戦中、日本軍によりオランダ人女性が従軍慰安婦とされたといわれている問題について、天皇陛下がベアトリクス女王主催の晩餐会で読み上げられるお言葉の草稿を自身が担当したとし、それにまつわる天皇皇后両陛下のご発言、お考えを明らかにしているが、現職か否かを問わず、外交実務に携わった外務省職員として、「ブログ」の様に天皇陛下のご発言、お言葉についてのいきさつ、内情を外部に漏らすことは許されるのかとの問いに対し、「政府答弁書」で「外務省としてはお尋ねの『記述』に示されている事実関係のすべてを把握しているわけではなく、また、御指摘の元外務省職員が携わった御訪問の準備作業の過程の詳細について明らかではないため、お答えすることは困難である。」との答弁がなされていることについて、前回質問主意書で、右の答弁は原田氏本人に当時の詳細について直接話を聞いた上での答弁かと問うたところ、「御指摘の者から直接に話を聞いていない。」との答弁がなされている。そしてまた、公の場以外における天皇皇后両陛下のご発言等について、外務省職員を含む国家公務員は秘密保持の義務を負うかと問うたところ、「外務省

としては御指摘の『ブログ』に示されている事実関係のすべてを把握しているわけではなく、また、御指摘の者が携わった御訪問の準備作業の過程の詳細について明らかではないため、御指摘の者の守秘義務に関するお尋ねについてお答えすることは困難である。また、外務省として、御指摘の『ブログ』によってオランダとの関係において我が国の国益が損なわれたとは考えていないことから、既に国家公務員を退職した御指摘の者から直接に話を聞く考えはない。」との答弁がなされているが、前回質問主意書で問うたのは、過去にオランダ人女性が従軍慰安婦とされた問題及び同問題を受けての我が国とオランダとの関係についての問題ではなく、天皇皇后両陛下のご発言等について、外務省職員を含む国家公務員は秘密保持の義務を負うのかという点である。問題の趣旨を外した答弁を行うのではなく、右の点につき、外務省が「ブログ」に示されている事実関係を把握していないのならば、原田氏に直接「ブログ」について話を聞いた上で、再度答弁を行うことを求める。

内閣衆質一六九第四七号
平成二十年二月十二日
内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出天皇陛下のお言葉にまつわるやり取り等を外部に漏らした元外務官僚への外務省の対応に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出天皇陛下のお言葉にまつわるやり取り等を外部に漏らした元外務官僚への外務省の対応に関する再質問に対する答弁書

一について

外務省職員の秘密保持義務については、個別具体の事例に即して判断すべきものであり、外務省として一概にお答えすることは困難である。御指摘の者の守秘義務については、先の答弁書（平成二十年二月一日内閣衆質一六九第一五号）二及び三についてでお答えしたとおり、外務省としては御指摘の「ブログ」に示されている事実関係のすべてを把握しているわけではなく、また、御指摘の者が携わった御訪問の準備作業の過程の詳細について明らかではないため、お答えすることは困難である。

官 報 (号 外)

平成二十年二月一日提出
質問 第四八号

一九九九年にキルギスで起きた日本人誘拐事件の際に支払われたとされる身代金についての同国国会における証言に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

一九九九年にキルギスで起きた日本人誘拐事件の際に支払われたとされる身代金についての同国国会における証言に関する質問主意書

一 二〇〇八年二月一日付の新聞が、一九九九年八月にキルギスで日本人鉱山技師ら四人が誘拐された事件（以下、「日本人誘拐事件」という。）

が起きた際に、日本政府が支払ったとされる約三億円の身代金（以下、「身代金」という。）がキルギス治安当局者らによって山分けされていたと、事件当時に解放交渉を担当していた人物が一月三十一日にキルギスの国会で証言（以下、「証言」という。）したと報じているが、右報道及び「証言」の内容を外務省は把握しているか。

二 「証言」はキルギスの国会という公の場で行われたものであり、政府が「身代金」を支払ったことはもはや明らかになったと思われるが、政府は「身代金」を支払ったことを認めるか。

三 「証言」にある様に、「身代金」がキルギスの治安当局者らによって山分けされたという事実を在キルギス日本大使館は把握しているか。

四 当時「日本人誘拐事件」を担当していたのは、今井正領事移住部長であったと承知するが、確認を求める。

五 今井氏が「日本人誘拐事件」が発生した際、鈴木宗男衆議院議員に対して「身代金」について説明をし、「身代金」支払の決裁を求めたという事実はあるか。

内閣衆質一六九第四八号

平成二十年二月十二日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議員鈴木宗男君提出一九九九年にキルギスで起きた日本人誘拐事件の際に支払われたとされる身代金についての同国国会における証言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出一九九九年にキルギスで起きた日本人誘拐事件の際に支払われたとされる身代金についての同国国会における証言に関する質問に対する答弁書

一について

外務省として、御指摘の報道については承知している。また、御指摘の「証言」については、在キルギス日本大使館において現在確認中である。

二、三及び五について

日本政府として、御指摘の身代金を支払ったという事実はない。

四について

当時の外務省大臣官房領事移住部長は、今井正である。

平成二十年二月四日提出
質問 第四九号

死刑制度を取り巻く国際的趨勢と死刑制度に対する政府の認識に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

死刑制度を取り巻く国際的趨勢と死刑制度に対する政府の認識に関する質問主意書

一 法務省は二〇〇八年二月一日、三人の死刑を執行したことを、死刑囚の氏名、執行場所、犯行事実の概要と共に発表した。右の死刑執行は昨年十二月に執行されてから二カ月弱で、前回の執行以降の死刑執行としては最短の期間であると承知するが、この様にわずかな期間をもって死刑が執行された理由を説明されたい。

二 昨年末の国連総会において、死刑廃止を視野に入れた、死刑執行のモラトリアムを求める決議（以下、「決議」という。）が行われたが、「決議」に対して我が国は反対票を投じたことと承知する。政府が「決議」に反対した理由を述べられたい。

三 二〇〇七年十月二十三日に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一六八第一一九号、以下「政府答弁書」という。）では、死刑制度に対する政府の見解として「死刑の存廃は、国民世論に十分配慮しつつ、社会における正義の実現等種々の観点から慎重に検討すべき問題であるところ、国民世論の多数が極めて悪質、凶悪な犯罪については死刑もやむを得ないと考えており、多数の者に対する殺人、誘拐殺人等の凶悪犯罪がいまだ後を絶たない状況等にかんがみると、その罪責が著しく重大な凶悪犯罪を犯した者に対しては、死刑を科することもやむを得ず、死刑を廃止することは適当でないと考えている。」と、死刑制度の必要性を述べている。凶悪犯罪の犠牲となった方々の遺族の感情を配慮しての、また、いわゆる抑止力としての面で、多数の国民世論は死刑制度の存続を支持しているものと考えるが、抑止力としての死刑制度を考える時、果たして死刑制度が真に凶悪犯罪の抑止力たり得ていると政府は認識しているか。

四 三で、政府がそう認識しているのなら、具体的な根拠を示されたい。

五 遺族感情に配慮しての面について、遺族の方々が自らの家族を奪った者に対して極刑を望むことはやむを得ないことであり、遺族の方々

に対するケアを政府として十分行ふ必要がある
と考えるが、政府が「命を奪ったから命で償
わせる」という発想で死刑を執行するのではな
く、より人間的な、理性的な対応をとることを
検討すべきではないのか。「政府答弁書」で、
「決議」や韓国で最近十年間死刑執行がなされ
ておらず、事実上の死刑廃止国となっているこ
等、死刑制度を取り巻く国際趨勢に対して「死
刑の存廃の問題は国際社会で関心を集めている
事項の一つである」と考えるが、死刑に関する各
国の考え方はいまだに様々に分かれており、そ
の存廃について国際的に一致した意見はないと
認識している。この問題については、諸外国に
おける動向等も参考にすることがあるものの、
基本的には、各国において、当該国の国民感
情、犯罪情勢、刑事政策の在り方等を踏まえて
慎重に検討し、独自に決定すべきものと考えて
いる。」との答弁がなされ、我が国における死刑
制度の存廃は我が国における議論によって決定
すべきものである旨の政府の認識が示されてい
るが、言うまでもなく我が国は国際社会の一員
であり、他国との交流なしには存在し得ないの
であつて、自国のことは自国で決定することは
当然ながらも、国際世論というものとも全く
無縁ではいられないものと考えて。「政府答弁
書」で政府は死刑制度について「その存廃につ
いて国際的に一致した意見はない」と述べてい
るが、右に述べた様に、死刑制度の廃止は今や国
際的潮流であり、「死をもつて償ふ」という、い
わば「仇討ち」の思想を克服すべく、現在国際社
会において議論、検討がなされているものと思
えるが、我が国においても、一で指摘した様に

死刑執行を急ぐのではなく、また「仇討ち」の思
想に留まるのではなく、右国際趨勢を十分に参
考にして、死刑制度の廃止を含めた検討を広く
国民全体で行う必要があると考えるが、政府の
見解如何。
右質問する。

内閣衆質一六九第四九号
平成二十年二月十二日

内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出死刑制度を取り巻く
国際的趨勢と死刑制度に対する政府の認識に関
する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出死刑制度を取り
巻く国際的趨勢と死刑制度に対する政府の
認識に関する質問に対する答弁書

一について

法務大臣は、常に法務省の関係部局に関係記
録の内容を十分に精査させた上で、刑の執行停
止、再審又は非常上告の事由の有無、恩赦を相
当とする情状の有無等につき、慎重に検討し、
これらの事由等がないと認めた場合に、死刑執
行命令を発しているところであり、御指摘の本
年二月一日の執行についても、同様の精査・検
討を経て、これらの事由等がないと認め、死刑
執行命令を発したものである。

二について

死刑の存廃の問題は、国民世論に十分配慮し
つつ、社会における正義の実現等種々の観点か
ら慎重に検討すべき問題であるところ、国民世

論の多数が極めて悪質、凶悪な犯罪については
死刑もやむを得ないと考えており、多数の者に
対する殺人、誘拐殺人等の凶悪犯罪がいた後
を絶たない状況等にかんがみると、その罪責が
著しく重大な凶悪犯罪を犯した者に対しては、
死刑を科することやむを得ないと考えている
こと等を理由として、第六十二回国際連合総会
において死刑に係る決議が採択されるに当た
り、我が国は反対票を投じた。

三及び四について

死刑の犯罪抑止力を科学的、統計的に証明す
ることは困難であるものの、一般に死刑を含む
刑罰は犯罪に対する抑止力を有するものと認識
されており、また、昭和四十二年六月から平成
元年六月までの間に、三回にわたり実施した
総理府世論調査において、「死刑という刑罰を
なくしてしまうと悪質な犯罪が増えると思
うか、別に増えるとは思わないか」という質問に
対し、「増えると思う」という回答が常に過半数
を占めていたこと、平成六年九月及び平成十
一年九月に実施した総理府世論調査並びに平成十
六年十二月に実施した内閣府世論調査において
も、「死刑がなくなつた場合、凶悪な犯罪が増
える」という意見と増えないという意見があるが
どのように考えるか」との質問に対し、「増え
る」と回答したものが過半数を占めていたこと
等から、死刑が犯罪に対する抑止力を有するこ
とは、広く認識されていると考えられる。さら
に、死刑制度の存在が長期的に見た場合の国民
の規範意識の維持に有用であることは否定し難
く、死刑制度は、凶悪犯罪の抑止のために一定
の効果を有しているものと理解している。

五について

衆議院議員鈴木宗男君提出死刑制度を取り巻
く状況と死刑制度に対する政府の認識に関する
質問に対する答弁書(平成十九年十月二十三日
内閣衆質一六八第一一九号)四についてでお答
えしたとおり、死刑の存廃の問題については、
諸外国における動向等も参考にすることがある
ものの、基本的には、各国において、当該国の
国民感情、犯罪情勢、刑事政策の在り方等を踏
まえて慎重に検討し、独自に決定すべきもので
あり、この問題をめぐって、国民の間で多角的
観点からの冷静な議論が行われることは望まし
いものと考えているが、国民世論の多数が極め
て悪質、凶悪な犯罪については死刑もやむを得
ないと考えており、多数の者に対する殺人、誘
拐殺人等の凶悪犯罪がいた後を絶たない状況
等にかんがみると、その罪責が著しく重大な凶
悪犯罪を犯した者に対しては、死刑を科するこ
ともやむを得ず、死刑を廃止することは適当で
ないと考えている。

平成二十年二月四日提出
質問 第五〇号

捕鯨活動に対するオーストラリア政府の認識
及び我が国の調査捕鯨への妨害活動に対する
政府の認識に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

捕鯨活動に対するオーストラリア政府の認
識及び我が国の調査捕鯨への妨害活動に対
する政府の認識に関する再質問主意書
「前回答弁書」(内閣衆質一六九第二四号)を踏ま
え、再質問する。

一 「前回答弁書」で、国際捕鯨取締条約により国際捕鯨委員会(IWC)加盟国に認められている権利に基づいて我が国が南極海や北西太平洋で行っている調査捕鯨活動(以下、「調査捕鯨」という。)に反対の意を表明している国々に、オーストラリアをはじめとする四十カ国が挙げられているが、これらの国々に対して、「調査捕鯨」の目的、意義についての然るべき説明を政府は行ってきたか。

二 「調査捕鯨」に賛成の意を表明している国を挙げられたい。

三 政府は二の国々と然るべき協力態勢をとり、賛成国が一丸となつて「調査捕鯨」の正当性を主張すべきであると考えるが、政府は二の国々と十分な協議を積み重ねているか。

四 本年一月十五日に、米環境保護団体シー・シェパードに所属するオーストラリア国籍の男性活動家他一名が南極海で「調査捕鯨」を行つていた第二勇新丸に許可なく乗り込み、「調査捕鯨」の停止を訴え、デッキに薬品をまくなど危険行為を行う事件(以下、「事件」という。)が発生したことについて、「前回答弁書」で政府は「御指摘のシー・シェパードによる妨害行為については、当該妨害行為を行った者の国籍国の一つであるオーストラリアに対しても、再発防止に向けて適切な措置をとるよう求めた。」と答弁している。一方で、本年二月四日付の新聞報道によると、昨年発生したシー・シェパードによる「調査捕鯨」妨害に対して、警視庁公安部が威力業務妨害の容疑などで立件を視野に捜査しているとのことであるが、「事件」についても同様に立件を視野に入れた対応をとるべきではないのか。同じく新聞報道によると、オーストラリア政府が「事件」の際に日本船に乗り込んだ活動家二人に対して事情聴取する方針を固めたとのことであるが、「調査捕鯨」を妨害され、乗組員が危険な目に遭つた「事件」についても、我が国が主體的に立件すべきではないのか。

五 前回質問主意書でも触れたが、現在鯨の数が増え、鯨一頭が多くの魚を食べるため海の生態系が崩れ、また環境にも悪影響を与えていると言われている中で、我が国が調査を目的とした捕鯨を行うことは、生態系を守り、環境の保全を図る上で大きな意義を有するものと考えるが、「調査捕鯨」の正当性を立証する科学的な根拠について具体的に説明されたい。

六 「前回答弁書」で政府は「政府としては、捕鯨問題をめぐっては、感情的な対立に流されることなく、冷静に科学的議論を行うことが重要であると考えている。政府としては、引き続き捕鯨問題に関する我が国の立場への理解を各国に求めていく考えである。」と答弁している。外交交渉において感情的な対立に流されることなく冷静な議論を行うことは一般的に当然のことであるが、例えばオーストラリアのギャレット環境相は「調査捕鯨」を「無意味で野蛮な行為」と科学的知見よりもむしろ自身の信条により、それこそ感情的な批判を行っていると考え、右の様な「調査捕鯨」に対する不合理な批判に対しては、五の科学的根拠を示しつつ、より強い態度で断固とした反論を行う必要があると考えるが、政府の見解如何。

内閣衆質一六九第五〇号

平成二十年二月十二日

内閣総理大臣 福田 康夫

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出捕鯨活動に対するオーストラリア政府の認識及び我が国の調査捕鯨への妨害活動に対する政府の認識に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出捕鯨活動に対するオーストラリア政府の認識及び我が国の調査捕鯨への妨害活動に対する政府の認識に関する再質問に対する答弁書

一について

我が国は、調査捕鯨に反対の意を表明している国々に対して、国際捕鯨委員会を始め、種々の機会をとらえ、我が国が行っている調査捕鯨は国際捕鯨取締条約(昭和二十六年条約第二号)に従つて公海上で実施する合法的な活動であり、あくまでも科学的情報の収集を目的とするものであることを説明してきている。

二について

すべての国が我が国の調査捕鯨について立場を明確にしているわけではないが、例えば、昨年の国際捕鯨委員会において、致死の調査を含む調査捕鯨を中断するよう求める決議に対し、ノルウェー、ロシアが反対票を投じ、アンティグア・バーブーダ、ペナン、カンボジア、コトジボワール、デンマーク、ドミニカ、ガボン、ガンビア、グレナダ、ギニア、ギニアビサウ、アイスランド、キリバス、韓国、ラオス、

マリ、マーシャル、モリタニア、モロッコ、ナウル、パラオ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント、セネガル及びツバルが当該決議への投票に参加しなかった。

三について

我が国は、二について述べた国々との間でも、我が国が行っている調査捕鯨は国際捕鯨取締条約に従つて公海上で実施する合法的な活動であるとして、国際捕鯨委員会を始め、種々の機会をとらえ、随時協議を行っている。

四について

御指摘の事件については、所要の捜査を進めているところである。

五について

調査捕鯨は、鯨に関する正確な年齢査定や食性などの調査を通じ、捕獲しないと得られない情報を含む鯨資源に関する科学的知見を収集することを目的としている。

六について

政府としては、捕鯨問題をめぐっては、感情的な対立に流されることなく、冷静に科学的議論を行うことが重要であると考えている。政府としては、引き続き我が国の立場への理解を各国に求めていく考えである。

平成二十年二月四日提出
質問 第五 一号

ねんきん特別便による統合作業等に関する質問主意書

提出者 山井 和則

ねんきん特別便による統合作業等に関する
質問主意書

一 今年度末までに送付する「ねんきん特別便」八五〇万件は、三月末日までにどれぐらい統合されると推定しているか。また三月末日までに何件の統合を目標としているか。

二 「ねんきん特別便」には注意喚起文を同封するだけでなく、確認したく年金記録欄に直接ヒントを書き込むことは、年金記録の統合が容易になり、「国民本位」の方法であると考ええる。「ねんきん特別便」の年金記録欄にヒントを書き込む考えはないか。そうした考えのない場合、それはなぜか。

三 同姓同名同生年月日の人が複数いると、「複数人に通知」の記録として、ヒントがもらえず、年金の権利が回復しないとしたら、それは「国民の立場」に立っているといえるのか。その記録の持ち主には、何の落ち度もないにもかかわらず、ヒントをもらえないのは、理不尽ではないか。

四 一月二十四日の「年金記録問題に関する関係閣僚会議」資料2「年金記録問題に関する今後の対応」では、「1(5)「訂正なし」の回答への対応」として「訂正なし」の回答については、基本的に信頼し尊重する」としている。社会保険庁のサンプル調査「ねんきん特別便に「訂正なし」と回答した方に対する調査結果(中間報告)」（二月二十二日）では、再度連絡をとった結果、「その方の記録の可能性が高い方五三〇人」中一一七人の方が年金記録の訂正に結びついており、

「ねんきん特別便」の記載内容を理解されないまま、「訂正なし」としている方が多数おられると考えられる。なぜ「訂正なし」の回答については、基本的に信頼し尊重する」としているのか。

五 一月二十四日の「年金記録問題に関する関係閣僚会議」資料4「年金記録問題への国を挙げての対応体制」では、「5 記録照会・統合の手続き」として「ITの専門家を社会保険庁に集め、今後解明すべき記録の解析及びそれに必要なシステム開発を行う」としている。こうしたIT専門家の費用やシステム開発の財源は税金か、年金保険料か。またその予算はいくら計上しているのか。

六 一月二十五日の「年金記録問題作業委員会」では、「ねんきん特別便に係る今後の情報提供について」で「2(3)留意事項」として「社会保険労務士による相談の活用を図る」としている。この社会保険労務士の相談支援は有償か、無償か。有償で社会保険労務士に依頼する場合、その財源は税金か、年金保険料か。またその予算はいくら計上しているのか。

内閣衆質一六九第五一号
平成二十年二月十二日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員山井和則君提出ねんきん特別便による統合作業等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出ねんきん特別便による統合作業等に関する質問に対する答弁書

一 について

「ねんきん特別便」に基づく年金記録の統合については、「ねんきん特別便」に対する本人からの回答を踏まえ、その作業を行うこととなるが、その作業に要する期間は、当該本人の回答内容により異なることから、本年三月末までに統合される記録の推計件数や目標件数をお答えすることは困難である。

二 について

御指摘のような情報を「ねんきん特別便」に記載して送付する場合、そのためのプログラム開発等の作業が必要となり、「ねんきん特別便」の迅速な送付が困難になることから、その送付時期を遅らせるのではなく、加入履歴の確認の要点を分かりやすく示した資料を新たに「ねんきん特別便」に同封の上送付し、加入履歴の確認を行うよう注意喚起を図るとともに、社会保険事務所等への来訪又は電話による相談において個別の事情に応じて懇切丁寧に対応することによって、記録の確認を進めることが適当であると考えている。

三 について

社会保険庁においては、お尋ねの「同姓同名同生年月日の人が複数いる」場合であっても、本年三月末までを目途に送付する「ねんきん特別便」を受け取った受給者又は被保険者のうち、社会保険事務所に来訪して相談を行ったすべての者及び「ねんきん特別便専用ダイヤル」に

より相談を行った者であつて本人確認ができたすべてのものに対して、当該相談に係る記録の加入期間及び国民年金又は厚生年金の種別（以下「加入期間等」という。）についての情報を提供することとしている。また、加入期間等の情報を提供した者のうち、相談におけるやりとりの中で、当該相談に係る記録が本人のものではないと否定した者を除くすべての者に対して、国民年金の場合には市区町村名を、厚生年金の場合には会社名を、それぞれ最終的には提供することとしている。

四 について

「訂正なし」の回答については、基本的に信頼し尊重することとしているのは、「ねんきん特別便」に対する本人からの回答は、その後の記録の確認作業を進めていく上で基本となるものであると考えるからである。

なお、「ねんきん特別便」の記載内容に訂正がないとして確認はがきを返信された方であっても、名寄せの結果、本人の基礎年金番号により管理されている記録（以下「基礎年金番号の記録」という。）と当該記録に結び付く可能性のあると考えられる社会保険オンラインシステム上の記録（以下「未統合記録」という。）との間に期間の重複がなく、かつ、基礎年金番号の記録と未統合記録が結び付く可能性がある者が当該本人以外にない者については、電話や訪問により入念的に記録の確認状況の照会を行っているところである。さらに、本年一月までに「ねんきん特別便」を送付したすべての方について、加入履歴の確認の要点を分かりやすく示した資料を新たに同封の上「ねんきん特別便」を改めて

送付することとしている。
五について

社会保険庁においては、未統合記録の内容を説明するため、現在、民間企業から専門家を受け入れており、当該専門家に係る経費について一般財源を充てているところである。当該専門家に係る経費そのものについては、平成十九年度当初予算に計上しておらず、同予算上の歳出科目の「非常勤職員手当」から必要な額を支出しているところである。

また、未統合記録の内容の解明に必要なシステム開発等に要する経費について、一般財源を充てることとしており、平成十九年度補正予算に約二億円、平成二十年度予算案に約一億円を計上している。

六について

御指摘の「社会保険労務士による相談の活用」については、全国のすべての社会保険労務士事務所、都道府県社会保険労務士会の年金相談センター及び市町村等の協力が得られる場合の市町村庁舎等の年金相談コーナー等における「ねんきん特別便」に係る相談について、全国社会保険労務士会連合会に対し、協力を要請しているところであるが、具体的な実施方法等については、現在、同連合会と調整中であるため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

平成二十年二月四日提出
質問 第五二号

医療供給体制に関する質問主意書

提出者 山井 和則

医療供給体制に関する質問主意書

医療供給体制は、国民の安全を保障するために、国が責任を持つて整備するべきものである。しかし、平成十八年の医療制度改革法案成立の後、産婦人科医不足による出産可能医療機関の激減や、救急体制を支える医師の不足に起因する救急搬送受け入れ拒否問題など医療供給体制の問題が顕在化してきている。民主党は、医療制度改革法案の審議に際して、「医療崩壊元年」となるのではないかと警鐘を鳴らしたのであるが、そのことが現実となつてきている。そこで、医療供給体制について、政府の見解を質問する。

一 平成十八年三月十五日の衆議院厚生労働委員会、当時の川崎厚生労働大臣は医師不足について「数的には基本的には足りている。しかしながら、診療科によって、特に救急の問題、それから僻地などの問題というところに医師の不足というものが目立っていることは事実でございます。」と答弁されている。

① 政府は、現在も「医師は数的には基本的には足りている」との認識か。
② 「診療科によって、特に救急の問題」で「医師の不足が目立っている」のは、どの診療科か。
③ 「僻地などの問題」で「医師の不足が目立っている」のは、具体的にはどの地域か。
④ 「僻地など」とは、僻地以外に他にどういった問題によつて「医師の不足が目立っている」のか。

二 もし、現在でも、基本的には足りているとの立場であれば、地域的にみて、医師が余剰となつていのはどの地域か、根拠を簡単に示し

て明確にお答えいただきたい。また、診療科的に医師が余剰となつていのは、どの分野であるのか、根拠を示して明確にお答えいただきたい。

三 もし、現在は、基本的には足りていないとの立場に変わつていのであれば、いつ、どのような根拠で見解を変えたのか、お答えいただきたい。

四 平成十年五月十五日付の「医師の需給に関する検討会」報告書では、「臨床研修の充実によつて研修に相当する期間だけ新規参入が遅れ、就業期間が短くなることから、将来的には実質上総医師数に対しておよそ五割の削減効果がある」と述べている。現在も政府はこの認識が正しいと考えているか。

五 平成十六年度から実施された医師の新臨床研修制度導入によつて、四で述べたような医師数のおよそ五割の削減効果もたらされた。その結果、医療供給の縮小が生じ、今日の医師不足による医療供給体制の危機の一因となつたと考えるが、政府の見解はどうか。

六 現在行われている診療報酬改定作業では、精神科外来における精神療法について時間の目安を設けることが検討されている。この時間目安の導入については、外来精神医療の供給を縮小させるとの懸念の声がある。そうした懸念に対し、どのように対処していくか。

七 精神科外来における精神療法の時間制限の問題も含め、医療供給を縮小させる可能性のある政策は、仮にその政策が必要なものであつても、現在の危機的状況下では、医療供給に対する影響を特に慎重に評価した上で、行うべきで

ある。どのような経過を経てから、行うべきと考えるか。政府の見解を問う。
右質問する。

内閣衆質一六九第五二号
平成二十年二月十二日

内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員山井和則君提出医療供給体制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出医療供給体制に関する質問に対する答弁書

一の①、二及び三について

平成十八年七月の「医師の需給に関する検討会報告書」や現状に対する都道府県や有識者からの意見等を踏まえると、医師数は総数としても充足している状況にはないものと認識している。

一の②について

お尋ねについては、特に産婦人科の医師の確保が難しくなつていものと認識している。

一の③について

お尋ねについては、その圏内に無医地区等を含む二次医療圏の人口十万人当たりの従事医師数についてみた場合、平成十八年においては、特に北海道の根室医療圏、青森県の西北五地域医療圏、福島県の南会津医療圏などが少ない状況にある。

一の④について

お尋ねについては、例えば、病院勤務医の過重労働の問題がある。

四及び五について

平成十六年度からの医師臨床研修の必修化によっておよそ五パーセントの削減効果がもたらされたとは考えておらず、現在の医師不足問題の背景には、大学医学部の医師派遣機能の低下、病院勤務医の過重労働、出産、育児等による女性医師の離職、医療に係る紛争の増加に対する懸念等の複合的な要因があるものと考え

六について

御指摘の精神科外来における精神療法については、現在中央社会保険医療協議会において、平成二十年度の診療報酬の改定に係る項目の一つである通院精神療法について、患者の状態に応じた適切な診療が行われるよう、診療時間の最低基準を設けるとともに、診療が長時間にわたる場合には評価を引き上げるという改定案の議論を行っているところであるが、厚生労働省としては、当該改定により患者の状態に応じた適切な診療が行われることとなると考える。

七について

御指摘の「医療供給を縮小させる可能性のある政策」の意味するところが必ずしも明らかではないが、厚生労働省としては、今後とも、審議会等における専門的な議論も踏まえ、医療政策を立案、実施してまいりたいと考える。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
(本体	本号一部
二二〇円	二二〇円